

令和8年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和8年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和8年2月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和8年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 孤独・孤立対策課 福祉監査指導課 障がい福祉課 長寿社会課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 感染症対策センター	3 4 21 33 39 83 104 123 148 159
	2 歳入歳出事項別明細書		163
	3 節の明細		169
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	184

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	令和8年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	187
	2 歳入事項別明細書	〃	188
	3 予算説明資料	〃	189
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	197
	5 節の明細	〃	200
6 給与費明細書	〃	201	

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第37号	鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例	医療・保険課	203
第38号	鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例	医療・保険課	205
第48号	財産を無償で貸し付けること(鳥取県赤十字血液センター用地)について	医療政策課	208

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和8年2月3日専決)	医療政策課	209
	(5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和8年2月3日専決)	医療・保険課	212

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部（単位：千円）

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福 祉 保 健 課	5,047,030	4,288,544	758,486	1,164,471	27,000	90,726	3,764,833	
孤独・孤立対策課	1,136,261	1,032,907	103,354	512,021		17,884	606,356	
福祉監査指導課	321,895	260,651	61,244	5,556			316,339	
障 がい 福 祉 課	8,082,824	8,028,652	54,172	1,001,353		181,455	6,900,016	
長 寿 社 会 課	13,017,532	15,533,653	△ 2,516,121	487,828	223,000	1,355,510	10,951,194	
健 康 政 策 課	1,451,452	1,390,062	61,390	670,200		80	781,172	
医 療 政 策 課	7,480,348	7,239,124	241,224	1,310,936	340,000	1,008,378	4,821,034	
医 療 ・ 保 険 課	14,681,345	13,813,356	867,989	7,009		5,676	14,668,660	
感染症対策センター	672,887	630,958	41,929	420,587	112,000	5	140,295	
一般会計合計	51,891,574	52,217,907	△ 326,333	5,579,961	<342,500> 702,000	2,659,714	42,949,899	県費負担 43,292,399

説 明

主な事業

- ・ (新) 福祉人材確保・定着促進事業
- ・ 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業
- ・ (新) 地域のきずな推進支援事業
- ・ 家計負担激変緩和対策事業
- ・ (新) 介護人材(介護・障がい)確保促進事業
- ・ 親なき後を見据えた地域生活サポート事業
- ・ 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業
- ・ (新) 老人福祉施設等長寿命化対策支援事業
- ・ (新) 「新たな地域医療構想」策定に向けた未来医療検討事業
- ・ 中山間地域医療確保推進事業

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線：7139)

12目 諸費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	1,041,661	100,000	941,661				1,041,661	
トータルコスト	1,042,464千円 (前年度 100,789千円) [正職員：0.1人]							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和7年度以前の福祉保健部内の国庫補助（負担）事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫補助（負担）金を返還することに要する経費である。</p>								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7142)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
心のバリアフリー推進事業	1,148	1,088	60	897			251													
トータルコスト	5,965千円 (前年度 5,820千円) [正職員：0.6人]																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民にバリアフリーに関する意識の浸透を図るとともに、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細事業名</th> <th style="width: 50%;">内容</th> <th style="width: 30%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハートフル駐車場利用証制度</td> <td>県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付</td> <td style="text-align: center;">その他事務費 対応</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>小学生向けの福祉教育用冊子の作成</td> <td style="text-align: center;">897</td> </tr> <tr> <td>推進体制の整備</td> <td>福祉のまちづくり推進協議会の開催等</td> <td style="text-align: center;">251</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	その他事務費 対応	普及啓発	小学生向けの福祉教育用冊子の作成	897	推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	251
細事業名	内容	予算額																		
ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	その他事務費 対応																		
普及啓発	小学生向けの福祉教育用冊子の作成	897																		
推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	251																		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材 研修センター管理 委託費	〔債務負担行為〕 3,934 81,549	52,812	〔債務負担行為〕 3,934 28,737	8,962	<13,500> 27,000	(使用料) 4,501	〔債務負担行為〕 3,934 41,086	県費負担 54,586
トータルコスト	83,958千円（前年度 55,178千円）〔正職員：0.3人〕							

1 事業の目的、概要

県における福祉人材養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託する。

また、施設利用者の利便性向上等のための施設改修工事を実施する。

【施設の概要】

所在地：鳥取市伏野1729-5

延床面積：5,401.04㎡

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
指定管理料	指定管理者による指定管理料（うち見直しによる算定額16,063千円） 【指定管理者】社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5） 【指定の期間】令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	51,401
施設改修費	・1階の福祉体験交流プラザについて、利用者アンケートで要望の多い会議・打合せブースと狭隘化している事務スペースに改修することにより、施設利用者の利便性向上及び施設の有効活用を図る。 （R7に実施設計済、R8に改修工事を実施） ・また、施設における空調用熱源機器について施設の中長期保全計画に基づき更新工事を実施する。 （R8に実施設計、R9に改修工事を予定）	30,060
審査・評価 委員会運営 費	指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会開催に係る経費 【対象施設】福祉人材研修センター、鳥取砂丘こどもの国	88

※令和9～10年度分の指定管理料も見直しにより増額となるため、債務負担行為（3,934千円）を設定する。

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：物価指数を考慮して算定した額を毎年度別枠で措置する。

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	32,576	33,535	△959	9,241		(寄附金) 5,000	18,335	
トータルコスト	34,985千円（前年度 35,901千円）〔正職員：0.3人〕							

1 事業の目的、概要

災害発生後に避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修によるチーム員の養成や関係機関との連携による派遣体制の強化等を図る。あわせて、被災地におけるボランティア活動を支援する災害ボランティアセンターが県内で円滑に運営できる体制づくりや災害ボランティア団体等の活動経費の助成等を行うことで、県内外の大規模災害時における福祉支援機能を確保する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
DWATに関する事業	(1) 登録の管理 基礎研修終了後の申請受付、登録手続、状況調査等 (2) DWAT チーム員への研修・活動訓練 (3) 体制強化に向けた意見交換、説明会等の開催 (4) 災害時に活用する活動資機材の整備 【委託先】鳥取県社会福祉協議会 【財源内訳】国（定額）、県	16,610
災害ボランティアセンター強化支援事業	(1) 関係機関連絡会 ボランティア関係団体等との意見交換 (2) 運営者研修 災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を地域住民・団体会員等を対象に実施 (3) 災害ボランティアセンター体制整備 市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時のボランティアセンターの立上げについて指導・助言を実施 (4) ICT 導入及び ICT 活用研修 迅速な災害ボランティアセンター設置・運営を行う ICT 導入に関する経費及び研修会の実施 【事業主体】鳥取県社会福祉協議会 【財源内訳】国（基準額の1/2以内）、県	8,950
大規模災害ボランティア活動応援事業	県内外の大規模災害時において、団体等が被災地ニーズに沿ったボランティア活動を行う場合に要する経費を、クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金により支援する。	5,000
災害時における通信手段の確保	災害により通信手段が絶たれた場合に、県に配備した非常用通信機器を医療機関及び社会福祉施設等へ職員が持ち込み、通信手段を確保することで、被害状況及び支援ニーズを把握し迅速な支援につなげる。	2,016

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	8,860	8,898	△38	3,428		(基金繰入金) 2,380	3,052	
トータルコスト	9,663千円（前年度 9,687千円） [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
福祉人材センター事業運営管理	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材センターの運営に要する事務費を負担する。 円滑かつ効果的に事業を実施するため、運営委員会を年2回開催する。 (財源：国1/2、県1/2、一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）) 	2,174
福祉人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関との連絡調整を行う。 県外の就職面接会への参加、求人・求職活動に関する冊子を作成する。 求職者や新卒予定者を対象に、就職説明会やガイダンスを開催する。 県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌の発行等を行う。 (財源：国1/2、県1/2、一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）) 	5,682
福祉職員資質向上	<ul style="list-style-type: none"> キャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。 福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に研修を実施する。 (財源：国1/2、県1/2) 	1,004

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉人材確保・定着促進事業	8,000	0	8,000				8,000	
トータルコスト	8,803千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

少子高齢化による生産年齢人口の減少、労働市場の変化等を背景とした人材獲得競争の激化により、官民ともに一部の技術・専門職の採用が困難となっていることを踏まえ、人材確保に向けた対策を推進する。
福祉分野に共通した課題である人材不足を克服すべく、福祉人材養成のための修学資金を貸し付けるとともに、介護・障がい・子育て分野の垣根を越えて奨学金返還の支援を行い、福祉分野の人材確保及び定着を図る。

2 主な事業内容

(1) 【継続】福祉人材養成のための修学資金貸付け ※国制度に基づく制度

○鳥取県保育士等修学資金（子育て王国課計上）

貸付対象	保育士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,600千円
貸付期間	養成施設に在学する期間（最大2年間）
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で3年以上保育士等として引き続き従事したとき

○鳥取県福祉人材修学資金（長寿社会課計上）

貸付対象	介護福祉士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,640千円
貸付期間	養成施設に在学する期間（最大2年間）
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を受け、県内の社会福祉施設等で3年間、介護等の業務に従事したとき

(2) 【新規】修学資金返還支援事業 8,000千円（単県）

保育士等修学資金または福祉人材修学資金を借りた学生が県内の社会福祉分野事業所等で勤務する場合に、当該修学資金の返還に係る経費を支援する。

※上記の保育士等修学資金及び福祉人材修学資金は、返還免除となる要件（職種、勤務する事業所の種別等）がそれぞれ厳格に規定されており、該当しない場合は全額返還が必要となる。

【(参考) 専門人材確保に係る関連予算】(新) 地域を支える技術・専門職人材確保対策事業（総務部人事企画課）

項目	内容	予算額															
1 県庁業務の魅力発信	公務のイメージ向上等を目的とした動画を制作する。その他、実務体験型インターンシップ（有償インターンシップ）を実施する。	1,194 (別途人件費)															
2 奨学金の返還支援	<p>技術・専門職員を確保するため、奨学金返還額の一部を支援する。 ＜対象者＞令和8年度に実施される県採用試験に合格し、鳥取県に以下の職種で採用され、日本学生支援機構奨学金及び鳥取県有英奨学資金等の貸与を受けている者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>薬剤師、獣医師、土木</th> <th>社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成率</td> <td>ア) 無利子奨学金（助成率1/2） 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円</td> <td>ア) 無利子奨学金（助成率1/4） 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円</td> </tr> <tr> <td>及び限度額</td> <td>イ) 有利子奨学金（助成率1/4） 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用</td> <td>イ) 有利子奨学金（助成率1/8） 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用</td> </tr> <tr> <td>助成方法</td> <td colspan="2">支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 （自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。）</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td colspan="2">8年間の就業継続義務</td> </tr> </tbody> </table> <p>【債務負担行為（令和10～17年度）】36,000千円</p>	職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)	助成率	ア) 無利子奨学金（助成率1/2） 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円	ア) 無利子奨学金（助成率1/4） 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円	及び限度額	イ) 有利子奨学金（助成率1/4） 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用	イ) 有利子奨学金（助成率1/8） 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用	助成方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 （自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。）		条件	8年間の就業継続義務		0 (債務負担行為 36,000)
職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司・児童指導員・児童福祉司等)															
助成率	ア) 無利子奨学金（助成率1/2） 大学院・獣医学部・薬学部216万円、大学144万円、短大・高専・専門学校72万円	ア) 無利子奨学金（助成率1/4） 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円															
及び限度額	イ) 有利子奨学金（助成率1/4） 大学院・獣医学部・薬学部108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用	イ) 有利子奨学金（助成率1/8） 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用															
助成方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 （自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。）																
条件	8年間の就業継続義務																

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会等 開催事業	2,100	1,800	300				2,100	
トータルコスト	4,509千円（前年度 4,166千円） [正職員：0.3人]							
1 事業の目的、概要 (1) 県民総合福祉大会開催事業 地域福祉を身近な問題、自らの問題として受け止め、福祉のまちづくりに対する理解を深めることを目的に、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行い、福祉に携わる者の意識高揚を図る県民総合福祉大会の開催経費を支援する。 (2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援 県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催経費を支援する。								
2 主な事業内容 (1) 県民総合福祉大会開催事業（1,200千円） ①実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等） ②大会内容 県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など (2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援（900千円） ① 総会の開催（年1回、前年度受賞研究の発表、講演等を行う。） ② 研究発表会の開催（年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。） ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※優秀者には奨励金の交付を行う。 ③学会設立20周年に伴う記念企画を実施								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
福祉保健部管理運営 費（民生費）	19,227	17,483	1,744	937			18,290																
トータルコスト	141,019千円（前年度136,836千円） [正職員：14.7人 会計年度任用職員：1.0人]																						
1 事業の目的、概要 社会福祉審議会の開催、各種統計調査に要する経費及び福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。																							
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">細事業名</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉審議会費</td> <td>社会福祉に関する事項を調査・審議するため、社会福祉審議会を開催する。</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>社会福祉統計調査費</td> <td>国からの委託により厚生労働統計調査（社会福祉関係）を行う。 （財源：国10/10）</td> <td>937</td> </tr> <tr> <td>管理運営費</td> <td>福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整等を行う。</td> <td>12,052</td> </tr> <tr> <td>地方自治法派遣職員負担金</td> <td>地方自治法に基づき市町村から県に派遣される職員に係る経費を負担する。</td> <td>5,492</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	社会福祉審議会費	社会福祉に関する事項を調査・審議するため、社会福祉審議会を開催する。	746	社会福祉統計調査費	国からの委託により厚生労働統計調査（社会福祉関係）を行う。 （財源：国10/10）	937	管理運営費	福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整等を行う。	12,052	地方自治法派遣職員負担金	地方自治法に基づき市町村から県に派遣される職員に係る経費を負担する。	5,492
細事業名	内容	予算額																					
社会福祉審議会費	社会福祉に関する事項を調査・審議するため、社会福祉審議会を開催する。	746																					
社会福祉統計調査費	国からの委託により厚生労働統計調査（社会福祉関係）を行う。 （財源：国10/10）	937																					
管理運営費	福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整等を行う。	12,052																					
地方自治法派遣職員負担金	地方自治法に基づき市町村から県に派遣される職員に係る経費を負担する。	5,492																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	13,003	12,735	268	5,000			8,003	
トータルコスト	15,412千円（前年度 15,101千円） [正職員：0.3人]							

1 事業の目的、概要

支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、鳥取県社会福祉協議会が実施する、活動希望者と活動元との調整等を行うボランティアバンクの運営やボランティア人材の養成等の取組及び福祉施設でのボランティア体験等の取組に対して支援する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2）

細事業名	内 容	予算額
支え愛ボランティア養成事業	①ボランティアバンクの運営 ボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」の運営、PR等を行う。 ②ボランティア人材の養成 ボランティアコーディネーター研修及び市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修を実施する。 ③ボランティアセンターの機能強化とボランティア団体の支援 県ボランティア・市民活動センターの運営、ボランティア情報誌HOTeyeの発行等を行う。	8,777
福祉教育推進事業	①小中学生・高校生等への福祉教育・ボランティア活動の推進 小中学生等への福祉教育や高校生等のボランティア体験学習を実施するほか、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ②福祉教育研究委員会 障がいの有無にかかわらず地域で主体的に学習に参加できる学びの場づくりのためのプログラムを検討する。 ③福祉教育研究推進セミナー 地域や学校で実施する福祉教育の取組の成果・課題を協議し、その推進方策を共有し、実践の広がりを図るセミナーを開催する。	4,226

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	1,900	1,600	300				1,900	
トータルコスト	2,703千円（前年度2,389千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引取り及び取扱いに要する経費である。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	28,917	28,728	189			(基金繰入金) 12,050	16,867	
トータルコスト	29,720千円（前年度29,517千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 定常的に各種社会福祉団体と調整し、現場のニーズを十分に把握している鳥取県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に各種補助事業を実施する。</p>								
<p>2 主な事業内容 補助事業に要する経費（事業費、人件費及び事務費）を支援する。</p>								
細事業名								予算額
1 事業費								17,894
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金（財源：単県）								80
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金（財源：単県）								120
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金（財源：単県）								200
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金（財源：単県）								560
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金（財源：単県）								700
(6) 手話学習会開催事業費補助金（財源：単県）								1,350
(7) 肢体不自由児者等向け広報誌発行事業補助金（財源：単県）								330
(8) 肢体不自由児父母の大会開催補助金（財源：単県）								1,104
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金（財源：単県）								400
(10) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む）（財源：基金）								4,650
(11) 働きながら受講しやすい「介護職員初任者研修」開催支援補助金（財源：基金）								400
(12) 介護実務者研修受講支援補助金（財源：基金）								6,000
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金（財源：基金）								1,000
(14) ことぶき起業支援補助金（財源：単県）								800
(15) 外国人高齢者福祉給付金（財源：単県）								200
2 人件費（財源：単県）								9,632
3 事務費（財源：単県）								1,391

- 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費／4目 高齢者福祉費／12目 障がい者自立支援事業費
 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費／5目 児童福祉施設費
 4款 衛生費 4項 医薬費 2目 医務費

福祉保健課（内線：7139）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業	966,917	1,293,920	△327,003	966,917				
トータルコスト	970,932千円（前年度1,297,864千円） [正職員：0.5人]							

1 事業の目的、概要

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し応援金を支給する。

2 主な事業内容

県内に所在する医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給する。

細事業名	内容	予算額
(1)医療機関等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者 【支給額】・病院：120～235千円/施設（6.7～21.7千円/病床を加算） ※救急告示医療機関（精神科救急医療施設含む）120千円/施設を加算 ・有床診療所：85千円/施設（6.7～10.7千円/病床を加算） ・無床診療所・歯科診療所：70千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局：25千円/施設	167,000
(2)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設：100千円/施設（5千円/定員・人を加算） ・福祉用具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居宅介護支援事業所：70千円/施設 ・（看護）小規模多機能型居宅介護施設：300千円/施設 ・入所・居住系施設：350千円/施設（16～20千円/定員・人を加算）	586,000
(3)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】障害福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】・訪問系施設：70～150千円/施設 ・通所系施設（短期入所等）：55千円/施設（5千円/定員・人を加算） ・通所系施設（生活介護）：140千円/施設（5千円/定員・人を加算） ・入所系施設（施設入所支援）：350千円/施設（20千円/定員・人を加算） ・補装具貸与・販売事業所：70千円/施設 ・居住系施設：100千円/施設（7千円/定員・人を加算）	136,547
(4)保護施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】保護施設等を運営する法人 【支給額】350千円/施設（20千円/定員・人を加算）	3,700
(5)保育施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】保育施設等を運営する事業者 【支給額】・保育施設等：4.2千円/児童・人 ・児童養護施設等：25～33千円/入所児童等・人（世帯） 8千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設：37千円/施設	73,670

※支給単価は基本的にこれまでと同じ考え方に基づき設定

※公立施設は支給対象外

※医療機関等については、令和8年6月に予定されている診療報酬改定において物価高騰への対応が盛り込まれることから、改定までの間について支援を行う。

3 その他

- ・医療機関、社会福祉施設、保育施設等に対し、物価高騰に係る応援金を支給することにより、安心、安全で質の高い医療や福祉・保育サービスの提供の維持を図っている。
- ・国の臨時交付金を活用し、令和4年9月に応援金制度を創設して以降、継続的に支援を実施している。

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	11,576	10,717	859	7,200			4,376	
トータルコスト	62,870千円（前年度 60,076千円） [正職員：4.7人 会計年度任用職員：3.6人]							

1 事業の目的、概要

戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
戦没者慰霊等援護事業	慰霊行事の開催及び参列、遺族等援護団体への助成、遺族等援護功労者の顕彰等を行う。 【県実施】 ・鳥取県戦没者慰霊祭、旧陸軍墓地慰霊祭、沖縄「因伯の塔」慰霊祭の開催 ・旧陸軍墓地、沖縄「因伯の塔」の維持管理 ・全国戦没者追悼式への参列 【（一財）鳥取県遺族会補助金】 ・全国戦没者遺族大会、全国戦没者追悼式への代表者派遣 ・次世代継承活動及び研修事業（平和学習等への語り部派遣、高校生による戦争をテーマにした朗読音声映像制作、戦争帰還者等の証言映像制作 など） （財源：単県）	4,326
戦傷病者遺族等援護事業	各法令に基づき各種請求に係る事務を行う。 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務 ・戦傷病者特別援護法に基づく事務 ・戦没者の妻（父母等）に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給事務 （財源：国10/10）	6,724
中国残留邦人等支援事業	・中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 （財源：国10/10・単県）	316
恩給等事務処理費	・旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 （財源：国10/10・単県）	210

4項 災害救助費

福祉保健課（内線：7142）

1目 救助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
救助費	2,400	2,400	0				2,400													
トータルコスト	6,415千円（前年度 6,344千円） [正職員：0.5人]																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県外で発生した大規模災害への見舞金及び県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金を支給する。また、大規模地震や大雨災害で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見舞金支給事業</td> <td>①災害救助法適用外の小災害被災者に対する見舞金 全壊・全焼世帯：5万円、半壊・半焼世帯：2万円（1世帯あたり） ②知事見舞金 風水害、火災、地震等により著しい被害を受けた都道府県に対し、見舞金を贈呈する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>避難被災者生活支援金（新規避難者向け）</td> <td>【支給対象者】賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）又は、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者） 【支給額】10～30万円</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>避難被災者生活支援金（継続避難者向け）</td> <td>【支給対象者】生活再建支援金申請時点で本県に引き続き6ヶ月以上居住している者 【支給額】1人あたり5万円（世帯員数に応じて支給）</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>近年の実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難被災者生活支援金 令和5年度 令和6年能登半島地震に係る生活支援金（4世帯に対し、700千円を支給） ○避難被災者生活再建支援金 令和6年度 令和6年能登半島地震に係る生活再建支援金（8人に対し、400千円を支給） 									細事業名	内容	予算額	見舞金支給事業	①災害救助法適用外の小災害被災者に対する見舞金 全壊・全焼世帯：5万円、半壊・半焼世帯：2万円（1世帯あたり） ②知事見舞金 風水害、火災、地震等により著しい被害を受けた都道府県に対し、見舞金を贈呈する。	900	避難被災者生活支援金（新規避難者向け）	【支給対象者】賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）又は、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者） 【支給額】10～30万円	1,000	避難被災者生活支援金（継続避難者向け）	【支給対象者】生活再建支援金申請時点で本県に引き続き6ヶ月以上居住している者 【支給額】1人あたり5万円（世帯員数に応じて支給）	500
細事業名	内容	予算額																		
見舞金支給事業	①災害救助法適用外の小災害被災者に対する見舞金 全壊・全焼世帯：5万円、半壊・半焼世帯：2万円（1世帯あたり） ②知事見舞金 風水害、火災、地震等により著しい被害を受けた都道府県に対し、見舞金を贈呈する。	900																		
避難被災者生活支援金（新規避難者向け）	【支給対象者】賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）又は、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者） 【支給額】10～30万円	1,000																		
避難被災者生活支援金（継続避難者向け）	【支給対象者】生活再建支援金申請時点で本県に引き続き6ヶ月以上居住している者 【支給額】1人あたり5万円（世帯員数に応じて支給）	500																		

福祉保健課（内線：7142）

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	5,136	9,044	△3,908			(財産収入) 3,055	2,081	
トータルコスト	5,939千円（前年度 9,833千円） [正職員：0.1人]							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>災害救助法に基づく災害救助基金の積立及び運用に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>災害救助基金に、法定積立最少額との差額及び運用収益を積み立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定積立最少額の不足分（2,081千円） ・基金運用に伴う収益分（3,055千円） 								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課 (内線：7142)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生統計費	3,518	6,478	△2,960	3,435			83	
トータルコスト	24,195千円 (前年度 26,560千円) [正職員：2.2人 会計年度任用職員：0.8人]							
<p>1 事業の目的、概要 保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの保守に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 ＜調査名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査（世帯票） ・医療施設調査（動態） ・衛生行政報告例 ・病院報告 ・人口動態調査 ・介護サービス施設・事業所調査 ・地域保健・健康増進事業報告 								
福祉保健部管理運営費（衛生費）	81	81	0				81	
トータルコスト	1,687千円 (前年度 1,658千円) [正職員：0.2人]							
<p>1 事業の目的、概要 全国衛生部長会への参加に係る経費である。</p>								

福祉保健課 (内線：7858)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
鳥取県公衆衛生学会等運営費	301	247	54				301																						
トータルコスト	1,104千円 (前年度 1,036千円) [正職員：0.1人]																												
<p>1 事業の目的、概要 鳥取県公衆衛生学会の開催等を通じて、県内の大学、医療機関、公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果や直面する課題について発表・討議し、その成果を業務に反映させることにより、県民の健康の保持増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鳥取県公衆衛生学会の開催</td> <td colspan="2">＜第66回鳥取県公衆衛生学会の開催計画＞</td> <td rowspan="5">256</td> </tr> <tr> <td>開催時期</td> <td>令和8年7月（予定）</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>西部地区 ※東部、中部、西部の順に持ち回り開催</td> </tr> <tr> <td>主催者</td> <td>鳥取県、鳥取県公衆衛生協会</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>県、市町村、大学、関係機関等</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>特別講演、研究発表（保健、衛生・環境）</td> </tr> <tr> <td>日本公衆衛生学会都道府県等分担金</td> <td colspan="2">日本公衆衛生学会に係る都道府県等分担金（47都道府県と20政令指定都市が負担）。</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県公衆衛生学会の開催	＜第66回鳥取県公衆衛生学会の開催計画＞		256	開催時期	令和8年7月（予定）	開催場所	西部地区 ※東部、中部、西部の順に持ち回り開催	主催者	鳥取県、鳥取県公衆衛生協会	参加者	県、市町村、大学、関係機関等	内容	特別講演、研究発表（保健、衛生・環境）	日本公衆衛生学会都道府県等分担金	日本公衆衛生学会に係る都道府県等分担金（47都道府県と20政令指定都市が負担）。		45
細事業名	内容	予算額																											
鳥取県公衆衛生学会の開催	＜第66回鳥取県公衆衛生学会の開催計画＞		256																										
	開催時期	令和8年7月（予定）																											
	開催場所	西部地区 ※東部、中部、西部の順に持ち回り開催																											
	主催者	鳥取県、鳥取県公衆衛生協会																											
	参加者	県、市町村、大学、関係機関等																											
内容	特別講演、研究発表（保健、衛生・環境）																												
日本公衆衛生学会都道府県等分担金	日本公衆衛生学会に係る都道府県等分担金（47都道府県と20政令指定都市が負担）。		45																										

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
原爆被爆者保護費	84,683	88,129	△3,446	79,889			4,794										
トータルコスト	103,704千円（前年度 106,528千円） [正職員：1.9人 会計年度任用職員：1.0人]																
1 事業の目的、概要 原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。																	
2 主な事業内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原爆被爆者健康診断費等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (財源：国10/10) 鳥取県原爆被害者の会が行う被爆者への援護施策充実に係る活動、手当の請求指導等の活動に対する助成 (財源：単県) </td> <td>2,343</td> </tr> <tr> <td>原爆被爆者保護費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種手当の認定及び支給並びに介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (財源：国10/10ほか) 鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成 (財源：国5/8・県3/8) </td> <td>82,340</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	原爆被爆者健康診断費等	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (財源：国10/10) 鳥取県原爆被害者の会が行う被爆者への援護施策充実に係る活動、手当の請求指導等の活動に対する助成 (財源：単県) 	2,343	原爆被爆者保護費	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の認定及び支給並びに介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (財源：国10/10ほか) 鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成 (財源：国5/8・県3/8) 	82,340
細事業名	内容	予算額															
原爆被爆者健康診断費等	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (財源：国10/10) 鳥取県原爆被害者の会が行う被爆者への援護施策充実に係る活動、手当の請求指導等の活動に対する助成 (財源：単県) 	2,343															
原爆被爆者保護費	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の認定及び支給並びに介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (財源：国10/10ほか) 鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成 (財源：国5/8・県3/8) 	82,340															

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
優生手術等被害者支援事業	1,823	1,823	0				1,823																
トータルコスト	4,232千円（前年度 4,189千円） [正職員：0.3人]																						
1 事業の目的、概要 旧優生保護法による優生手術等を受けられた方（被害者）や家族等と面談等を行い、必要な支援を行う。																							
2 主な事業内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手続支援</td> <td>被害者が補償金等の支給の請求を行う場合に、県内居住地から最寄りの県相談窓口までの旅費等を支援する。</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>同行支援</td> <td>被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>その他の支援</td> <td>優生手術等の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護法補償金等支給法及び旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>広報費</td> <td>潜在被害者の掘り起こし等のため制度の周知を行う。</td> <td>1,133</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	手続支援	被害者が補償金等の支給の請求を行う場合に、県内居住地から最寄りの県相談窓口までの旅費等を支援する。	408	同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。	199	その他の支援	優生手術等の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護法補償金等支給法及び旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分	83	広報費	潜在被害者の掘り起こし等のため制度の周知を行う。	1,133
細事業名	内容	予算額																					
手続支援	被害者が補償金等の支給の請求を行う場合に、県内居住地から最寄りの県相談窓口までの旅費等を支援する。	408																					
同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。	199																					
その他の支援	優生手術等の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護法補償金等支給法及び旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分	83																					
広報費	潜在被害者の掘り起こし等のため制度の周知を行う。	1,133																					
3 その他 令和7年1月の補償法施行に伴い、手続支援対象を拡大するとともに補償金等対象者への周知を図っていく。 <補助金利用状況> ※令和7年12月現在 令和6年度 3件・2,025円（手続支援費） 令和7年度 1件・950円（手続支援費） <補償金等請求状況> ※令和7年12月現在 補償金等請求書進達件数 18件（うち認定された件数 15件）																							

3項 保健所費
1目 保健所費

福祉保健課（内線：7142）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	1,360	907	453				1,360	
トータルコスト	2,163千円（前年度 1,696千円） [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

全国保健所長会への参加、社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録及び保健所長就任のために必須となっている研修受講に係る経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
会費等経費	(1) 全国保健所長会 (2) 中四国ブロック保健所長会 (3) 社会医学系専門医制度の認定登録料等	146
研修等経費	(1) 保健所長養成研修 (2) 公衆衛生医師の学会参加	1,214

市町村事務移管等推進事業（保健所業務等負担金）	194,584	192,996	1,588	4,851		(基金繰入金) 138	189,595	
トータルコスト	208,233千円（前年度 206,404千円） [正職員：1.7人]							

1 事業の目的、概要

住民に身近な市町村において住民サービスを提供できるよう、県民の暮らしに密着する事務等について市町村への権限移譲や事務の委託を行う。

2 主な事業内容

鳥取市の中核市移行及び市保健所設置に伴い、東部4町の保健所事務等を鳥取市に委託する経費を県負担金として支払う。

【主な委託事業】保健所運営費、障がい者福祉事務費、難病等医療費助成事業費 等

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公衆衛生人材強化事業	13,083	13,083	0	441		(基金繰入金) 8,134 (雑入) 4,066	442	
トータルコスト	13,886千円（前年度 13,872千円） [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策・フレイル対策・健康づくり・がん対策など公衆衛生行政の重要性が増大する中、公衆衛生を担う人材の充実・強化が喫緊の課題となっている。このため、公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る体制を構築する。

また、今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する外部の専門職の即応人材を育成することを目的として、潜在保健師等に対して研修を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
公衆衛生体制強化事業	鳥取大学と県との医療の体制強化に関する連携協定に基づき、以下の取組を実施することにより、本県の公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る。（鳥取大学に委託） ○県が抱える公衆衛生行政上の課題（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）の調査研究及び結果のフィードバック ○公衆衛生行政に係る施策立案段階での助言 ○将来の公衆衛生医師の確保に向けた取組（医学部生・臨床医への保健所業務の紹介、公衆衛生医師の全国ネットワークづくり） ○地域住民を対象とした公衆衛生のミニ講座の開催	12,200
健康危機管理対応人材育成研修実施事業	今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する即応人材を育成するためIHEAT（※）登録者への研修を実施する。 （鳥取県国民健康保険団体連合会に委託）	883

※IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。医師、保健師、看護師などが、保健所等への支援を行うIHEAT要員として登録する。

1目 保健所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所倉吉保健所運営費	7,595	7,187	408				7,595	
トータルコスト	31,682千円（前年度 30,848千円） [正職員：3.0人]							
<p>1 事業の目的、概要 中部圏域における保健・福祉行政を適切に運営するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 中部圏域における保健・福祉行政を所管する中部総合事務所倉吉保健所・県民福祉局の管理運営や関係機関との連絡調整を行う。</p>								

1目 保健所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子保健所運営費	20,753	23,956	△3,203				20,753	
トータルコスト	58,369千円（前年度 60,307千円） [正職員：3.7人 会計年度任用職員：2.1人]							
<p>1 事業の目的、概要 西部圏域における保健・福祉行政を適切に運営するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 西部圏域における保健・福祉行政を所管する西部総合事務所米子保健所・県民福祉局の管理運営や関係機関との連絡調整を行う。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,494,279	2,376,807	117,472	73,273		(手数料) 10,104 (雑入) 41,298	2,369,604	

一般職員238名、定数外職員37名及び会計年度任用職員92名の人件費である。

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	751,470	正職員 (2人)80人 会計年度 61人	32,917		(手数料) 1,037 (雑入) 30,197	687,319
民生費	生活保護費	生活保護総務費	95,766	正職員 11人 会計年度 3人	32,224		(雑入) 54	63,488
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	319,106	正職員 36人 会計年度 12人	8,132		(手数料) 286 (雑入) 176	310,512
衛生費	保健所費	保健所費	420,144	正職員 52人 会計年度 3人			(雑入) 54	420,090
衛生費	医薬費	医薬総務費	907,793	正職員 (35人)59人 会計年度 13人			(手数料) 8,781 (雑入) 10,817	888,195
計			2,494,279	正職員 (37人)238人 会計年度 92人	73,273		51,402	2,369,604

※正職員左（）内は定数外職員数

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
官民連携による孤独・孤立対策支援事業	31,892	26,329	5,563	21,218			10,674	
トータルコスト	36,709千円（前年度 31,061千円）〔正職員：0.6人〕							

1 事業の目的、概要

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、孤独・孤立に悩む方の相談窓口の設置等により支援の充実を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額								
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業	条例に基づく施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を開催する。 （委員の構成：学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者）	810								
孤独・孤立に関する相談窓口設置事業	孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を設置し相談内容に応じた支援機関を案内する。相談者からの要望に応じて支援機関への同行を行うとともに、相談後の状況についてフォローアップを実施する。 <窓口の概要> ・電話相談：年中無休 ・対面相談：東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置 ・LINE相談：24時間365日受付（令和7年10月～開始）	23,668								
官民連携プラットフォーム会議	・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議の開催（年3回程度） ・加入団体および加入希望者を対象とした連携促進ワークショップの開催（年2回）	2,814								
「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助	プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、フォーラム等）に必要な経費を支援する。 ・補助率：2/3 ・補助上限額：200千円	600								
ピアサポート補助金	ピアサポートの推進を通じ、孤立を解消することを目的としてピアサポートに取り組む県内団体等の活動を支援する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規団体</td> <td style="text-align: center;">9/10</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">500千円</td> </tr> <tr> <td>新規団体以外の団体</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体	補助率	補助上限額	新規団体	9/10	500千円	新規団体以外の団体	1/2	4,000
事業実施主体	補助率	補助上限額								
新規団体	9/10	500千円								
新規団体以外の団体	1/2									

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	62,635	66,179	△3,544	3,038		3,000	56,597	
トータルコスト	65,847千円（前年度 69,334千円）〔正職員：0.4人〕							

1 事業の目的、概要

複雑化・複合化した課題に対しては従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、創意工夫をもって属性を問わない包括的な支援体制を構築する市町村を支援するとともに、「とっとり孤独・孤立サポーター」等の人材育成を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額															
孤独・孤立に係る人材育成	<p><孤独・孤立サポーター養成研修> 地域の中で孤独・孤立という課題に関わろうとする県民を主な対象として、孤独・孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、可能な限り対象者と支援機関の間に立ちつつ支援につなぎ、また、地域における関わりづくりや見守りを行うなど、できる範囲で伴走支援を継続する人材を育成する。</p> <p><専門研修> 様々な困難を抱えた当事者、家族、地域の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高める研修を実施する。</p> <p><孤独・孤立サポーター交流会> 孤独・孤立サポーターのフォローアップや活動実践者、市町村や支援機関等職員の交流会を実施する。</p>	3,000															
鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	<p>ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、市町村の行う孤独・孤立対策に資する事業（世帯訪問調査も含む）を支援する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助金名（補助制度）</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">孤独・孤立解消支援事業補助金</td> <td>孤独・孤立対策支援</td> <td>1/2</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>孤独・孤立サポーターと連携した孤独・孤立対策支援</td> <td>1/2</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯訪問調査等支援事業補助金</td> <td>10/10</td> <td>1,000千円/市 600千円/町村</td> </tr> </tbody> </table>	補助金名（補助制度）		補助率	補助上限額	孤独・孤立解消支援事業補助金	孤独・孤立対策支援	1/2	2,000千円	孤独・孤立サポーターと連携した孤独・孤立対策支援	1/2	150千円	世帯訪問調査等支援事業補助金		10/10	1,000千円/市 600千円/町村	5,750
補助金名（補助制度）		補助率	補助上限額														
孤独・孤立解消支援事業補助金	孤独・孤立対策支援	1/2	2,000千円														
	孤独・孤立サポーターと連携した孤独・孤立対策支援	1/2	150千円														
世帯訪問調査等支援事業補助金		10/10	1,000千円/市 600千円/町村														
包括的な支援体制整備支援	<p>県社会福祉協議会職員等の派遣や研修会の実施等により、市町村による包括的な支援体制の整備、充実を図る。</p>	4,055															
鳥取県重層的支援体制整備事業交付金	<p>重層的支援体制整備事業交付金のうち、多機関協働事業等の事業費の1/4を負担する。 令和8年度交付申請予定市町村数：11市町</p>	49,000															
孤独・孤立対策に向けたコミュニティの力を引き出す事業	<p>孤独・孤立対策の観点で、地域におけるささえあいの仕組みや見守り活動の好事例等を共有研究することにより、地域コミュニティの機能強化、充実を図る。 （情報交換会、事例集作成・横展開、アドバイザー等派遣）</p>	830															

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活困窮者総合支援事業	78,701	75,577	3,124	33,466			45,235	

トータルコスト 93,708千円（前年度 90,033千円）〔正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人〕

1 事業の目的、概要

生活困窮者の経済的自立への支援のため、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
市町村バックアップ事業	市町村が実施する生活困窮者創造支援事業の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築等のバックアップを行う。 担当者（初任者・主任）向け研修、広域ネットワーク会議、支援関係機関の意見交換会等を実施する。	10,516
住居確保給付金、見舞金	・離職・廃業や休業等により住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。 ・県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対し、夏季に見舞金を支給する。	28,666
生活困窮者自立支援事業	福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 等	24,586
中間的就労支援推進事業	直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。 中間的就労コーディネーターの配置を行い、協力事業所の開拓・利用者と協力事業所のマッチング等を実施する。	9,883
ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。	550
生活困窮者相談支援体制等拡充事業	生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体に対し、物価高騰等の影響を受けた支援ニーズに対応して実施する活動経費を支援する。 ・補助額：1団体あたり上限500千円	4,500

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	26,480	26,480	0	12,790			13,690	

トータルコスト 27,283千円（前年度 27,269千円）〔正職員：0.1人〕

1 事業の目的、概要

低所得世帯等に対し、総合支援資金（生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等）や福祉資金（日常生活を送る上で一時的に必要な費用等）等必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
生活福祉資金貸付事業	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費、事務費等）を補助する。 ・補助率：10/10	25,580
【新規】生活福祉資金利子補給事業	令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による県内の被災世帯を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う被災世帯への住宅補修等の貸付金について7年間（据置期間を除く）分の利子補給を行い、被災した借受人の負担軽減を図る。 ・補助率：10/10	900

鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	119,983	113,293	6,690	5,839		(基金繰入金) 14,084	100,060	
--------------------	---------	---------	-------	-------	--	-------------------	---------	--

トータルコスト 123,998千円（前年度 117,237千円）〔正職員：0.5人〕

1 事業の目的、概要

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の組織体制の安定化・強化及び専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応する事業を実施する体制の整備を図るため、交付金を交付する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
県社協運営費助成事業	・補助率：10/10 ・対象：役員・管理部門・地域福祉活動を推進する指導員等の人件費 県社協負担分を除く諸団体負担の光熱水費、建物使用料 交付金事業の評価を行う、外部有識者による評価委員会設置経費	73,635
基盤整備事業	県社協が次の項目に係る事業を企画立案し、県の承認を受けて実施する。 (1) 福祉人材育成確保事業 ※福祉人材センター運営（人件費のみ）を含む ※一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用する (2) 地域福祉推進支援事業	46,348

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県再犯防止推進事業	36,435	34,187	2,248	26,913			9,522	

トータルコスト 40,450千円（前年度 38,131千円）〔正職員：0.5人〕

1 事業の目的、概要

- （1）犯罪をした人が適切な福祉的支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪をすることを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。
- （2）第2期鳥取県再犯防止推進計画における成果指標：令和9年度末までに刑法犯検挙者中の再犯者数を基準値から20%減らす。（基準値443人（平成29～令和3年の平均値）→354人（令和4～8年の平均値））

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県再犯防止推進会議	国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等と第2期鳥取県再犯防止推進計画（令和5～9年度）の進捗管理や各団体の取組等にかかる情報の共有等を行う。 市町村等を対象とした研修会及び市町村等関係者・県との連携会議を実施する。	204
地域生活定着支援センター運営事業	罪を犯した障がい者または高齢者に対し、福祉サービスや生活環境の調整を行う。	34,794
保護司よりそい支援事業	保護観察終了者等（家族等も含む）からの相談に対応した元担当保護司に対して経費（3,440円/1回）を支援するとともに、各保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」（鳥取、倉吉、米子保護区のみ）に相談支援体制を整備する。 地域連携のための会議等に参加した保護司に対して経費（1,460円/1回）を支援する。	1,437

3 その他（改善点等）

令和5年度から6年度まで関係者（保護観察所、保護司会、地域生活定着支援センター）と地域生活定着支援センターの支援対象とならない人への相談支援体制構築に向けた検討会を行い、その結果を踏まえ、令和7年度から罪を犯した人の立ち直りを身近で支えてきた保護司を中心とした相談支援事業を開始した。
今後も引き続き、幅広い相談窓口であることわかりやすい発信や機会を捉えた広報を行い、罪を犯した人の立ち直りを支援することで、再犯防止を推進していく。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	84,802	87,254	△2,452	750			84,052	

トータルコスト 90,422千円（前年度 92,775千円）〔正職員：0.7人〕

1 事業の目的、概要

民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動費（主任児童委員分を除く。）や研修、民生児童委員協議会の活動及び各市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
民生委員活動費	民生委員・児童委員（主任児童委員を除く）及び単位（地区）民児協会会長に対して活動費を支給する。	64,816
民生児童委員協議会等補助金等	鳥取県民生児童委員協議会や地域民生児童委員協議会及び単位（地区）民生児童委員協議会の活動に対しての補助や市町村が開催する民生委員推薦会の開催に係る経費の一部負担、辞職する民生委員への記念品贈呈を行う。	19,176
地区民児協会会長等研修事業委託料	地区民児協会会長及び中堅（3期以上）の民生委員・児童委員に対する研修を実施する。	542
担い手確保対策事業補助金	民生委員の担い手確保に向けた創意工夫による取組を実施する市町村を支援する。 ・補助率：3/4（内訳：国1/2、県1/4、市町村1/4） ・補助上限額：国が別途定める	268

日常生活自立支援事業	50,315	50,157	158	24,757	(基金繰入金) 800	24,758	
------------	--------	--------	-----	--------	----------------	--------	--

トータルコスト 51,921千円（前年度 51,734千円）〔正職員：0.2人〕

1 事業の目的、概要

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなく、適切に福祉サービスを利用することが難しい方が、地域で安心して生活を送ることができるようにするため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う日常生活自立支援事業に対して補助金を交付する。

2 主な事業内容

- ・実施主体：県社協
- ・補助率：10/10
- ・補助対象経費：人件費（事務局、専門員・生活支援員）、事務費（各種会議、研修実施等）市町村社協への委託費
- ・実施内容：関係機関（当事者団体、保健・福祉関係、医療関係等）連絡会議の開催
専門員の業務指導及び支援、生活支援員の研修
（市町村社協（委託先）の実施する事業）
・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
成年後見支援センター運営支援事業	14,790	14,790	0	7,395			7,395	
トータルコスト	16,396千円（前年度 16,367千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

高齢者や障がい者などの権利擁護に係る支援体制を構築・推進するため、専門職で構成される県内3か所（鳥取市、倉吉市、米子市）の成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営を支援する。

2 主な事業内容

- ・補助対象団体：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉
一般社団法人権利擁護ネットワークほうき
- ・補助額：各4,930千円（定額）
- ・補助対象事業：成年後見支援センターの設置運営
困難事例の法人後見
成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援
各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催
成年後見制度の実務に関する研修会の開催 等

3 その他

・各圏域にセンターが設置され、全市町村と県が一体となって支援体制を整備しており、受任件数は年々増加傾向にある。

<各年度末における法人後見受任件数の推移（3センター合計）>

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
受任件数	121	137	149	184	199	199	214	224	228	223

・センターは広域的なセーフティネットとして困難事例の後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援推進事業	20,802	15,086	5,716	12,221			8,581	
トータルコスト	24,014千円（前年度 18,241千円）〔正職員：0.4人〕							

1 事業の目的、概要

ヤングケアラー等がいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図るため、ヤングケアラーの悩みや相談へ対応するための相談窓口等を設置するとともに、支援者のスキルアップを目的とした研修会等を開催する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
支援の充実・孤立化防止		
LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する（24 時間 365 日受付）。	7,660
電話相談の 24 時間化	児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する（24 時間 365 日受付）。	539
オンラインサロンの開催、SNS 上の集いの場の開設補助	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。 ・補助率：10/10	3,993
【新規】ヤングケアラーコーディネーターの配置	ヤングケアラーコーディネーターを 1 名配置し、市町村や教育機関等関係機関からのヤングケアラーの支援に関する相談支援に対応する。県教育委員会（生徒支援・教育相談センター）と連携し、学校や教育現場と市町村等支援機関のつなぎ、支援体制構築・強化を図る。	5,566
支援者のスキルアップ		
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 ・補助率：10/10 ・1 件あたりの上限額：80 千円	560
理解促進・啓発		
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。	955
ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	605
関係機関の連携		
ヤングケアラー支援会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	77

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり支援推進事業	(債務負担行為) 6,624 64,539	50,444	(債務負担行為) 6,624 14,095	(債務負担行為) 4,016 36,089			(債務負担行為) 2,608 28,450	
トータルコスト	79,794千円（前年度 65,429千円）〔正職員：1.9人〕							

1 事業の目的、概要

ひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
とっとりひきこもり生活支援センターの運営	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等を実施する。 ・委託先：NPO 法人鳥取青少年ピアサポート 相談事業 ・コーディネーターの配置（11名） （東部6名・中部2名・西部3名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 ・ひきこもり支援ネットワーク連絡会の開催 ・職場体験事業等連絡会への参加 体験事業 ・職場体験事業のコーディネーターを配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・職場体験終了後の支援 啓発事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・その他情報発信	52,857
家族教室・精神科医師の専門相談	中・西部総合事務所で、家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室、精神科医師による随時相談を実施する。	207
【新規】ひきこもり地域支援センター等設置支援事業	ひきこもりの相談支援拠点を新たに立ち上げる市町村を支援する。 ・補助率：3/4（内訳：国1/2、県1/4） ・対象市町村：八頭町（ひきこもりステーション事業）	11,475

※とっとりひきこもり生活支援センター業務委託費の増額及び、令和8年度から職場体験者に応援金を支給するため、債務負担行為（6,624千円）を設定する。

3 その他（改善点等）

職場体験を更に社会参加意欲の増進や動機付け等とするため、職場体験者本人に応援金（1千円/1日）を支給する。

・とっとりひきこもり生活支援センター運営状況

<職場体験者数>

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
体験者数 (延日数)	12 (563)	16 (522)	14 (398)	13 (420)	23 (617)	19 (761)

<相談支援件数>

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
相談支援件数 (延件数)	221 (2,655)	222 (3,134)	238 (3,253)	255 (3,959)	296 (5,528)	277 (5,494)

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
孤独・孤立対策課管理運営費	2,021	1,337	684				2,021	
トータルコスト	5,233千円（前年度 4,492千円）〔正職員：0.4人〕							
<p>1 事業の目的、概要 孤独・孤立対策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
(新)地域のきずな推進支援事業	5,287	0	5,287				5,287										
トータルコスト	10,104千円（前年度 0千円）〔正職員：0.6人〕																
<p>1 事業の目的、概要 少子高齢化、核家族化等の社会状況の変化に伴う単身高齢者世帯の増加とともに、身寄りのない方への支援が必要となっており、市町村において苦慮するケースが発生して課題となっている。今後、増加が見込まれる身寄りのない方が、これまでどおり住み慣れた地域において安心して生活できるよう、専門家・関係団体の知見や地域住民の支え合い・つながり等を活用して、市町村による身寄りのない方を支える地域づくり・支援体制を推進する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのワーキンググループ</td> <td>とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに身寄りのない方への支援に関するワーキンググループを設置し、プラットフォーム団体、権利擁護・福祉関係団体、行政等の実務者により、身寄りのない方の支援策を検討する。(年4回) (メンバー：法律、権利擁護、福祉・医療団体、市町村、県関係部局)</td> <td>1,287</td> </tr> <tr> <td>市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業</td> <td>市町村（圏域）における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的取組を支援する。 ・市町村事業補助：補助率10/10、補助上限500千円 ・圏域事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのワーキンググループ	とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに身寄りのない方への支援に関するワーキンググループを設置し、プラットフォーム団体、権利擁護・福祉関係団体、行政等の実務者により、身寄りのない方の支援策を検討する。(年4回) (メンバー：法律、権利擁護、福祉・医療団体、市町村、県関係部局)	1,287	市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業	市町村（圏域）における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的取組を支援する。 ・市町村事業補助：補助率10/10、補助上限500千円 ・圏域事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円	4,000
細事業名	内容	予算額															
とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのワーキンググループ	とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに身寄りのない方への支援に関するワーキンググループを設置し、プラットフォーム団体、権利擁護・福祉関係団体、行政等の実務者により、身寄りのない方の支援策を検討する。(年4回) (メンバー：法律、権利擁護、福祉・医療団体、市町村、県関係部局)	1,287															
市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業	市町村（圏域）における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的取組を支援する。 ・市町村事業補助：補助率10/10、補助上限500千円 ・圏域事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円	4,000															

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家計負担激変緩和対策事業	152,000	140,000	12,000	152,000				
トータルコスト	152,803千円（前年度 140,789千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

物価高騰が継続していることから、生活困窮者に対し、当面の生活を維持し自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。

2 主な事業内容

物価高騰による家計への影響が大きい世帯等に対して、市町村が支援を実施する場合、補助金を交付する。

(1) 対象世帯への経済的支援

- ・対象者：低所得者や多子世帯、児童扶養手当受給世帯等の物価高騰による家計への影響が大きい世帯として市町村が支援する世帯
- ・補助率：市町村が実施する支援に要する経費の1/2を補助
- ・補助基準額：1世帯当たり7千円を上限とする
- ・補助対象経費：現金給付のほか、現物給付も対象とする

(2) (1) の実施に要する事務的経費

- ・対象経費：文書発送料・振込手数料
- ・補助額：1世帯当たり300円

3 その他

令和4年度から市町村と協調し生活困窮者等の当面の生活を維持するための緊急的な支援を実施している。

- (参考) 令和7年度当初予算 140,000千円
 令和7年度6月補正予算 160,000千円
 令和7年度9月補正予算 160,000千円
 令和7年度12月補正予算 80,000千円

3項 生活保護費

孤独・孤立対策課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
保護行政費	26,551	30,513	△3,962	2,350			24,201										
トータルコスト	98,564千円（前年度 100,967千円）〔正職員：8.5人 会計年度任用職員：1.0人〕																
<p>1 事業の目的、概要 生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法施行事務費</td> <td>県内全福祉事務所に対する指導監査及び県福祉事務所における保護決定事務を行う。</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>生活保護法適正実施推進事業</td> <td>県福祉事務所における生活保護システムの運用等生活保護を適正に実施する。</td> <td>22,051</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	法施行事務費	県内全福祉事務所に対する指導監査及び県福祉事務所における保護決定事務を行う。	4,500	生活保護法適正実施推進事業	県福祉事務所における生活保護システムの運用等生活保護を適正に実施する。	22,051
細事業名	内容	予算額															
法施行事務費	県内全福祉事務所に対する指導監査及び県福祉事務所における保護決定事務を行う。	4,500															
生活保護法適正実施推進事業	県福祉事務所における生活保護システムの運用等生活保護を適正に実施する。	22,051															
(新)鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	41,848	0	41,848	27,898			13,950										
トータルコスト	45,060千円（前年度 0千円）〔正職員：0.4人〕																
<p>1 事業の目的、概要 社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行うことにより、救護施設における施設整備を図り、施設入所者のサービス利用環境の向上を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：ゆりはま大平園 ・補助率：3/4（内訳：国1/2、県1/4） ・冷暖房設備等の更新、空調設備機器等の制御管理のための配線等工事経費を補助する。 																	

孤独・孤立対策課（内線：7144）

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	317,180	301,281	15,899	145,297			171,883	
トータルコスト	350,099千円（前年度 333,618千円）〔正職員：4.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護費（国3/4、県1/4）及び居住地がない被保護者につき、鳥取市を除く県内市町村が支弁した国負担分以外の生活保護費等を市町村に代わって県が負担する。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	3,285	3,176	109	556			2,729	
トータルコスト	42,436千円（前年度40,493千円）〔正職員：3.0人 会計年度任用職員：4.0人〕							

1 事業の目的、概要

社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
社会福祉法人指導監査の充実	適正な法人運営を指導するとともに、関係機関等との連携を図る。	2,824
法人支援をはじめとする各種研修会の実施	法人運営適正化への支援、法人の役職員及び県の監査実施者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	461

3 その他（改善点等）

- ・法人との意見交換の時間をより多く確保することに努め、各法人の経営状況や置かれている事情を把握し、機械的・画一的な指導にならないよう努めている。
- ・施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。
- ・県民福祉局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	36,515	36,201	314				36,515	
トータルコスト	39,727千円（前年度39,356千円）〔正職員：0.4人〕							

1 事業の目的、概要

県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。	28,300
福祉施設経営指導事業補助金	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	8,215

3 その他

・鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金交付実績

- 令和3年度：12施設
- 令和4年度：11施設
- 令和5年度：10施設
- 令和6年度：9施設
- 令和7年度：9施設（見込み）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,184	1,178	6				1,184	
トータルコスト	6,001千円（前年度5,910千円）〔正職員：0.6人〕							

1 事業の目的、概要

県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
評価推進委員会の運営	学識経験者等10名以内で構成する評価推進委員会の開催（年3回） 審議内容：評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等	237
評価調査者養成研修（県社協委託）	県が名簿登録する評価調査者を養成するための研修の開催（年1回）	691
評価調査者継続研修	県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修の開催（年2回）	235
評価機関の指導、監督等	監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費	21

3 その他（改善点等）

- ・各福祉サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審について、一層の促進を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	209,613	199,765	9,848				209,613							
トータルコスト	210,416千円（前年度200,554千円）〔正職員：0.1人〕													
<p>1 事業の目的、概要 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に退職手当支給に要する経費の1/3を補助金として交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 （負担割合：国1/3、県1/3、事業主体1/3）</p> <p>3 その他 本県における被共済職員数は、3,577人（令和7年4月1日時点）であり、令和6年度における退職手当支給実績は554人となっている。</p>														
福祉サービス利用者苦情解決事業	10,199	9,972	227	5,000			5,199							
トータルコスト	11,002千円（前年度10,761千円）〔正職員：0.1人〕													
<p>1 事業の目的、概要 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に基づき、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な福祉サービスに関する苦情を解決するために各都道府県社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）の運営への助成を通じて、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉サービス利用者苦情解決事業補助金</td> <td>「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 事業主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費、報償費、旅費等</td> <td>10,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 < 苦情及び相談受付件数 > 令和2年度：114件 令和3年度：75件 令和4年度：57件 令和5年度：65件 令和6年度：52件</p>									細事業名	内容	予算額	福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 事業主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費、報償費、旅費等	10,199
細事業名	内容	予算額												
福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 事業主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費、報償費、旅費等	10,199												

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,571千円（前年度13,514千円）〔正職員：0.4人〕							

1 事業の目的、概要

社会福祉法人へ中小規模の修繕に対し補助を行うことにより、老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。

2 主な事業内容

財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。

(1) 対象施設

社会福祉法人が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。）
 ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。
 ※高額繰越金等を有する施設を除く。

(2) 補助対象事業

設置から10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕
 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象

(3) 補助率等

- ①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設：3/4
- ②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設：1/2

3 その他

- ・過去5か年で、計18施設へ補助を行った。
 - 令和3年度：3施設
 - 令和4年度：4施設
 - 令和5年度：4施設
 - 令和6年度：4施設
 - 令和7年度：3施設（交付決定件数）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	50,740	0	50,740				50,740	
トータルコスト	51,543千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県と社会福祉法人鳥取県厚生事業団が平成17年3月31日に締結した鳥取県立社会福祉施設移管契約書に基づき、鳥取県厚生事業団へ移管した元県立施設について、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げることを目的として施設の解体撤去費の補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県厚生事業団が所有する施設（旧県立白兔はまなす園）の解体撤去が令和7年度に完了するため、施設の解体撤去費に補助金を交付する（平成17年度債務負担行為設定済）。</p> <p>（1）債務負担行為の期間：平成18年度～令和10年度（22年間）</p> <p>（2）補助対象経費：県立施設であった年数を当該施設の耐用年数（39年）で除した割合に応じた額</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月1日に社会福祉法人鳥取県厚生事業団へ移管した元県立施設の運営の安定と、独立採算制へスムーズに移行できるよう、財政的な支援を行った。 <p><鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金の実績></p> <p>平成24年度（皆生みどり苑）：33,413千円</p> <p>平成30年度（境港通勤寮）：16,419千円</p> <p>令和元年度（西部やまと園・三津白寿苑等）：130,442千円</p> <p>令和2年度（あさひ園の一部・厚和寮附属建物）：41,219千円</p> <p>令和4年度（巖城はごろも苑）：66,595千円</p> <p><移管施設（11施設）></p> <p>三津白寿苑、巖城はごろも苑、皆生みどり苑、厚和寮、友愛寮、つばさ園、あさひ園、白兔はまなす園、羽合ひかり園、西部やまと園、境港通勤寮</p> <p>※つばさ園は、平成18年7月1日にあさひ園に統合</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	
(新) 介護人材 (介護・障がい) 確保促進事業	12,553	0	12,553	1,600		450	10,503
トータルコスト	16,568千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.5人]						

1 事業の目的、概要

介護・障がい福祉分野への人材確保につなげるため、介護職の魅力発信、外国人材を受け入れる団体に対する補助、人材育成の支援等を行い、福祉人材の参入促進事業を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
介護職の魅力発信事業		
魅力発信できる介護職員の育成 (基金)	介護職の魅力 (価値) を自らが再発見し、対外的に発信できる人材を育成するため、介護の魅力発信研修に県内の介護職員を派遣する。	150
学校と連携した活動 (基金)	生徒が介護の仕事への関心を持つとともに、介護福祉士養成校を通じた介護職の入職を増加させるため、県内小中高校と連携して、新たに養成校見学・体験授業を実施することとし、当該経費を支援する。(補助率 10/10) また、従来実施している中学校・高校向けメニューに加え、新たに小学校向けメニューを構築する。	300
外国人材受入れ等支援事業 (介護分野で実施している事業を障がい分野でも実施)		
【外国人材受入れ】 特定技能外国人材の受入に伴う初期経費支援事業 (単県)	一定の専門性・技能を有し、即戦力として期待できる特定技能外国人材の受入を促進するため、初期経費 (人材紹介料、日本語・介護等研修等教育費、登録支援機関による義務的支援経費、来日初年度の家賃費用等) の一部を支援する。(補助率 1/2) また、特定技能外国人材を未受入の施設において、円滑な受入を支援するため、既受入施設における視察見学会を実施する。	1,800
【外国人材受入れ】 在外機関と連携して行うリクルート活動支援事業 (国庫 2/3)	法人が海外で在外機関 (学校等) と連携し、来日希望者に対する説明会、外国人材の情報収集、県内障害福祉サービス事業所等の情報提供、面接や求人募集等のリクルート活動を行う場合に必要経費を支援する。(補助率 10/10)	1,500
【外国人材受入れ】 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備事業 (国庫 2/3)	外国人材が障害福祉サービス事業所で円滑に就労・定着できるよう、県内受入施設等に対して、ツール等 (携帯翻訳機、オンライン学習ツールなど) の導入費用や、ツール等が有効活用されるための環境整備 (導入研修、関連規程の整備など) に係る経費を支援する。(補助率 3/4)	900
【外国人材受入れ】 外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業 (単県)	日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用 (学費、居住費、国家試験対策費、入学・就職準備金) を支援する。(補助率 1/3)	3,680
【外国人材受入れ】 外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業 (単県)	受入施設等において、外国人材への介護福祉士資格取得支援や生活支援等を行う場合経費の一部を支援する。(補助率 2/3)	600
各種研修参加に係る代替要員の確保対策 (単県)	介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図るため、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し支援する。(補助率 10/10)	473
介護人材キャリアアップ研修支援事業 (単県)	障がい者支援に係る研修の受講経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。(補助率 1/2)	750
人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援) (単県)	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じるかかり増し経費を支援する。	2,400

3 その他

介護・障がい福祉分野における人材不足が深刻化していることを踏まえ、高齢者介護分野と障がい福祉分野が連携し、人材確保に向けた支援策に取り組むことで、より効果的な施策を推進していく。

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設 放射線防護対策事業	560	13,779	△13,219	560				
トータルコスト	4,575千円(前年度 17,723千円)〔正職員:0.5人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時退避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体:社会福祉法人しらゆり会 (2) 施設名:障がい者支援施設 光洋の里(境港市渡町) (3) 主な設備:陽圧(加圧)するための換気設備、非常用電源設備等 (4) 県補助率:10/10(財源内訳:国10/10) (5) 予算額:保守点検費用560千円</p> <p>3 その他</p> <p>令和7年度は保守点検に加えて、10年ごとのフィルター交換及び5年ごとの蓄電池交換を実施した。</p>								

2目 身体障がい者福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,542	2,542	0				2,542	
トータルコスト	8,112千円(前年度7,957千円)[正職員:0.6人 会計年度任用職員:0.2人]							
<p>1 事業の目的、概要 補装具判定、更生医療判定、障害程度の医学審査等を行う身体障害者更生相談所にかかる経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学審査(障害程度審査委員会) ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業 								

3目 知的障がい者福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	516	516	0				516	
トータルコスト	21,342千円(前年度20,917千円)[正職員:2.5人 会計年度任用職員:0.2人]							
<p>1 事業の目的、概要 療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行う知的障害者更生相談所にかかる経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・判定業務 ・市町村職員研修事業 								

8目 特別医療費助成事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
特別医療費助成事業費	679,422	655,871	23,551				679,422																						
トータルコスト	682,634千円(前年度 659,026千円)〔正職員:0.4人〕																												
<p>1 事業の目的、概要 鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者及び特定疾病患者に必要な医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>2 主な事業内容 重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。</p> <p>(1) 対象者 ア 重度心身障がい者(所得制限有) イ 精神障がい者(所得制限有) ウ 特定疾病患者</p> <p>(2) 自己負担額 ア 重度心身障がい者、精神障がい者 1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 (ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし) [月額負担上限額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>通院</th> <th>入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得:本人が市町村民税非課税</p> <p>イ 特定疾病患者 ・通院 1医療機関ごとに530円/日(負担上限額:4日/月まで(2,120円/月)) ・入院 1医療機関ごとに1,200円/日(低所得者の負担上限額:15日/月まで(18,000円/月))</p> <p>(3) 予算額内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費補助金</td> <td>医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者:561,227千円 精神障がい者:62,407千円 特定疾病患者:999千円</td> <td>624,633</td> </tr> <tr> <td>事務費補助金</td> <td>市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)</td> <td>51,839</td> </tr> <tr> <td>協力費交付金</td> <td>特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円</td> <td>2,950</td> </tr> </tbody> </table>									所得区分	通院	入院	一般	2,000円	10,000円	低所得	1,000円	5,000円	細事業名	内容	予算額	医療費補助金	医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者:561,227千円 精神障がい者:62,407千円 特定疾病患者:999千円	624,633	事務費補助金	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)	51,839	協力費交付金	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	2,950
所得区分	通院	入院																											
一般	2,000円	10,000円																											
低所得	1,000円	5,000円																											
細事業名	内容	予算額																											
医療費補助金	医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者:561,227千円 精神障がい者:62,407千円 特定疾病患者:999千円	624,633																											
事務費補助金	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)	51,839																											
協力費交付金	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	2,950																											

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親なき後を見据えた地域生活サポート事業	72,620	68,968	3,652	2,568			70,052	
トータルコスト	73,423千円（前年度 69,757千円）〔正職員：0.1人〕							
1 事業の目的、概要								
親なき後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等の統合的な取組を実施し、支援体制の充実を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
親なき後の安心サポート体制構築事業（国1/2）	保護者が元気なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していく引継書である「安心サポートファイル」を、更に多くの方に活用してもらえようとする普及活動や周知を行う。 また、同冊子の着実な全県普及と促進を図るため、普及員の設置及び新規普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを継続して配置する。 〔委託先〕一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会							4,897
鳥取県障がい児・者地域生活体験事業	自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すため、一戸建て住宅等を利用した生活体験の場（生活体験ホーム）を提供する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。							2,400
【拡充】グループホーム施設整備事業	更なるグループホームの整備促進を図るため、地域において特に必要とされるグループホームの整備に対して支援を行う。 【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等 【対象事業】強度行動障がい者、重度障がい者の定員数を増加させる整備や防災、減災に資する整備等、グループホームの創設（新築）、改築・大規模修繕等（国庫補助協議不採択案件に限る） 【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費 【補助率】補助対象経費の1/2（ただし国補助単価にあわせて別途補助上限額を設定） ※重度障がい者及び強度行動障がい者の受入れを行う場合に加え、地域ニーズを満たすための整備に対し補助金を加算する。							49,583
【新規】グループホーム施設整備強化事業	東部圏域のグループホームが他圏域と比較して不足していることから、鳥取市（中核市）が行うグループホームの整備に対して支援する。 【対象事業】社会福祉施設等施設整備費補助事業で、鳥取市が国に協議し、不採択となった案件で、鳥取市が支援する事業 【補助率】鳥取市が補助する額の20/100							10,000
市町村連絡会の運営	地域生活支援拠点の運営に係る市町村連絡会を開催し、各市町村の取組状況、手法、課題を共有することで、ノウハウの横展開を図り、全県的な拠点の機能充実を図る。							240
【新規】地域生活拠点機能強化支援事業	地域生活支援拠点の機能を充実させる市町村の取組に対し、必要な経費を補助する（補助率1/2）。 【補助対象経費】障がい者の緊急時に対応するための受入れ先の調整や地域移行の促進等の役割を担う地域生活支援拠点コーディネーターの専門的な人材育成等に係る経費等							5,000
【新規】障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発事業	障がい者が健診等を受けやすい環境づくりを進めるため、市町村や健診機関などに対して、障がい者の特性に応じた対応や課題等に精通した有識者を講師として、啓発セミナーを開催する。							500
3 その他（改善点等）								
<ul style="list-style-type: none"> ・安心サポートファイルの見直しを契機に、多くの方に活用してもらえようとする普及活動を強化する。 ・親なき後等の緊急時に備えた受入れ先の調整や連携体制の構築を担う地域生活支援拠点の機能強化、拠点コーディネーターの育成や相談体制の強化のため、市町村に対する補助制度を創設する。 ・多様なニーズに応えるグループホーム等の障がい福祉事業所の整備を進めるため、同種サービス事業所が存在しない市町村における整備や医療的ケアが必要な方が利用できる施設の整備等、複数の地域ニーズを満たす施設整備に対し補助金を加算する制度を創設する。 								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
(新) 障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策事業	1,075	0	1,075				1,075										
トータルコスト	1,878千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>全国的に障がい福祉分野におけるスタッフ（訪問サービス含む）へのカスタマーハラスメントが大きな課題となる中、今後ますます需要が高まる介護スタッフの確保・定着の観点も踏まえ、利用者やその家族等からのハラスメントに対して、職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等長期定着支援事業補助金</td> <td> <p>利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。</p> <p>(1) 介護職員等安全確保対策推進事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等）</p> <p><補助率> 1/2</p> <p><補助上限額> 1事業所あたり50千円</p> <p>(2) 複数名訪問介護等支援事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>複数名による居宅介護を行う場合の経費</p> <p>(※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。)</p> <p><補助率> 10/10</p> <p><補助上限額> 訪問回数×1,500円</p> </td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)</td> <td> <p>障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</p> </td> <td>※長寿社会課が実施する研修と合同実施</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	介護職員等長期定着支援事業補助金	<p>利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。</p> <p>(1) 介護職員等安全確保対策推進事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等）</p> <p><補助率> 1/2</p> <p><補助上限額> 1事業所あたり50千円</p> <p>(2) 複数名訪問介護等支援事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>複数名による居宅介護を行う場合の経費</p> <p>(※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。)</p> <p><補助率> 10/10</p> <p><補助上限額> 訪問回数×1,500円</p>	1,075	障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)	<p>障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</p>	※長寿社会課が実施する研修と合同実施
細事業名	内容	予算額															
介護職員等長期定着支援事業補助金	<p>利用者等からのハラスメントに対して、障がい福祉分野で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。</p> <p>(1) 介護職員等安全確保対策推進事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>安全確保に必要な機器等の整備費用（通話録音装置、防犯装置等）</p> <p><補助率> 1/2</p> <p><補助上限額> 1事業所あたり50千円</p> <p>(2) 複数名訪問介護等支援事業</p> <p><補助対象者></p> <p>県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所を運営する法人</p> <p><補助対象経費></p> <p>複数名による居宅介護を行う場合の経費</p> <p>(※利用者からの同意が得られないために、障害福祉サービス等報酬上の加算が適用されない場合に限る。)</p> <p><補助率> 10/10</p> <p><補助上限額> 訪問回数×1,500円</p>	1,075															
障がい福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策研修会(仮称)	<p>障害福祉サービス事業所等職員の安全と質の高いサービス提供を目指すことを目的に、障がい福祉分野におけるハラスメントの定義と適切な対応方法や障害福祉サービス等の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</p>	※長寿社会課が実施する研修と合同実施															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
特別障害者手当等 支給事業費	9,227	9,339	△112	6,920			2,307													
トータルコスト	12,439千円（前年度 12,494千円）〔正職員：0.4人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい児（者）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容 中部・西部総合事務所県民福祉局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。 （1）特別障害者手当 ・支給額 29,590円／月 ・予算額 7,102千円 （2）障害児福祉手当 ・支給額 16,100円／月 ・予算額 2,125千円</p>																				
自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療））	1,340,639	1,352,825	△12,186	556,497			784,142													
トータルコスト	1,384,053千円（前年度 1,394,615千円）〔正職員：4.0人、会計年度任用職員3.0人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 障がい者の自立した日常生活、社会生活等に向け、心身の障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費（精神通院医療、更生医療、療養介護医療）の自己負担額の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神通院医療費の助成</td> <td>法に基づき、精神疾患のある方で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費を助成する。 （国1/2、県1/2）</td> <td>1,131,001</td> </tr> <tr> <td>更生医療費の支払</td> <td>法に基づき、障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>179,197</td> </tr> <tr> <td>療養介護医療費の支払</td> <td>法に基づき、療養介護のうち医療に係るものに対して必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>30,441</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	精神通院医療費の助成	法に基づき、精神疾患のある方で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費を助成する。 （国1/2、県1/2）	1,131,001	更生医療費の支払	法に基づき、障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）	179,197	療養介護医療費の支払	法に基づき、療養介護のうち医療に係るものに対して必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）	30,441
細事業名	内容	予算額																		
精神通院医療費の助成	法に基づき、精神疾患のある方で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費を助成する。 （国1/2、県1/2）	1,131,001																		
更生医療費の支払	法に基づき、障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）	179,197																		
療養介護医療費の支払	法に基づき、療養介護のうち医療に係るものに対して必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 （国1/2、県1/4、市町村1/4）	30,441																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
自立支援給付費等負担金	4,423,806	4,191,682	232,124	43,226			4,380,580										
トータルコスト	4,472,783千円 (前年度 4,239,793千円) [正職員 : 6.1人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を負担するとともに、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、超過費用の一部を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援給付費 (介護給付費等)</td> <td>障害者総合支援法で定める自立支援給付費 (市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの) について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉</td> <td>4,358,965</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業</td> <td>自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。 ※間接国庫補助 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉</td> <td>64,841</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	自立支援給付費 (介護給付費等)	障害者総合支援法で定める自立支援給付費 (市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの) について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉	4,358,965	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。 ※間接国庫補助 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉	64,841
細事業名	内 容	予算額															
自立支援給付費 (介護給付費等)	障害者総合支援法で定める自立支援給付費 (市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの) について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉	4,358,965															
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。 ※間接国庫補助 〈負担割合 : 国1/2、県1/4、市町村1/4〉 〈実施主体 : 市町村〉	64,841															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,330	3,330	0	1,665			1,665													
トータルコスト	8,147千円（前年度 8,062千円）〔正職員：0.6人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者虐待防止等研修事業（委託）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 </td> <td>1,986</td> </tr> <tr> <td>障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託）</td> <td>市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修の受講（特別旅費）</td> <td>厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（3日間）に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>広く障がい者と接する可能性のある者に対する啓発を継続し、理解を深めるとともに、虐待防止支援チームの活動を通じて障がい者の権利擁護を図る。</p>									細事業名	内 容	予算額	障がい者虐待防止等研修事業（委託）	<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 	1,986	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託）	市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014	指導者養成研修の受講（特別旅費）	厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（3日間）に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	330
細事業名	内 容	予算額																		
障がい者虐待防止等研修事業（委託）	<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 	1,986																		
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託）	市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014																		
指導者養成研修の受講（特別旅費）	厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（3日間）に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	330																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	68,475	60,046	8,429				68,475	
トータルコスト	70,884千円 (前年度62,412千円) [正職員：0.3人]							
1 事業の目的、概要 重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内 容						予算額	
重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体：市町村 ・補助率：1/2 ・基準単価：生活介護利用者 一人当たり 2,900 円/日 短期入所利用者 一人当たり 6,700 円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり 1,900 円/日						36,394	
「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体：市町村 ・補助率：1/2 ・基準単価：利用者一人当たり 7,200 円～13,900 円/日						13,118	
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業	訪問系サービスにおける、手厚いケアが必要な重度者への支援の提供に対して、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 ・実施主体：市町村 ・補助率：1/2 【重度加算】 基本報酬に一定率を乗じた額 【遠隔地加算】 サービス提供1回あたり最大で2千円 【通院加算】 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円						3,590	
【拡充】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	基準上必要な人員に加え常時看護職員を利用者10人あたり1名以上(※)配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。 ・実施主体：市町村 ・補助率：1/2 ・補助額： (利用者10人以下の場合) 26,300千円/年 (県負担額13,150千円) (利用者11人以上の場合) 30,345千円/年 (県負担額15,173千円) (※)…夜間及び深夜に限り、利用者20人当たり看護職員1名とする。 また、利用者が11人以上の場合に、看護職員1名に限り人員配置基準に定める従業員を兼ねることができる。						15,173	
たん吸引研修等受講奨励金交付事業	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。 補助額：受講者1人につき、研修課程に応じて10千円～23千円						200	
3 その他(改善点等) 医療的なケアを必要とする重度障がい者に手厚い支援を提供するグループホームが持続可能に障がい福祉サービスを提供できるよう、補助事業の拡充を行う。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,177	12,200	△23				12,177										
トータルコスト	13,783千円（前年度 13,777千円）〔正職員：0.2人〕																
<p>1 事業の目的、概要 グループホーム等の設置促進及び安全で質の高い運営体制を確保し、障がい者の地域移行の促進を図るため、夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者グループホーム夜間世話人配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日 （2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,171</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 （1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,006</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日 （2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p>	6,171	重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 （1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p>	6,006
細事業名	内容	予算額															
障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日 （2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p>	6,171															
重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日 （1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】県1/2、市町村1/2</p>	6,006															
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	186,313	179,410	6,903				186,313										
トータルコスト	189,525千円（前年度 182,565千円）〔正職員：0.4人〕																
<p>1 事業の目的、概要 障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助することにより、事業の円滑な実施に資する。（根拠法令 障害者総合支援法第94条）</p> <p>2 主な事業内容 【実施主体】市町村 【実施方法】補助 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国庫補助金が総事業費の1/2に満たない場合であっても、県は、国庫補助金の額にかかわらず、総事業費の1/4を補助する。</p>																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
相談支援体制強化事業	9,355	10,780	△1,425	1,051			8,304	
トータルコスト	19,793千円（前年度 21,033千円）〔正職員：1.3人〕							
1 事業の目的、概要								
障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
(1) 地域自立支援協議会運営事業等	有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。						750	
(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援	令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。						342	
(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業	市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。						1,341	
(4) 腎臓病患者サポート事業	腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 (実施主体：鳥取県腎友会 補助率：10/10)						422	
(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。(補助率：1/2)						3,000	
(6) 障害福祉サービス等利活用促進事業	情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。(補助率：1/2)						500	
(7) 障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業	入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向けて行う以下の取組に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。(補助率：10/10) ① 移行に向けた支援体制の整備（支援チームの設置） ② 移行対象者の選定（定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握 等） ③ 定期的な支援会議の実施（アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定 等） ④ 移行に向けた具体調整（関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成 等）						3,000	
3 その他（改善点等）								
各市町村における相談支援専門員の確保に向けた取組を促進するため、希望する市町村に対して鳥取県相談支援従事者初任者研修の修了者名簿を提供することで、資格取得者の把握および人材の掘り起こしを促している。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
地域生活支援事業 (障がい者福祉従業者等研修事業)	49,781	44,811	4,970	26,578		(基金繰入金) 1,733	21,470																						
トータルコスト	52,993千円 (前年度 47,966千円) [正職員：0.4人]																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法を検討するとともに各種研修を実施することにより技術の向上を図る。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導者養成研修</td> <td>研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣するための経費</td> <td>1,923</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者等研修</td> <td>障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修の実施</td> <td>40,320</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉サービス質の向上支援</td> <td>事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要な費用等を補助する。 対象者：強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者についての処遇に係る課題を解決するため、事例検討等を実施する指定障害福祉サービス事業者等 対象経費：講師・アドバイザーの謝金・旅費、研修参加料・旅費、視察旅費 補助率：1/2</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉分野就職支援金貸付事業</td> <td>貸付事業により、他業種・他分野で働いていた者等の障害福祉分野における介護職としての参入促進を図る。 貸付対象者：他業種等で働いていた者等で、一定の研修等を修了した者 貸付額(上限)：200千円 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>5,221</td> </tr> <tr> <td>障がい者等口腔機能向上推進事業</td> <td>県内歯科医を対象とした障がい者歯科診療についての講習会及び障がい福祉施設職員等に対する歯科疾患予防等に関する講習会を開催する。</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業</td> <td>特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成する研修を行う。</td> <td>1,733</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	指導者養成研修	研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣するための経費	1,923	サービス管理責任者等研修	障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修の実施	40,320	障がい福祉サービス質の向上支援	事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要な費用等を補助する。 対象者：強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者についての処遇に係る課題を解決するため、事例検討等を実施する指定障害福祉サービス事業者等 対象経費：講師・アドバイザーの謝金・旅費、研修参加料・旅費、視察旅費 補助率：1/2	224	障がい福祉分野就職支援金貸付事業	貸付事業により、他業種・他分野で働いていた者等の障害福祉分野における介護職としての参入促進を図る。 貸付対象者：他業種等で働いていた者等で、一定の研修等を修了した者 貸付額(上限)：200千円 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	5,221	障がい者等口腔機能向上推進事業	県内歯科医を対象とした障がい者歯科診療についての講習会及び障がい福祉施設職員等に対する歯科疾患予防等に関する講習会を開催する。	360	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成する研修を行う。	1,733
細事業名	内 容	予算額																											
指導者養成研修	研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣するための経費	1,923																											
サービス管理責任者等研修	障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修の実施	40,320																											
障がい福祉サービス質の向上支援	事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要な費用等を補助する。 対象者：強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者についての処遇に係る課題を解決するため、事例検討等を実施する指定障害福祉サービス事業者等 対象経費：講師・アドバイザーの謝金・旅費、研修参加料・旅費、視察旅費 補助率：1/2	224																											
障がい福祉分野就職支援金貸付事業	貸付事業により、他業種・他分野で働いていた者等の障害福祉分野における介護職としての参入促進を図る。 貸付対象者：他業種等で働いていた者等で、一定の研修等を修了した者 貸付額(上限)：200千円 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	5,221																											
障がい者等口腔機能向上推進事業	県内歯科医を対象とした障がい者歯科診療についての講習会及び障がい福祉施設職員等に対する歯科疾患予防等に関する講習会を開催する。	360																											
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成する研修を行う。	1,733																											

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい者支援普及事業）	6,621	5,224	1,397	3,190			3,431	
トータルコスト	13,847千円（前年度 12,322千円）〔正職員：0.9人〕							

1 事業の目的、概要

高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するとともに、研修会等を通して必要な人材育成を行うことで、高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実及び、高次脳機能障がい者とその家族への支援体制の拡充を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【拡充】高次脳機能障がい者支援普及事業（国1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 なお、法改正に伴い、高次脳機能障がい者支援拠点機関を「高次脳機能障害者支援センター」として新たに指定するとともに、高次脳機能障がい者に対する支援体制の強化を図る。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	5,005
高次脳機能障がい者支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72
【新規】高次脳機能障がい者支援地域連絡協議会の設置（単県）	関係機関が一堂に会し、本県における高次脳機能障がい者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について検討する協議会を設置。	239
【新規】高次脳機能障害者家族会補助金（国1/2）	高次脳機能障がいに係る普及啓発活動（会報の作成・インスタグラムでの活動報告）、訪問や電話による相談活動及び当事者、その家族等による定例会（悩みの共有や情報交換ができる交流活動）等の活動経費に対して補助する。 【補助上限額】435千円【補助団体数】3団体 【補助率】相談事業 10/10、普及啓発事業 1/2	1,305

3 その他

高次脳機能障害者支援法の制定に伴い（令和7年12月16日成立）、野島病院を「高次脳機能障害者支援センター」としてあらためて指定し、かつ家族会の活動への補助を行い、圏域ごとの相談機能等を拡充し支援体制の強化を図る。

また、高次脳機能障がい者支援地域連絡協議会を設置し、高次脳機能障がい者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
障がい者社会参加促進事業	10,350	8,691	1,659	3,200			7,150																									
トータルコスト	11,956千円（前年度 10,268千円）〔正職員：0.2人〕																															
<p>1 事業の目的、概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）</td> <td>・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）</td> <td>仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）</td> <td>957</td> </tr> <tr> <td>3. UDタクシー利用促進事業（単県）</td> <td>日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）</td> <td>江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。</td> <td>1,159</td> </tr> <tr> <td>5. 精神障がい者バレーボール交流会等</td> <td>精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等</td> <td>・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業</td> <td>中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）	・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）	5,100	2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）	957	3. UDタクシー利用促進事業（単県）	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）	100	4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。	1,159	5. 精神障がい者バレーボール交流会等	精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。	534	6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等	・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。	2,300	【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業	中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。	200
細事業名	内容	予算額																														
1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）	・知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2）	5,100																														
2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）	957																														
3. UDタクシー利用促進事業（単県）	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）	100																														
4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。	1,159																														
5. 精神障がい者バレーボール交流会等	精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。	534																														
6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等	・障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 ・全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本Challengedアクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。	2,300																														
【新規】 7. 第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業	中国地区各県より重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉のより一層の発展と充実を図ることを目的とする第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会の開催に係る経費を補助する。	200																														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
強度行動障がい者支援体制総合強化事業	27,596	23,273	4,323	2,148			25,448	
トータルコスト	28,399千円（前年度 24,062千円）〔正職員：0.1人〕							
1 事業の目的、概要 強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。 また、若年の在宅の強度行動障がい者に対し、行動障がいの発現頻度を減らすための環境調整などをしながら障害福祉サービスの利用につながるよう支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
強度行動障がい児者環境整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、療養介護 【補助内容等】 受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき1,500千円を支援							9,000
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る報酬相当額を引いた差額の助成を行う。 【対象サービス】 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護 【補助内容等】 [障害者支援施設] 一人当たり202千円/月 [共同生活援助] 一人当たり261～409千円/月 [短期入所] 一人当たり7～17千円/日 [生活介護] 一人当たり2千円/日							8,130
鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。 【対象サービス】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 【補助内容等】 [重度加算] 基本報酬に15%を乗じた金額を補助 [遠隔地加算] サービス提供1回当たり最大2千円を補助 [通院等加算] 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回当たり最大2千円を補助							4,500
強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。 【対象サービス】 短期入所、生活介護等 【補助内容等】 市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助							250
強度行動障がい支援者養成加速化事業	県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。 【補助内容等】 受講者1人当たり52千円							520
とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業	現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。							5,196
3 その他 「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」では、現在16名の方を対象に定期的な訪問による助言、相談対応等の支援を行っている。今後も支援を継続し、サービスの安定的な利用等につなげていく。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																								
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	111,677	125,727	△14,050	68,846			42,831																								
トータルコスト	114,889千円（前年度 128,882千円）〔正職員：0.4人〕																														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備を行う事業者に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金</td> <td> <p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p> </td> <td>103,269</td> </tr> <tr> <td>鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金</td> <td> <p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） </td> <td>8,408</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p><近年の実績（社会福祉施設等施設整備費補助金のみ）></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度補正</td> <td>多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度補正</td> <td>多機能型施設の大規模修繕1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p>	103,269	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	<p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） 	8,408	令和7年度	グループホームの創設1件	令和6年度	グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件	令和5年度	グループホームの創設1件	令和4年度補正	多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件	令和4年度	グループホームの創設1件	令和3年度補正	多機能型施設の大規模修繕1件	令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件
細事業名	内容	予算額																													
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p>	103,269																													
鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	<p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） 	8,408																													
令和7年度	グループホームの創設1件																														
令和6年度	グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件																														
令和5年度	グループホームの創設1件																														
令和4年度補正	多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件																														
令和4年度	グループホームの創設1件																														
令和3年度補正	多機能型施設の大規模修繕1件																														
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件																														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189	47,151	4,038	22,344			28,845																										
トータルコスト	56,809千円（前年度 52,672千円）〔正職員：0.7人〕																																
<p>1 事業の目的、概要 障害者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画（第4期計画）の目標達成を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 総合相談窓口機能の充実</td> <td>事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。</td> <td rowspan="6">44,689</td> </tr> <tr> <td>2. 共同受注窓口機能の強化</td> <td>民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。</td> </tr> <tr> <td>3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施</td> <td>事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等、事業所の課題に応じた支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>4. 専門家派遣による支援</td> <td>振興センターによる支援だけでは対応できない相談に対し、専門家を派遣し、より専門的・効果的な支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>5. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施</td> <td>事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。</td> </tr> <tr> <td>6. 振興センター職員の支援力向上のための人材育成</td> <td>物価高騰や最低賃金の引き上げなど、就労継続支援事業所の課題は多様化・複雑化してきていることから、外部講師の招聘による学習会の開催、全国の工賃向上好事例等の視察、研修参加等により振興センター職員の支援力向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>【拡充】 7. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）</td> <td>利用者の満足度の向上及び工賃向上のため、利用者負担軽減に係る環境整備、工賃向上に係る生産性向上、イベント出店等による販売促進、スポーツ・芸術活動や季節ごとのイベントの開催など福利厚生の実施、職員人材育成等に取り組む事業所を支援 補助率 1/2、上限 200 千円 補助率 2/3、上限 300 千円 ※専門家派遣による支援を受けた場合</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※細事業1～6は、特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し実施する。（国1/2、県1/2）</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月に第4期目となる工賃向上計画（令和6～11年度）を策定し、工賃支払総額を計画策定当初の平成19年度比で4倍以上とすること、事業所利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう利用環境の充実を目指すことなどを内容とする「魅力ある就労B型実現目標」を設定した。 令和6年度の平均工賃は27,915円（前年度比570円増加）、工賃支払総額は約7億7千万円（前年度比約2,300万円増加）といずれも過去最高となり、高い工賃水準を実現している。 <p>【特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	1. 総合相談窓口機能の充実	事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。	44,689	2. 共同受注窓口機能の強化	民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。	3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施	事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等、事業所の課題に応じた支援を行う。	4. 専門家派遣による支援	振興センターによる支援だけでは対応できない相談に対し、専門家を派遣し、より専門的・効果的な支援を実施する。	5. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施	事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。	6. 振興センター職員の支援力向上のための人材育成	物価高騰や最低賃金の引き上げなど、就労継続支援事業所の課題は多様化・複雑化してきていることから、外部講師の招聘による学習会の開催、全国の工賃向上好事例等の視察、研修参加等により振興センター職員の支援力向上を図る。	【拡充】 7. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）	利用者の満足度の向上及び工賃向上のため、利用者負担軽減に係る環境整備、工賃向上に係る生産性向上、イベント出店等による販売促進、スポーツ・芸術活動や季節ごとのイベントの開催など福利厚生の実施、職員人材育成等に取り組む事業所を支援 補助率 1/2、上限 200 千円 補助率 2/3、上限 300 千円 ※専門家派遣による支援を受けた場合	6,500	設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕	職員数	12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）	事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）
細事業名	内容	予算額																															
1. 総合相談窓口機能の充実	事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。	44,689																															
2. 共同受注窓口機能の強化	民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。																																
3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施	事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等、事業所の課題に応じた支援を行う。																																
4. 専門家派遣による支援	振興センターによる支援だけでは対応できない相談に対し、専門家を派遣し、より専門的・効果的な支援を実施する。																																
5. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施	事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。																																
6. 振興センター職員の支援力向上のための人材育成	物価高騰や最低賃金の引き上げなど、就労継続支援事業所の課題は多様化・複雑化してきていることから、外部講師の招聘による学習会の開催、全国の工賃向上好事例等の視察、研修参加等により振興センター職員の支援力向上を図る。																																
【拡充】 7. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）	利用者の満足度の向上及び工賃向上のため、利用者負担軽減に係る環境整備、工賃向上に係る生産性向上、イベント出店等による販売促進、スポーツ・芸術活動や季節ごとのイベントの開催など福利厚生の実施、職員人材育成等に取り組む事業所を支援 補助率 1/2、上限 200 千円 補助率 2/3、上限 300 千円 ※専門家派遣による支援を受けた場合	6,500																															
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕																																
職員数	12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）																																
事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）																																

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	30,628	30,628	0	15,314			15,314																	
トータルコスト	31,431千円 (前年度 31,417千円) [正職員：0.1人]																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先 東部：障害者就業・生活支援センターしらはま (鳥取市／社会福祉法人鳥取県厚生事業団) 中部：障害者就業・生活支援センターくらよし (倉吉市／社会福祉法人鳥取県厚生事業団) 西部：障害者就業・生活支援センターしゅーと (米子市／社会福祉法人あしーど)</p> <p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援員</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>0.5人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> </tbody> </table>									圏域	東部	中部	西部	生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	発達障がい者就労・生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	0.5人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国1/2、県1/2)
圏域	東部	中部	西部																					
生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)																					
発達障がい者就労・生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	0.5人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)																					
アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国1/2、県1/2)																					

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,119	0	437			1,682																
トータルコスト	3,725千円（前年度 3,696千円）〔正職員：0.2人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者一般就労移行ネットワーク会議（単県）</td> <td>障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>就労移行・定着支援セミナー開催事業（国1/2）</td> <td>就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 ＜対象者＞ 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等</td> <td>875</td> </tr> <tr> <td>実習受入謝金等の支給（単県）</td> <td>障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する（3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。）。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に加入する。</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>研修受入謝金等の支給（単県）</td> <td>県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>福祉就労から一般就労への移行実績 令和4年度：62人 令和5年度：79人 令和6年度：95人</p>									細事業名	内容	予算額	障がい者一般就労移行ネットワーク会議（単県）	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。	733	就労移行・定着支援セミナー開催事業（国1/2）	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 ＜対象者＞ 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等	875	実習受入謝金等の支給（単県）	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する（3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。）。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に加入する。	331	研修受入謝金等の支給（単県）	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。	180
細事業名	内容	予算額																					
障がい者一般就労移行ネットワーク会議（単県）	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。	733																					
就労移行・定着支援セミナー開催事業（国1/2）	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 ＜対象者＞ 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等	875																					
実習受入謝金等の支給（単県）	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する（3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。）。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に加入する。	331																					
研修受入謝金等の支給（単県）	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。	180																					

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	20,801	20,208	593	8,144			12,657	

トータルコスト 32,042千円（前年度 31,250千円）〔正職員：1.4人〕

1 事業の目的、概要

農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる就労機会の創出や工賃向上を目指し、農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
農福連携マッチング機能 （国1/2）	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 ＜業務内容＞ 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費（福祉保健課）で予算措置
農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援 （単県）	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 ＜農業分野等チャレンジ支援事業補助金＞ 農林水産分野作業受託支援：補助率 2/3、上限額 100 千円 スタートアップ支援：補助率 1/2、上限額 300 千円 自主農業支援：補助率 1/2、上限額 1,000 千円 専門家派遣支援：補助率 1/2、上限額 250 千円	4,705
農福連携による地域づくり事業 （国1/2）	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、事業所力向上・販路拡大を見据えた事業所支援を行い、農福連携マルシェの開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	16,096

3 その他（改善点等）

平成 22 年度から、全国に先駆けた取組として、鳥取県内の各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農作業のマッチングを実施している。平成 22 年度から令和 6 年度の 15 年間で、2,587 件の農作業をマッチングし、197,000 千円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
マッチング（件数）	264	296	231	276	326
作業料金（千円）	18,886	22,222	22,936	32,493	31,354

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681	25,311	1,370				26,681										
トータルコスト	31,498千円（前年度 30,043千円）〔正職員：0.6人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>工賃向上計画（第4期計画）の目標達成のため、ワークコーポとっとり（※）での更なる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置した（全国初）。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同作業場の運営</td> <td>受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等</td> <td>26,381</td> </tr> <tr> <td>共同作業の実習に係る奨励金</td> <td>中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>ワークコーポとつとりが受注する業務は、大規模ロットで高品質が求められる内容であり、単価の高い作業が多いため、高い工賃水準を維持している。</p>									細事業名	内容	予算額	共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	26,381	共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300
細事業名	内容	予算額															
共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	26,381															
共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679	4,754	△75				4,679																															
トータルコスト	9,496千円 (前年度 9,486千円) [正職員：0.6人]																																					
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者就労支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度 (80千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>事業所を運営する法人等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。</td> </tr> <tr> <td>貸付用途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内（据置期間：6カ月以内）</td> </tr> </table> <p>(2) 補助制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率（上限額）</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関</td> <td>10/10</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金</td> <td>新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など</td> <td>工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所</td> <td>2/3 (1,000)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金</td> <td></td> <td>県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業</td> <td>2/3 (1,000)</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>平成22年度の制度創設より、融資制度は33件（融資総額約1億4,700万円の利子相当分を支援）、新商品開発は104件（支援総額7,500万円）、企業との協働連携は7件（支援総額480万円）の支援を行った。</p>									貸付対象	事業所を運営する法人等	貸付限度額	5,000千円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。	貸付用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）	償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）	補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関	10/10	599	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所	2/3 (1,000)	3,000	障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金		県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業	2/3 (1,000)	1,000
貸付対象	事業所を運営する法人等																																					
貸付限度額	5,000千円																																					
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。																																					
貸付用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）																																					
償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）																																					
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額																																		
障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関	10/10	599																																		
障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所	2/3 (1,000)	3,000																																		
障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金		県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業	2/3 (1,000)	1,000																																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
福祉の店販売機能強化事業	8,652	8,080	572				8,652									
トータルコスト	10,258千円（前年度 9,657千円）〔正職員：0.2人〕															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p><支援スキーム></p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと </td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table>									要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費
要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 															
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助															
補助率	県1/2															
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費															

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「あいサポート運動2.0」事業	30,937	29,183	1,754	2,523			28,414	
トータルコスト	37,360千円（前年度 35,493千円）〔正職員：0.8人〕							
1 事業の目的、概要								
<p>平成21年度に本県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法で規定する障がい者への合理的配慮の提供に深く関係するものであり、15周年の節目を経て「あいサポート運動2.0」として運動の全県・全国への浸透を更に加速させていく。令和6年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されていることも踏まえ、あいサポート運動を普及させていく中で合理的配慮の地域実装を進め、真の共生社会の実現を図っていく。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
（1）合理的配慮の地域実装を図るためのあいサポート運動の全県展開事業	<p>地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・あいサポート企業拡大推進員等による普及啓発強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・あいサポート企業の取組事例（好事例）発信強化 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成 ・県内大学等と連携したあいサポート運動普及啓発 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実（学校でのあいサポート運動の学習の全県的導入の推進、教職員向け研修会の開催） 						15,709	
（2）真の共生社会の実現を図るためのあいサポート運動の全国PR強化事業	<p>県外におけるあいサポート運動の機運を高め、日本全国で合理的配慮の実践を進めていくため、あいサポート大使等と協働した全国PR活動を行う。</p>						620	
（3）その他	<p>各種研修会や啓発等を通して、県民の障がい理解の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいサポート運動」研修等事業（あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー研修等） ・あいサポート運動テーマソングを活用した広報 ・あいサポート運動の更なる推進事業（障害者週間の啓発、障がい者理解促進公開講座等） ・「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」の開催 等 						14,608	
3 その他（改善点等）								
<p>令和6年度の改正障害者差別解消法施行及びあいサポート運動15周年を経て、地域や企業等にあいサポート運動を更に広めるため、公民館等地域での研修や県内大学等と連携し学生に対する研修を実施するほか、あいサポート企業・団体が取り組んでいる社会的障壁を除去するための取組（好事例）の発信等により県内企業へ取組の横展開を図るなど、あいサポート運動の地域実装をより一層進めていくとともに、福祉関係全国団体等の協力を得ながら、全国の自治体にもあいサポート運動の連携を働きかけ、あいサポートの輪を全国に広げていく。</p>								
〔令和7年12月末現在の状況〕								
○あいサポーター数：734,004人（うち県内96,346人、県外（連携協定自治体合計）637,658人）								
○あいサポート企業・団体数：3,307企業・団体（うち県内902企業・団体、県外2,405企業・団体）								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
地域生活支援事業 (生活訓練等事業)	12,259	9,083	3,176	6,129			6,130																						
トータルコスト	13,865千円 (前年度 10,660千円) [正職員：0.2人]																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者に対する日常生活上必要な訓練・指導等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○負担割合：国1/2、県1/2</p> <p>○委託先：社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業</td> <td>きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>オストメイト日常生活訓練事業</td> <td>ストマ (いわゆる人工肛門) 装着訓練やオストメイト (ストマを装着した人) に対する社会生活訓練を行う。</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。</td> <td>744</td> </tr> <tr> <td>在宅重度障がい者社会参加促進事業</td> <td>筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>日常生活訓練事業</td> <td>身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。</td> <td>5,732</td> </tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td> <td>障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。</td> <td>3,852</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942	オストメイト日常生活訓練事業	ストマ (いわゆる人工肛門) 装着訓練やオストメイト (ストマを装着した人) に対する社会生活訓練を行う。	389	音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744	在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600	日常生活訓練事業	身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	5,732	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	3,852
細事業名	内容	予算額																											
きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942																											
オストメイト日常生活訓練事業	ストマ (いわゆる人工肛門) 装着訓練やオストメイト (ストマを装着した人) に対する社会生活訓練を行う。	389																											
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744																											
在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600																											
日常生活訓練事業	身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	5,732																											
障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	3,852																											

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	23,191	23,596	△405	3,455			19,736																												
トータルコスト	26,403千円（前年度 26,751千円）〔正職員：0.4人〕																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、障がい者の情報保障に資する施策を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者 ICT サポート総合推進事業（国 1/2）</td> <td>鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。</td> <td>6,010</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）</td> <td>スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）</td> <td>情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>同行援護従事者確保推進事業（単県）</td> <td>視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。</td> <td>5,051</td> </tr> <tr> <td>マルチメディアデージー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国 1/2）</td> <td>マルチメディアデージー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデージー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）</td> <td>コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>電話リレーサービス等加入促進事業（単県）</td> <td>日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td>ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）</td> <td>レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。</td> <td>2,880</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者 ICT サポート総合推進事業（国 1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010	視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000	視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800	同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	5,051	マルチメディアデージー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国 1/2）	マルチメディアデージー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデージー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	900	コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）	コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200	電話リレーサービス等加入促進事業（単県）	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880
細事業名	内容	予算額																																	
障がい者 ICT サポート総合推進事業（国 1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010																																	
視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000																																	
視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800																																	
同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	5,051																																	
マルチメディアデージー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国 1/2）	マルチメディアデージー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデージー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	900																																	
コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）	コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200																																	
電話リレーサービス等加入促進事業（単県）	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350																																	
ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （盲人ホーム運営 費補助金）	7,545	6,955	590	3,772			3,773													
トータルコスト	8,348千円（前年度 7,744千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 視覚障がい者の自立を図るため、あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成する。</p> <p>2 主な事業内容 社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 （負担割合：国1/2、県1/2）</p> <p>【施設概要】 施設名：鳥取県ライトハウス盲人ホーム 所在地：米子市皆生温泉三丁目18-3 主な業務：あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</p>																				
失語症者向け意思疎通支援事業	16,377	16,380	△3	4,233		(雑入) 7,911	4,233													
トータルコスト	17,180千円（前年度 17,169千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。</td> <td>7,543</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）</td> <td>意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。</td> <td>8,647</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543	指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187	意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,647
細事業名	内容	予算額																		
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543																		
指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187																		
意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,647																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業	28,885	27,449	1,436	10,285		(雑入) 8,314	10,286	
トータルコスト	29,688千円（前年度 28,238千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

県内の3か所に設置した、きこえない・きこえにくい人の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。

<聴覚障がい者センターの概要>

設置者	鳥取県
運営者	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市に1箇所ずつ設置
聴覚障がい者センターの機能	手話を使用するろう者だけでなく、広くきこえない・きこえにくい人を対象とした支援を行う。 (1) コミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 身近で気軽に相談できる環境づくり ろう者の相談員の配置 (3) 居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,734
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。	12,348
字幕入り映像等の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業等を実施する。	5,803

3 その他（改善点等）

要約筆記者派遣件数が増加している一方で、登録要約筆記者数は伸び悩んでいるため、登録要約筆記者選考試験への合格者増を目的に、要約筆記奉仕員向けの試験対策講習を開催する。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	122,546	112,850	9,696	42,236		(雑入) 27,695	52,615	
トータルコスト	128,969千円（前年度 119,160千円）〔正職員：0.8人〕							
1 事業の目的、概要 平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人のための手話講座、筆談セミナーの開催（単県）	ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。						3,793	
手話サークル・手話啓発イベント等への補助（単県）	手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。						1,465	
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。						5,706	
音声文字変換システム（単県）	きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を変換して表示するシステムを運用する。						885	
手話通訳者設置・派遣等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。						48,934	
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー（経験の浅い通訳者のサポート） ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施 						22,509	
相談支援事業（国1/2）	圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。						37,528	
その他（単県）	手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり（地域住民との交流サロン）への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助 						1,726	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり手話フェス2026（全国高校生手話パフォーマンス甲子園等）開催事業	50,234	46,254	3,980			(寄附金) 10,000	40,234	
トータルコスト	62,029千円（前年度 57,555千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：1.0人〕							

1 事業の目的、概要

全国で初めて手話言語条例を制定した”手話の聖地”鳥取県で、「言葉の壁を越えて憧れる手話の大会」である全国高校生手話パフォーマンス甲子園をはじめとした、総合的な手話言語啓発イベント「とっとり手話フェス」を開催することで、次の時代の主役である高校生の手話言語に携わる道への関心を高めるとともに、これまで手話とかかわりのなかった層や若年層にも広くアプローチし、手話言語の魅力・素晴らしさを体感できる機会を設けることによりろう者と聞こえる人が互いに理解し共生する社会の構築や未来の手話に携わる人材確保を図る。

2 主な事業内容

- (1) 開催日：令和7年9月
(2) 会 場：とりぎん文化会館
(3) 内 容：

細事業名	内容	予算額
第13回全国高校生手話パフォーマンス甲子園	全国の高校生によるチームが手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・漫才などのパフォーマンスを披露する。また、本大会の前日には、出場チーム、来賓等参加の交流会を開催する。（次年度広報費を含む）	17,296
奉迎対策費	関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）	24,706
とっとり手話フェス2026	これまで手話言語に触れる機会のなかった方も含め、より多くの方に手話言語を身近に感じてもらう、その理解・普及推進を図るため、手話パフォーマンスのステージや体験型のイベントなど、複数の手話言語エンターテイメントイベントを実施する。	7,508
第62回献血運動推進大会における手話施策のPR	若年層の献血推進に加え、鳥取県らしさあふれる大会とするため、県内外の参加者へ鳥取県の福祉施策を全面にPRする。（本県の手話施策等に関する展示、手話のワークショップ、ミニ手話教室等の実施）	724

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	93,657	84,091	9,566	32,905			60,752	
トータルコスト	95,263千円(前年度 85,668千円) [正職員:0.2人]							
1 事業の目的、概要								
情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう各種事業を実施する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
【新規】視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)育成経費助成事業(単県)	東部・中部圏域に拠点を有する事業者が視覚障害者生活訓練等指導者(歩行訓練士)を養成する場合、その必要経費を支援することで、東部・中部圏域における歩行訓練士の確保を図る。							3,239
点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。							55,212
視覚障がい者支援センター運営事業(単県)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。							24,097
その他、視覚障がい者相談支援等事業	視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,847千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円							4,704
地域生活支援事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,464千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,973千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 69千円							3,806
補助犬育成事業(国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。							1,998
情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。							102
点字資料等作成費補助事業(単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。							300
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。							199

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
盲ろう者意思疎通支援事業	65,914	63,168	2,746	15,200		(雑入) 10,803	39,911																			
トータルコスト	66,717千円(前年度 63,957千円)〔正職員:0.1人〕																									
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。</p> <p>注)盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話(触手話、接近手話)、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者支援センター運営費(単県)</td> <td>盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター(東部及び西部に設置)を運営する。</td> <td>5,795</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者相談支援事業(単県)</td> <td>県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。</td> <td>18,914</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員養成事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)</td> <td>盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。</td> <td>8,034</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)</td> <td>盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。</td> <td>28,624</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業(国1/2、県1/2)</td> <td>盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。</td> <td>4,547</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	盲ろう者支援センター運営費(単県)	盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター(東部及び西部に設置)を運営する。	5,795	盲ろう者相談支援事業(単県)	県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。	18,914	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。	8,034	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。	28,624	盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業(国1/2、県1/2)	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。	4,547
細事業名	内容	予算額																								
盲ろう者支援センター運営費(単県)	盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター(東部及び西部に設置)を運営する。	5,795																								
盲ろう者相談支援事業(単県)	県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。	18,914																								
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。	8,034																								
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(国1/2、県1/2、鳥取市負担金)	盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。	28,624																								
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業(国1/2、県1/2)	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。	4,547																								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
ロービジョンケア推進事業	5,903	5,903	0				5,903													
トータルコスト	7,509千円(前年度7,480千円)[正職員:0.2人]																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人(ロービジョン者)が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p>※ロービジョンとは、病気など何らかの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「視野が狭い」など日常生活での不自由さをきたしている状態である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化</td> <td>ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。</td> <td>4,953</td> </tr> <tr> <td>ロービジョンフォーラムの開催</td> <td>社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>眼科医等向けロービジョン講習会の開催</td> <td>県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化	ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。	4,953	ロービジョンフォーラムの開催	社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。	800	眼科医等向けロービジョン講習会の開催	県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。	150
細事業名	内容	予算額																		
ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化	ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。	4,953																		
ロービジョンフォーラムの開催	社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。	800																		
眼科医等向けロービジョン講習会の開催	県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。	150																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「あいサポート・アートとっとり特別展」開催事業	1,503	0	1,503				1,503	
トータルコスト	2,306千円(前年度0千円) [正職員:0.1人]							
<p>1 事業の目的、概要 令和8年度に本県で開催される「第62回献血運動推進全国大会」の会場で、鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」の歴代優秀作品を展示する特別展を同時開催し、障がいのある人による優れた文化芸術と、本県の文化芸術を通じた共生社会実現の取組を全国へ発信する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 開催日 「第62回献血運動推進全国大会」(令和8年7月10日(金))と同時開催 (2) 会場 米子コンベンションセンター (3) 展示作品 「あいサポート・アートとっとり展」の歴代優秀作品</p> <p>3 その他 ○あいサポートアートとっとり展 県内の障がいのある人が制作した芸術・文化作品(美術・文芸・マンガ)の公募展で、平成26年度に開催し、障がいのある人の社会参加意識の向上や障がい理解の促進などの成果を生んだ「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を引き継ぎ、発展させていくため、平成27年度から毎年開催している。 ・主催:鳥取県 ・会場:県内3会場を巡回(東部:鳥取県立博物館・中部:鳥取県立美術館・西部:米子市美術館)</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	113,703	116,894	△3,191	25,935		(寄附金) 5,000	82,768	
トータルコスト	129,761千円(前年度132,668千円)[正職員:2.0人]							
1 事業の目的、概要								
平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」や、平成28年に発足した「障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」と全国手をつなぐ育成会連合会等の全国団体との連携による「東京2020オリンピック・パラリンピック」及び「2025大阪・関西万博」を契機とした全国発信の取組などの成果を引き継ぎ、障がい者の社会参加と県民の障がい理解を更に広げていくため、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の文化芸術活動の推進を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
「あいサポート・アートセンター」の運営(国1/2)	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 [委託先] あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体						33,476	
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催(単県)	関係団体や市町村等と連携して、障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。						880	
障がい者アート活動支援事業補助金(単県)	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。						17,350	
「あいサポート・アートとっとり祭」の開催(国1/2)	障がい者が取り組む舞台芸術活動(音楽、演劇、ダンス等)の発表と鑑賞の機会として毎年開催している「あいサポート・アートとっとり祭」(鳥取県障がい者舞台芸術祭)を全国団体と連携して開催し、県内外へ広く発信する。						23,180	
「あいサポート・アートとっとり展」の開催(単県)	障がい者が制作した芸術・文化作品(美術・文芸・マンガ)の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」(鳥取県障がい者芸術・文化作品展)を開催する。						16,691	
障がいのある人とない人が共につくる芸術の推進(単県)	全国大会を契機に発足した障がいのある人とない人が共につくる劇団「じゆう劇場」の活動を支援する。 [実施主体] 鳥の劇場運営委員会(鳥取市鹿野町)						19,000	
「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援(単県)	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し支援する。(定額補助)						1,000	
障がい児(者)にむけた舞台芸術体験プログラム(単県)	知的・発達障がい児(者)等が、舞台芸術公演を鑑賞しながら鑑賞ルール等を学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。						1,776	
知事連盟に係る連絡調整費(単県)	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。						350	
3 その他								
障がい者の芸術・文化活動の推進にあたり、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に数値目標を定めている。								
<主な数値目標と達成状況>								
アート活動取組団体数…令和11年度目標 70団体 ←令和6年度:50団体								
あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…令和11年度目標 35団体 ←令和7年度:27団体								
あいサポート・アートとっとり展出展数…令和11年度目標 520点 ←令和7年度:466点								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立バリアフリー美術館運営事業	12,660	12,655	5				12,660	
トータルコスト	14,266千円（前年度 14,232千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

障がいがある人の優れたアート作品を鑑賞することができるオンライン美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」を運営し、障がいがある人の社会参加の促進と情報アクセシビリティの向上を図る。

<鳥取県立バリアフリー美術館について>

- デジタルデータ化した障がいがある人の優れたアート作品（絵画、書道、立体造形等）を、誰でも検索・閲覧ができるデジタルアーカイブとして公開している。（令和7年4月1日時点：約350作品）
- バーチャル展示室（常設展示室／5室、企画展示室／5室）では、年間を通して作品展示を行っており、障がい等の理由で作品展に出向くことが困難な人も気軽に作品鑑賞を楽しむことができる。
 - ・常設展示室：福祉施設や個人を訪問調査して発掘した優れたアート作品の展示
 - ・企画展示室：「あいサポート・アートとっとり展」入賞作品等の展示
- バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能等を実装している。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
デジタルアーカイブ作品の調査、選定等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設への訪問等により作品の調査を行い、ワーキンググループでデジタルアーカイブ作品の選定等を行う。 ・選定作品を高精度のデジタルアーカイブとして保管、公開する。（サーバーの利用料及び管理料については、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為を設定済み。） 	5,239
デジタルアーカイブ作品の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・バーチャル展示室で常設展示の作品入れ替え（年1回）及び企画展の開催（年3回程度）を行う。 ・デジタルアーカイブ作品を活用したワークショップやオンライン鑑賞会などを開催する。 	7,421

3 その他（改善点等）

- 目標値：閲覧者数年10,000人以上／実績：令和6年度13,544人（令和5年度6,701人）
- 令和5年度に、デジタルアーカイブ作品（障がいがある人の絵）を活用してグッズや商品等のデザインを制作し、社会や収益につなげる公民連携推進事業「山陰ご当地フォントプロジェクト」がスタートするなど、障がいがある人のアート作品の活用拡大にもつながっている。

<これまでのデザイン活用例>

- ・大阪・関西万博「関西パビリオン」鳥取県ゾーンスタッフ衣装（スカーフ）
- ・「ファミマプリント」（全国のファミリーマート店内で購入できるシール紙）
- ・鳥取県庁2階壁面装飾、日南町巡回バスのラッピング など

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7141）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	24,467	32,981	△8,514	2,205			22,262	
トータルコスト	101,951千円（前年度 108,637千円）〔正職員：8.9人、会計年度任用職員1.6人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>身体障害者手帳等の発行・管理や障害福祉サービス指定事業者管理等の法施行事務を実施するとともに、各種会議を開催する。</p>								

2項 児童福祉費

障がい福祉課（内線：7152）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	4,012	4,003	9	2,529			1,483	
トータルコスト	17,413千円（前年度 16,881千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員1.0人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ児童の福祉の増進を図るため、これらの在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費（2,344千円、国10/10） （令和7年12月現在の受給権者数：1,642人）</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料（1,668千円、単県（一部国庫））</p>								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心身障がい者扶養共済事業費	174,510	175,782	△1,272	30,968		(雑入) 109,548	33,994	
トータルコスト	181,488千円（前年度 182,351千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕							

1 事業の目的、概要

心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。

2 主な事業内容

心身障がい者を扶養している者（加入者）が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。

（心身障がい者年金給付金：20,000円／月・口、加入口数は1人2口まで）

区 分	予算額	備 考
心身障害者年金給付金	96,552	
脱退一時金給付金等	1,200	
特別調整費負担金	61,736	扶養共済制度運営費
保険料	14,208	加入者掛金等
その他	814	システム委託料・標準事務費等
合 計	174,510	

加入者及び年金受給者の状況（令和7年4月1日現在）

加 入 者 数	171人
加 入 者 口 数	260口
年 金 受 給 者 数	317人
年 金 受 給 者 口 数	373口

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線: 7862)

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	6,211	39,115	△32,904	3,105			3,106	
トータルコスト	7,817千円 (前年度 40,692千円) [正職員: 0.2人]							

1 事業の目的、概要

精神科医療機関に入院している精神障がい者等の地域生活へのスムーズな移行を促進し、また地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・福祉・保健・行政・地域などの関係機関が精神障がい者を支援するための連携体制の整備を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域移行・地域定着に向けた会議 (国1/2)	精神障がい者を支援するための関係機関の連携体制整備を推進するため、圏域ごとに保健・医療・福祉など各分野の責任者等が、地域課題の整理や今後の対応方針の検討等を行う会議を開催する。	508
【拡充】ピアサポーター等による支援 (国1/2)	病院やグループホーム等からの依頼を受けて、ピアサポーター等を派遣する。また、ピアサポーター等の派遣に向けて、意見交換会や研修会を行う。また、中部及び西部圏域において、ピアサポーターを登録し、要請に応じて派遣調整等を行う人材バンクを委託設置し、ピアサポーターの更なる活躍の場を整備する。	3,088
【拡充】入院者訪問支援事業 (国1/2)	精神科病院に入院している精神障がい者(市町村長同意による医療保護入院者等)を対象に、本人の希望に応じて訪問支援員を派遣し、傾聴、生活相談、情報提供等を行う。 なお、令和7年度は西部圏域において先行実施したところであるが、令和8年度は東部圏域及び中部圏域においても事業を拡大して実施する。	1,772
地域移行・地域定着に向けた支援強化研修会等 (国1/2)	・退院支援(地域移行支援)に携わる専門職等のスキルアップを図るため、研修会を開催する。 ・地域移行後の精神障がい者が、安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、地域で手助けを行うボランティア組織の活動を支援する。 (補助先: 県内で活動するボランティア組織)	843

3 その他(改善点等)

- 精神科医療機関に長期在院する精神障がい者の地域移行に向けて、圏域ごとに関係機関の連携強化や支援者育成、普及啓発等に取り組んでいる。

【県内の長期在院者数】

	65歳未満	65歳以上
令和5年6月末現在	238人	466人
令和6年6月末現在	232人	444人

- 令和5年度から実施している精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業(精神障がい者の医療・生活上の悩み等への相談対応、対象者のグループホーム体験入居及び支援のための調整等を実施)については、関係機関の連携体制構築に一定の成果が見られたことから、令和7年度で終了する。今後は、これまでの事業成果を活用しながら、医療・福祉・保健・行政・地域など関係機関の連携体制をさらに深化させるため、引き続き検討を進めていく。
- 精神障がい者の孤独孤立を防ぐ仕組みとして、ピアサポーターの活用をさらに促進することを目的に、中部圏域及び西部圏域において、人材バンク整備に向けた取組を新たに進めることとする。
- また、上記事業だけでなく、地域の住まいの場としての役割が期待されるグループホーム整備の支援や障がい者の就労支援、孤独・孤立対策のための市町村等支援事業等も活用し、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・依存症対策事業	24,609	22,104	2,505	8,337			16,272	
トータルコスト	31,835千円 (前年度 29,202千円) [正職員: 0.9人]							

1 事業の目的、概要

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画及び関係法令の基本理念等にとり、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する対策を計画的に推進し、これらの依存症等に関連した問題を抱える当事者や家族への支援体制の強化を図るとともに、依存症及び依存症対策に対する県民意識の啓発を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
依存症支援拠点機関の設置 (国1/2)	依存症の専門性を持った医師が在籍する精神科病院を依存症支援拠点機関 (アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症) として指定の上、相談支援コーディネーターを配置して相談対応、研修会の開催、普及啓発を行う。[委託先: 医療福祉センター渡辺病院]	10,000
依存症啓発フォーラムの開催 (国1/2、単県)	依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。また、一般県民への普及啓発を一層推進するため、フォーラムに併せて商業施設でのパネル展 (プレイベント) 等を実施する。	5,815
医師、看護師等の依存症専門研修等 (単県)	・依存症専門医療機関の充実 (追加選定) に向けて、選定に必要な専門性を持った医師及び看護師等を養成するため、国が指定する依存症専門研修に派遣する。 ・一般診療科の医療従事者等を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。	1,351
鳥取アディクション連絡会及び自助グループ等に対する活動支援等 (国1/2、単県)	・依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施を支援する。 [補助上限額: 500千円 補助率: 10/10] ・依存症に関する自助グループ等の活動を支援する。 [補助上限額: 100千円 補助率: 1/2] ・依存症者の回復・社会復帰促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設の運営費の一部を助成する。 [補助率: 10/10]	3,998
依存症相談支援等の実施等 (国1/2、単県)	・学識経験者、医師、自助グループ、リハビリ施設、関係事業者等からなる「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」を開催し、対策の進捗状況について諮問・審査を行う。 ・各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議や相談支援の充実に向けた研修会等を開催する。 ・精神科医による依存症の定例相談会を開催する。 ・依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催する。 ・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症から回復した当事者やその家族等を普及啓発相談員として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと協働して当事者・家族からの相談対応や普及啓発を行う。	1,955
出前説明会の実施 (単県)	各種依存症の理解を深めるため、当事者団体及び依存症に精通した医療機関関係者等を講師派遣し、体験談や各種依存症についての説明会を実施する。[対象: 県内の高校生、教職員、保護者等]	490
【ギャンブル等依存症対策】若年層を対象とした啓発 (単県)	ギャンブル等依存症の低年齢化が危惧されていることから、SNS等のターゲット広告を活用して、若年層への啓発を行う。 (対象: 県内全域の10代~30代の男女)	1,000

3 その他

ネット社会の推進により低年齢化が危惧されているギャンブル等依存症や、若者による市販薬の過剰摂取 (オーバードーズ) が問題視されていることを踏まえ、特に若年層への予防啓発を強化するとともに、「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」の見直しを行い (令和8年3月改定予定)、引続き、県民がアルコール健康障害・各種依存症問題に悩み苦しむことなく、健康で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、これらの問題に関連する施策と一体的な連携を図りつつ取り組みを推進する。

4目 精神衛生費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	61,386	61,287	99	32,562			28,824	

トータルコスト 63,795千円(前年度 63,653千円) [正職員:0.3人]

1 事業の目的、概要

休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療の体制整備を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
精神科救急医療体制確保事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定(7病院)し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。(医師・看護師各1名が待機) また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床(1床)を確保する。	53,548
精神医療相談事業等	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保するため、輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち、県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関に相談窓口を設置する。 精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらおう等、移送体制を整備する。 	7,838
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。	—

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
精神保健福祉体制 確保事業	24,613	24,039	574	9,736		1	14,876	

トータルコスト 69,327千円 (前年度 67,677千円) [正職員: 5.1人、会計年度任用職員: 1.0人]

1 事業の目的、概要

人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
精神医療審査会の開催等 (単県)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回開催し、精神保健福祉法に基づき、措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行うとともに、退院（処遇改善）の請求をした患者について、意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。 精神病床を有する県内の精神科病院10病院に対し、年1回の実地審査を行う。 	1,594
定期病状報告書等の作成 (単県)	精神病床を有する県内の精神科病院10病院へ医療保護入院者の入院届等及び措置入院者の定期病状報告書等の作成を委託する。	6,071
精神保健福祉法第29条に基づく措置入院の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法に基づき、措置入院等を実施するほか、措置入院医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務を実施する。（一部国3/4） 鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアルに基づき、措置入院中から患者に対し、退院後支援計画を作成するため、支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催するとともに、専門研修会等を開催する。（単県） 	13,361
【拡充】災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成 (単県)	<ul style="list-style-type: none"> DPAT隊編成に向け、県内の精神科病院との意見交換会を開催するとともに、研修会への参加を支援する。 R8年度に鳥取県で開催される中国地区DMAT連絡協議会実働訓練において、DMAT及び関係機関との緊密な連携強化を図るためDPAT訓練を実施する。 	2,612
精神保健福祉普及啓発 (国1/2)	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。	975

4目 精神衛生費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県精神障害者 家族会連合会支援 事業	1,718	1,718	0				1,718										
トータルコスト	4,127千円(前年度 4,084千円)〔正職員:0.3人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図るため、鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。(補助率:10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい福祉研修会等の実施 ・精神障がい者家族相談事業(研修会、相談ダイヤル)・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業 																	
てんかん対策推進 事業	2,600	2,600	0	950			1,650										
トータルコスト	3,403千円(前年度 3,389千円)〔正職員:0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>てんかんのある方の 支援者等研修事業 (単県)</td> <td>一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応(介助方法)を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先:公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率:10/10〕</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>てんかん地域診療連 携体制整備事業 (国1/2)</td> <td>てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	てんかんのある方の 支援者等研修事業 (単県)	一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応(介助方法)を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先:公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率:10/10〕	700	てんかん地域診療連 携体制整備事業 (国1/2)	てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。	1,900
細事業名	内容	予算額															
てんかんのある方の 支援者等研修事業 (単県)	一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応(介助方法)を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先:公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率:10/10〕	700															
てんかん地域診療連 携体制整備事業 (国1/2)	てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。	1,900															

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7689）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士養成事業	（債務負担行為） 38,310 11,980	41,484	（債務負担行為） 38,310 △29,504				（債務負担行為） 38,310 11,980	

トータルコスト 13,586千円（前年度43,061千円）〔正職員：0.2人〕

1 事業の目的、概要

県内の介護福祉士等の養成を図るため、介護福祉士養成施設に修学する者に対する支援を実施する。

（介護職員目標数：令和17年度 11,291人 現状（令和6年度） 10,721人）

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
福祉人材修学資金貸付金	鳥取県社会福祉協議会が実施する福祉人材修学資金（介護福祉士等修学資金）貸付事業に係る修学資金の貸付原資について補助する。	— （債務負担行為） 19,750
介護福祉士養成施設への通学支援	県内西部地域在住者で、県内の介護福祉士養成施設に進学し、修学する者（公共職業訓練を除く）に対し、通学費等の一部補助を行う。 ・補助率 10/10 ・上限額 通学補助 18千円/月・家賃補助 17千円/月	420
公共職業訓練生の生活資金の支援	公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校する2年コース）の受講者に対して修学資金（生活支援及び教材費等の実負担相当額）を貸し付ける。 ※県内の社会福祉施設等において3年間介護等の業務に従事した場合返還免除とする。	11,560 （債務負担行為） 8,160
介護福祉士養成委託事業（公共職業訓練）	他産業からの介護への参入を促進させるため、県内の介護福祉士養成施設に公共職業訓練の養成枠（8人）を設定する。	— （債務負担行為） 10,400

・債務負担行為：令和8年度中に募集を行う令和9年度入学者に係る貸付原資等

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護分野で働く外国人材受入支援事業	47,518	78,390	△30,872	5,666		(基金繰入金) 31,518	10,334	

トータルコスト 53,138千円（前年度 82,334千円）〔正職員：0.7人〕

1 事業の目的、概要

介護現場において重要性が一層高まっている外国人介護人材の参入促進及び定着を図るため、介護事業所における外国人介護人材の就労支援及び受入環境整備を行う。

（目標：令和8年度の外国人材就労者数 230人）

（参考：鳥取労働局「外国人雇用状況」届出状況（令和7年10月末現在） 317人）

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
在外機関と連携して行うリクルート活動支援事業（国庫2/3）	介護事業法人が実施する採用説明会、情報収集、面接、求人募集等のリクルート活動を支援する。（補助率：10/10、上限：500千円）	5,500
特定技能外国人の受入マッチング支援事業（基金）	中小規模法人等の外国人材受入・定着を支援するため、既受入施設の見学会や受入ノウハウが学べるセミナーを開催するとともに、特定技能外国人材とのマッチングを行う。	4,241
特定技能外国人材の受入初期経費支援事業（単県）	特定技能外国人材の受入に係る費用負担を軽減するため、雇用に係る初期経費の一部を支援する。（補助率：1/2、上限：150千円/人）	7,500
外国人留学生への奨学金支給支援事業（基金）	日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が給付等する奨学金に係る費用（学費、居住費等）を支援する。（補助率：1/3）	10,936
介護現場で働きやすくするための環境整備事業（国庫2/3）	外国人受入施設における環境整備（携帯翻訳機、多言語対応介護記録ソフト等の導入、ツール活用研修等）を支援する。（補助率3/4、上限300千円）	3,000
外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業（基金）	外国人受入施設における学習・生活支援の取組（コミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得、メンタルヘルス対策等）を支援する。（補助率：2/3、上限：200千円 等） 【拡充】補助対象経費に住環境整備を追加	5,000
外国人材に対する介護研修事業（基金）	特定技能・技能実習の外国人材が円滑に就労し、さらに介護福祉士資格取得を見据えた日本語・介護技術を習得するため、研修を実施する。 【拡充】介護の日本語研修・介護福祉士国家試験対策講座	8,341
介護福祉士養成施設の留学生指導充実支援事業（基金）	介護福祉士養成施設における留学生指導に係る教員の質の向上、国家試験対策、課外授業（日本語学習等）の取組を支援する。	3,000

※外国人宿舍整備支援については、令和8年度の実施予定法人なし。

3 その他（改善点等）

引き続き受入支援を行うとともに、住環境整備支援や介護福祉士の資格取得に向けた研修等の県内定着対策を強化する。

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	40,038	39,947	91			(基金繰入金) 40,038																				
トータルコスト	47,264千円（前年度47,045千円）〔正職員：0.9人〕																									
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護従事者を確保するため、就職支援・未経験者向けの研修を実施するとともに、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等による介護従事者確保の活動を支援する。（介護職員目標数：令和17年度 11,291人 現状（令和6年度）：10,721人）</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護人材確保のためのマッチング機能強化事業</td> <td>新規就労、再就職を支援するため、介護分野専任の就職支援コーディネーター2名を配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行う。（委託先）鳥取県社会福祉協議会</td> <td>12,535</td> </tr> <tr> <td>介護未経験者等の参入促進事業</td> <td>介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。</td> <td>4,845</td> </tr> <tr> <td>介護助手導入支援事業</td> <td>介護の補助的業務を担う介護助手の活用を進めるため、介護事業所向けの研修や就労希望者確保のための広報啓発を実施する。</td> <td>2,406</td> </tr> <tr> <td>介護人材確保対策協議会</td> <td>介護人材の確保対策を検討するため、事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を開催する。</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金</td> <td>鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率：10/10 ・上限額：介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>介護分野専任の就職支援コーディネーターによる就職支援において、未経験者や短時間労働希望者、就職困難な事情を抱える方も増えているため、ミスマッチ離職を防ぐために事前研修や職場見学を実施するなど、コーディネーターによるきめ細やかな対応を行っている。</p>									細事業名	内容	予算額	介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	新規就労、再就職を支援するため、介護分野専任の就職支援コーディネーター2名を配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行う。（委託先）鳥取県社会福祉協議会	12,535	介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	4,845	介護助手導入支援事業	介護の補助的業務を担う介護助手の活用を進めるため、介護事業所向けの研修や就労希望者確保のための広報啓発を実施する。	2,406	介護人材確保対策協議会	介護人材の確保対策を検討するため、事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を開催する。	252	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率：10/10 ・上限額：介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等	20,000
細事業名	内容	予算額																								
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	新規就労、再就職を支援するため、介護分野専任の就職支援コーディネーター2名を配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行う。（委託先）鳥取県社会福祉協議会	12,535																								
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	4,845																								
介護助手導入支援事業	介護の補助的業務を担う介護助手の活用を進めるため、介護事業所向けの研修や就労希望者確保のための広報啓発を実施する。	2,406																								
介護人材確保対策協議会	介護人材の確保対策を検討するため、事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を開催する。	252																								
鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率：10/10 ・上限額：介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等	20,000																								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業	3,473	1,775	1,698	3,473				
トータルコスト	4,276千円（前年度 2,564千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内（UPZ圏内）に所在する老人保健施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な老人保健施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度及び令和元年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：医療法人・社会福祉法人真誠会</p> <p>(2) 施設名：弓浜ホスピタウン（米子市大崎1151-1） 介護老人保健施設ゆうとびあ（米子市河崎581-3）</p> <p>(3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等</p> <p>(4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員向け研修・職場環境向上事業	55,898	54,466	1,432	1,620		(手数料) 40 (基金繰入金) 51,266	2,972	
トータルコスト	66,563千円（前年度 64,743千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.7人〕							

1 事業の目的、概要

介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
介護支援専門員研修実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）の実施を支援する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。 主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援等を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。 介護支援専門員実務研修受講試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10） 介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。 	37,501
介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	1,620
介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	2,140
高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810
介護職員スキルアップ支援事業	長期的な研修等を受講する際の代替要員確保経費等を支援することにより、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となり、介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図る。	4,075
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,252

3 その他（改善点等）

平成28年度から研修カリキュラムが大幅に改正されたことにあわせ、県独自のカリキュラム追加等も含めた研修の質の向上に努めてきた。コロナ禍以降はオンライン研修を導入し、受講しやすい環境を整え、介護職員、介護支援専門員の確保ができるよう取り組んできた。

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護生産性向上総合相談センター運営事業	14,000	14,000	0			(基金繰入金) 14,000		
トータルコスト	15,606千円（前年度 15,577千円）〔正職員：0.2人〕							
<p>1 事業の目的、概要 介護現場における業務の効率化、職員の負担軽減、事務所運営改善につなげるため、相談対応、研修会の開催、モデル事業所の伴走支援、テクノロジー機器の展示・試用貸出を行う総合相談センターの設置・運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 県内事業所を対象にしたワンストップ相談窓口の設置・運営 (2) 生産性向上セミナーの開催（2回） ・生産性向上の実践手法 ・モデル事業所の成果報告会 (3) モデル事業所における生産性向上の伴走支援（3件程度） ・課題抽出、計画立案、改善実践、成果検証の一連の生産性向上の取組を支援し、自走化を促す。 ・多様なサービス種別でモデル事業所を作り、他事業所への横展開を図る。 (4) 介護テクノロジー機器の体験展示・出張展示・試用貸出</p> <p>3 その他（改善点等） 介護現場の課題を抱えつつも改善活動に取り組めていない事業所も少なくないため、アウトリーチの相談対応や、伴走支援を行ったモデル事業所の成果発表による横展開を進めていく。</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ケアプランデータ連携システム普及加速化モデル事業	8,470	0	8,470	7,623			847	
トータルコスト	9,273千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で紙でやり取りされているケアプランについて、ケアプランデータ連携システム（※）の普及促進によって電子化を図り、介護事業所の負担軽減に繋げる。 （※）従来、紙でやり取りしているケアプランについて、クラウドを活用し電子的に共有できるシステムで、令和6年度、7年度にそれぞれ補正予算措置し普及促進してきた。</p> <p>2 主な事業内容 介護現場を熟知した専門家等との連携により、以下の事業を実施し、市町村や地域包括支援センターから事業所等への横展開を通じて導入促進を図る。 (1) システム説明会、研修会の開催によるシステムの普及・啓発の実施 (2) 事業所へのシステムの導入を進めるため、市町村単位で地域包括支援センターや事業所等への伴走支援を実施し、地域全体でシステムの普及促進を図るモデルの育成 (3) モデルとなった市町村及び事業所等による成果報告会を開催し、事例発表を通じた他事業所への横展開の実施</p> <p>3 その他 ・導入実績：令和7年3月時点 186事業所（19.6%） 令和7年12月時点 315事業所（33.2%）</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護現場における カスタマーハラス メント対策事業	2,800	10,112	△7,312			(基金繰入金) 2,800											
トータルコスト	3,603千円（前年度10,901千円）〔正職員：0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要 喫緊の課題となっているカスタマーハラスメント対策を推進することで、介護職員が安心して働き続けられる環境を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等長期定着 支援事業補助金</td> <td>利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所（※訪問看護ステーションを除く）を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費（※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。） 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会</td> <td>介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	介護職員等長期定着 支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所（※訪問看護ステーションを除く）を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費（※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。） 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円	1,900	介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会	介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	900
細事業名	内 容	予算額															
介護職員等長期定着 支援事業補助金	利用者等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することにより、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。 (1) 介護職員等安全確保対策推進事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所（※訪問看護ステーションを除く）を運営する法人 【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用 【補助率・補助上限額】 1/2 1事業所あたり50千円 (2) 複数名訪問介護等支援事業 【補助対象者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人 【補助対象経費】 複数名の訪問介護員等による訪問介護等を行う場合の経費（※利用者からの同意が得られないために、介護報酬上の加算が適用されない場合に限る。） 【補助率・補助上限額】 10/10 訪問回数×1,500円	1,900															
介護現場におけるカ スタマーハラスメン ト対策研修会	介護職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指すことを目的に、介護現場におけるハラスメントの定義を理解と適切な対応方法や介護施設・事業所の対応体制を整備する上での留意事項等を学ぶ研修会を開催する。	900															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
(新) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	13,800	0	13,800	10,350			3,450										
トータルコスト	14,603千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保することで、地域において利用者が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材確保体制構築支援事業（経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援）</td> <td> <p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p> </td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援）</td> <td> <p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p> </td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	人材確保体制構築支援事業（経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援）	<p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p>	7,500	地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援）	<p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p>	6,300
細事業名	内 容	予算額															
人材確保体制構築支援事業（経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援）	<p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>【補助基準額】 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき：3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき：5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p>	7,500															
地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援）	<p>訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、初期費用の助成及び導入後一定期間の支援を行う。</p> <p>【対象事業所】 訪問介護事業所が1ヶ所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所</p> <p>【補助基準額】 ・初期費用の助成：1事業所あたり1,500千円 ・導入後一定期間の支援：訪問1回あたり1,000円</p> <p>【県補助率】 10/10（財源内訳：国3/4、県1/4）</p>	6,300															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業	7,720	6,000	1,720				7,720										
トータルコスト	8,523千円（前年度 6,789千円）〔正職員：0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要 中山間地域において在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供するための支援を行う。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護サービス緊急支援事業</td> <td> <p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所あたり1,000千円/年）</p> </td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業</td> <td> <p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス（※）登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、时期的な繁閑に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所当たり1,000千円/年）</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p> </td> <td>720</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	訪問介護サービス緊急支援事業	<p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所あたり1,000千円/年）</p>	7,000	中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業	<p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス（※）登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、时期的な繁閑に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所当たり1,000千円/年）</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p>	720
細事業名	内 容	予算額															
訪問介護サービス緊急支援事業	<p>過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所あたり1,000千円/年）</p>	7,000															
中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業	<p>中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。</p> <p>【補助対象者】 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村</p> <p>【補助対象経費】 基準該当サービス（※）登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、时期的な繁閑に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額</p> <p>【補助率】 1/2（上限額：1事業所当たり1,000千円/年）</p> <p>※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。</p>	720															
<p>3 その他 令和7年度交付決定市町村：若桜町、八頭町、三朝町、琴浦町、伯耆町、日南町</p>																	

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
介護保険運営負担金事業	9,757,923	9,746,868	11,055			(財産収入) 6,925	9,750,998																
トータルコスト	9,766,755千円（前年度 9,755,544千円）〔正職員：1.1人〕																						
<p>1 事業の目的、概要 介護保険制度の安定的な運営を支援するため、各保険者に対し介護保険法に基づく介護給付費の負担及び地域支援事業交付金の交付等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費負担金</td> <td>介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。</td> <td>9,204,470</td> </tr> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td>各保険者が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。</td> <td>543,513</td> </tr> <tr> <td>介護保険財政安定化基金運用益の積立</td> <td>基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。</td> <td>6,925</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算に係る業務委託</td> <td>事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）</td> <td>3,015</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。	9,204,470	地域支援事業交付金	各保険者が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。	543,513	介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。	6,925	介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）	3,015
細事業名	内容	予算額																					
介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。	9,204,470																					
地域支援事業交付金	各保険者が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。	543,513																					
介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。	6,925																					
介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）	3,015																					

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
介護保険円滑推進事業	10,433	9,297	1,136	5,631			4,802													
トータルコスト	12,039千円（前年度 10,874千円）〔正職員：0.2人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 介護保険制度の円滑な制度運営を推進するため、市町村に対する助言や研修の実施、介護サービス事業所に関する情報システムの管理運営を実施するとともに、制度の普及啓発等を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険円滑推進事業</td> <td>介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。</td> <td>7,078</td> </tr> <tr> <td>介護保険関係システム利用料</td> <td>令和8年度に行われる介護報酬制度の臨時改定に伴い、介護サービス事業者の情報管理システムの改修を行う。</td> <td>981</td> </tr> <tr> <td>要介護認定制度の円滑実施のための研修実施</td> <td>保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。</td> <td>2,374</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等） 介護給付適正化の取組については、保険者の体制等にも差があり、また、保険者単独では実施することが難しい取組もあることから、各種研修会の実施やケアプラン点検員の派遣等を通じ、各保険者の取組を支援していく必要がある。</p>									細事業名	内容	予算額	介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。	7,078	介護保険関係システム利用料	令和8年度に行われる介護報酬制度の臨時改定に伴い、介護サービス事業者の情報管理システムの改修を行う。	981	要介護認定制度の円滑実施のための研修実施	保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。	2,374
細事業名	内容	予算額																		
介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。	7,078																		
介護保険関係システム利用料	令和8年度に行われる介護報酬制度の臨時改定に伴い、介護サービス事業者の情報管理システムの改修を行う。	981																		
要介護認定制度の円滑実施のための研修実施	保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。	2,374																		

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護保険料・利用者負担軽減事業	163,233	166,676	△3,443	14,383			148,850										
トータルコスト	164,036千円（前年度 167,465千円）〔正職員：0.1人〕																
<p>1 事業の目的、概要 高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得の高齢者の介護保険料・利用料について、公費によりその一部を負担する仕組みを構築し、負担軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険料軽減強化事業</td> <td>低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>141,659</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度</td> <td>生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>21,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 保険料負担軽減事業については、令和6年度より国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合が見直され、低所得者の負担割合がさらに引き下げられた。</p>									細事業名	内容	予算額	介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	141,659	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	21,574
細事業名	内容	予算額															
介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	141,659															
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	21,574															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
軽費老人ホーム運営費補助事業	715,832	781,407	△65,575				715,832										
トータルコスト	718,191千円（前年度 783,667千円）〔正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.2人〕																
<p>1 事業の目的、概要 無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する施設である軽費老人ホームについて、入所者に対し利用料（サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など）の減免を行う場合に必要な経費を支援する。また、勤務する職員の処遇改善を行う場合に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽費老人ホーム運営費補助金</td> <td>令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設</td> <td>692,420</td> </tr> <tr> <td>処遇改善支援補助金</td> <td>軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10</td> <td>23,412</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	軽費老人ホーム運営費補助金	令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設	692,420	処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10	23,412
細事業名	内容	予算額															
軽費老人ホーム運営費補助金	令和7年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型3施設、ケアハウス20施設 合計23施設	692,420															
処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10	23,412															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）	1,182,874	1,751,456	△568,582	500		(基金繰入金) 1,182,374		
トータルコスト	1,184,480千円（前年度 1,753,033千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。

2 主な事業内容

(1) 地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）

細事業名	内 容	予算額
地域密着型サービス等整備助成事業（補助率10/10）	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。 （対象施設）認知症高齢者グループホーム 等	305,160
	介護施設等の創設を条件に、広域型施設の大規模修繕・耐震化事業に係る経費について支援を行う。（対象施設）介護老人保健施設 等	361,200
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（補助率10/10）	介護施設等の円滑な開設、訪問看護ステーションの大規模化またはサテライト型事業所の設置のため、施設の開設準備等に要する経費について支援を行う。 （対象施設）認知症高齢者グループホーム 等	248,044
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について支援を行う。（対象施設）特別養護老人ホーム 等	253,760
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業（補助率10/10）	介護施設等における看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の経費について支援を行う。 （対象施設）介護老人保健施設 等	4,330
介護施設等における感染拡大防止対策支援事業（補助率10/10）	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費について補助する。 （対象施設）介護老人保健施設 等	9,880

(2) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業 500千円（補助率 国 10/10）

小規模多機能型居宅介護事業所の普及のため、保険者向け講演会等を開催する。

3 その他

<近年の整備実績>

令和6年度	23件（認知症高齢者グループホーム等整備7件、その他改修等16件）
令和5年度	23件（認知症高齢者グループホーム等整備4件、その他改修等19件）
令和4年度	19件（認知症高齢者グループホーム等整備6件、その他改修等13件）
令和3年度	20件（認知症高齢者グループホーム等整備8件、その他改修等12件）
令和2年度	15件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等10件）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分）	458,689	1,901,606	△1,442,917	297,674		(財産収入) 12,177	148,838	
トータルコスト	459,492千円（前年度1,902,395千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築・深化させるため、介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保に必要な財源として、鳥取県地域医療介護総合確保基金に所要額を積み立てる。

2 主な事業内容

(1) 新規造成

基金の造成額		造成額の負担内訳	
		国 (2/3)	県 (1/3)
介護施設等の整備	262,606	175,070	87,536
介護従事者の確保	183,906	122,604	61,302
合計	446,512	297,674	148,838

(2) 運用益の積立 12,177千円

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	81,715	47,577	34,138	54,476	<11,500> 23,000		4,239	県費負担 15,739
トータルコスト	82,518千円（前年度 48,366千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

平成元年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく交付金を活用して、都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進する施設及び設備等の整備を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	64,357
高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 80 万円/施設	6,303
高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水を自力で確保できるよう、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	11,055

3 その他

<近年の整備実績>

令和6年度	1件（非常用自家発電装置）
令和5年度	1件（非常用自家発電装置）
令和4年度	2件（水害対策改修）
令和3年度	1件（非常用自家発電装置）

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 老人福祉施設等長寿命化対策支援事業	200,000	0	200,000		<60,000> 200,000			県費負担 60,000
トータルコスト	202,409千円（前年度0千円）〔正職員：0.3人〕							

1 事業の目的、概要

広域型介護施設を適正に運営・維持するため、県内（鳥取市内に所在する施設を除く）に所在する広域型介護施設の長寿命化対策等に資する大規模修繕に要する費用の一部を補助する。

2 主な事業内容

老朽化した広域型介護施設の長寿命化対策等に資する大規模修繕に要する費用の一部を補助する。

(1) 対象施設

建築後30年以上が経過した定員30人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスのみ）、介護老人保健施設、介護医療院

※鳥取市内に所在する施設を除く

(2) 補助対象事業

一定年数を経過して使用に堪えなくなった施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備等）の改修・修繕工事等

(3) 補助率：1/2

(4) 補助上限：20,000千円／施設

(5) 補助基準額（下限）：10,000千円以上

(6) 財源：起債（施設整備事業債（一般財源化分））

3 その他（改善点等）

- ・広域型介護施設に対する施設整備補助に関しては、平成18年度に税源移譲されて以降、各都道府県での制度整備を行うこととされたが、本県では一部分の整備に留まっている。
- ・県内では昭和後半から平成初期に建設された広域型施設は多く、老朽化が進んでいる。
- ・今後の高齢者の増加を見越し、現在のニーズに合わせた大規模修繕や、今後も施設を適切に運営・維持していくための長寿命化に資する大規模修繕への支援が必要である。

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
地域包括ケア推進 支援事業	32,477	33,437	△960	29,971		(基金繰入金) 2,506																				
トータルコスト	37,294千円（前年度38,169千円）〔正職員：0.6人〕																									
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>2040年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築が市町村に求められている。県においては、市町村における「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取組を支援することで地域共生社会の実現を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）</td> <td>地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。</td> <td>1,998</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）</td> <td>市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。</td> <td>4,854</td> </tr> <tr> <td>高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 </td> <td>3,668</td> </tr> <tr> <td>生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）</td> <td>生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）</td> <td>14,593</td> </tr> <tr> <td>医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10・基金）</td> <td>医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かして、市町村が実施する介護予防施策を支援する。</td> <td>7,364</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）	地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,998	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。	4,854	高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 	3,668	生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）	生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,593	医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10・基金）	医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かして、市町村が実施する介護予防施策を支援する。	7,364
細事業名	内 容	予算額																								
地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）	地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,998																								
介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。	4,854																								
高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 	3,668																								
生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）	生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,593																								
医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10・基金）	医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かして、市町村が実施する介護予防施策を支援する。	7,364																								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認知症サポートプロジェクト事業	100,877	94,712	6,165	36,847		(手数料) 4 (基金繰入金) 11,862	52,164	
トータルコスト	120,147千円（前年度113,641千円）〔正職員：2.4人〕							

1 事業の目的、概要

認知症基本法を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症当事者の意見等を基に総合的な取組を推進していく。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
認知症本人の社会参加支援 (国10/10)	認知症当事者の社会参加を推進し、その視点を施策や県民への啓発へ反映させるため、「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。	182
認知症本人と家族の一体的支援 (国1/2)	認知症本人と介護家族等（介護者）を地域で支えるため、コールセンターの運営、相談対応や認知症当事者とその家族によるピアサポートを実施する。 (委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	9,819
認知症になっても安心して暮らせる共生社会の推進 (国10/10)	認知症サポーター等の養成や新聞広告等により県民への理解を促進し、認知症行方不明防止として、GPS等のICT活用への補助や市町村及び関係機関との連携会議を開催する。 また、自分のペースでゆっくり買い物が楽しめるよう、店内表示や店員の付き添いを行うスローショッピングの県内での普及に取り組む。	9,165
若年性認知症支援事業 (国1/2)	若年性認知症の人への相談支援として若年性認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。 (委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	8,130
認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を委託するとともに、地域の認知症医療への対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。 また、アルツハイマー病新薬（レカネマブ、ドナネマブ）の使用に係る検査や投与に関する費用を補助する。	37,466
認知症高齢者介護人材の育成 (国10/10、基金、単県)	認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得させるための研修会を開催する。	17,496
デジタルを活用した認知症予防啓発 (国10/10、単県)	オンライン認知症予防教室の実施やSNSを活用した認知症に関する啓発・情報発信により、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを軽減させるための予防が可能となるような環境を構築していく。	18,619

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000	
トータルコスト	3,606千円（前年度3,577千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。

2 主な事業内容

福祉サービス施設を拠点として地域住民（高齢者、障がい者、児童等）が集まる共生ホーム整備の必要経費を支援する。

（補助率：10/10、補助上限額：1,000千円）

区分	内容	交付対象
共生サービス型 （事業所＋事業所）	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者、障がい者、児童に関する事業所を運営する民間団体
事業所併設型 （事業所＋地域住民）	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの	

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
いきいきシニア人生充実応援事業	85,560	76,367	9,193	18,048			67,512	

トータルコスト 94,392千円（前年度 85,043千円）〔正職員：1.1人〕

1 事業の目的、概要

要介護者や独居等の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（国1/3、県1/3、市町村1/3 ほか）	地域を支える高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	
1 単位老人クラブに対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。	14,241
2 市町村老人クラブ連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	13,872
3 県老人クラブ連合会に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	7,984
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）	資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。	15,094
明るい長寿社会づくり推進事業（単県）	元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣、健康教室等でのeスポーツ体験会を行う。	34,369

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
ねんりんピックレガシー継承事業	12,311	12,343	△32				12,311										
トータルコスト	17,128千円（前年度17,075千円）〔正職員：0.6人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ねんりんピックとっとり大会（2024年）は、本県選手が大活躍し、若年層からシニアまで幅広い世代が参画した応援やおもてなしが県外選手団に好評を博すなど、数々の好結果を残して成功裏に閉幕した。この大会レガシーを次世代に引継ぎ、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笑みの花咲くねんりんフェスタ開催事業</td> <td> (1) 笑みの花咲くねんりんフェスタ 「地域文化伝承館」をレガシーとして引き継いでいくため、老人クラブ連合会と連携し、元気に生き生きと活動している高齢者の新たな活躍の場を創設し、あらゆる世代が交流し、楽しめる内容を実施する。 <内容>年1回、東中西部で持ち回り開催 ・郷土芸能ステージ ・いきいきシニア活動発表ステージ ・市町村老人クラブ活動発表展示 ・ふるさとグルメコーナー ・ニューススポーツ体験コーナー ・eスポーツ体験コーナー (2) いきいきシニア表彰 とっとりいきいきシニアバンク登録者の中から、地域で活躍している方を顕彰し、活動を後押しする。 </td> <td>9,094</td> </tr> <tr> <td>因伯ねんりんピック開催事業</td> <td> 高齢者のスポーツや文化活動への参加意欲や、社会参画を今後も推進していくため、「因伯ねんりんピック」を開催する。開催種目（現13種目）を拡大し、参加者の裾野拡大、高齢者の生きがい発揚を推進する。 <拡充候補種目（予定）> ・ニューススポーツ等 </td> <td>3,217</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	笑みの花咲くねんりんフェスタ開催事業	(1) 笑みの花咲くねんりんフェスタ 「地域文化伝承館」をレガシーとして引き継いでいくため、老人クラブ連合会と連携し、元気に生き生きと活動している高齢者の新たな活躍の場を創設し、あらゆる世代が交流し、楽しめる内容を実施する。 <内容>年1回、東中西部で持ち回り開催 ・郷土芸能ステージ ・いきいきシニア活動発表ステージ ・市町村老人クラブ活動発表展示 ・ふるさとグルメコーナー ・ニューススポーツ体験コーナー ・eスポーツ体験コーナー (2) いきいきシニア表彰 とっとりいきいきシニアバンク登録者の中から、地域で活躍している方を顕彰し、活動を後押しする。	9,094	因伯ねんりんピック開催事業	高齢者のスポーツや文化活動への参加意欲や、社会参画を今後も推進していくため、「因伯ねんりんピック」を開催する。開催種目（現13種目）を拡大し、参加者の裾野拡大、高齢者の生きがい発揚を推進する。 <拡充候補種目（予定）> ・ニューススポーツ等	3,217
細事業名	内容	予算額															
笑みの花咲くねんりんフェスタ開催事業	(1) 笑みの花咲くねんりんフェスタ 「地域文化伝承館」をレガシーとして引き継いでいくため、老人クラブ連合会と連携し、元気に生き生きと活動している高齢者の新たな活躍の場を創設し、あらゆる世代が交流し、楽しめる内容を実施する。 <内容>年1回、東中西部で持ち回り開催 ・郷土芸能ステージ ・いきいきシニア活動発表ステージ ・市町村老人クラブ活動発表展示 ・ふるさとグルメコーナー ・ニューススポーツ体験コーナー ・eスポーツ体験コーナー (2) いきいきシニア表彰 とっとりいきいきシニアバンク登録者の中から、地域で活躍している方を顕彰し、活動を後押しする。	9,094															
因伯ねんりんピック開催事業	高齢者のスポーツや文化活動への参加意欲や、社会参画を今後も推進していくため、「因伯ねんりんピック」を開催する。開催種目（現13種目）を拡大し、参加者の裾野拡大、高齢者の生きがい発揚を推進する。 <拡充候補種目（予定）> ・ニューススポーツ等	3,217															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	2,507	1,732	775	1,253			1,254	
トータルコスト	4,113千円（前年度3,309千円）〔正職員：0.2人〕							
1 事業の目的、概要 高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制整備をする。								
2 主な事業内容 (1) 地域における高齢者虐待防止								
細事業名	内容						予算額	
高齢者の権利擁護相談支援事業 （国1/2）	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 （委託先） 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき						1,214	
高齢者虐待対応担当者研修 （国1/2）	通報受付機関（地域包括支援センター及び市町村）の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 （委託先） 鳥取県社会福祉士会						510	
(2) 高齢者施設における高齢者虐待防止								
細事業名	内容						予算額	
介護職員向け高齢者権利擁護研修会 （国1/2）	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、研修を行う。						783	
管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会 （国1/2）	介護施設等の施設長等施設内において指導的立場にある者を対象に、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けて施設職員等の資質向上と意識啓発を目的とした研修を行う。							

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（長寿社会課）管理運営費	5,404	1,001	4,403	313			5,091	
トータルコスト	51,951千円（前年度 46,240千円）〔正職員：5.0人 会計年度任用職員：1.7人〕							
1 事業の目的、概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
老人福祉施設指導監督事務費	老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。						90	
福祉施設等の情報公開推進事業	利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。						762	
福祉保健部（長寿社会課）管理運営費	長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。						4,552	

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7861）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
栄養改善指導事業	1,214	1,203	11	730		(手数料) 80	404	
トータルコスト	16,469千円（前年度 16,188千円）[正職員：1.9人]							

1 事業の目的、概要

生活習慣病対策を推進するため、県民への栄養教育を担う栄養改善関係者の人材育成等を行うとともに、健康増進法に基づき、栄養管理が必要な特定給食施設等への指導や国民健康・栄養調査を実施する。

また、食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示、広告に関する相談指導等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
栄養改善指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・ 栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・ 食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催 	404
国民健康・栄養調査（国 10/10）	・ 国民健康・栄養調査の実施（法定受託事務）	730
栄養士法施行事務（手数料）	・ 栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務	80

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ハンセン病問題対策事業	2,530	1,429	1,101				2,530	
トータルコスト	7,724千円（前年度 6,502千円） [正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

ハンセン病の元患者（回復者）は、国の強制隔離政策によりハンセン病療養所に入所を強いられた歴史があり、平成8年の「らい予防法」廃止後も、社会に根強く残っている偏見と誤解のために故郷に帰ることができず、療養所でそのまま生活しておられる。

本県出身の療養所入所者が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、普及啓発事業を実施する。

また、ハンセン病元患者家族等への補償に対する相談窓口を設置し、対象の方への請求手続き等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ハンセン病問題人権啓発事業	<p>○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。</p> <p>○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園及び呂久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。</p> <p>○【新】鳥取県ハンセン病療養所地域交流事業費補助金 ハンセン病の理解を深めるためハンセン病療養所（岡山県）に訪問する団体等を補助する。</p> <p>○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。</p> <p>○【新・単年度】ハンセン病問題を考えるフォーラム らい予防法廃止30年を節目に差別と隔離の記憶を風化させず、歴史に教訓を学び、正しい知識の普及啓発を目的としたフォーラムを開催する。</p>	1,945
本県出身入所者支援事業	<p>○療養所訪問事業 職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。</p> <p>○里帰り支援事業 本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。</p> <p>○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所されている療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。</p>	505
ハンセン病家族補償法支援事業	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80

3 その他（改善点等）

- ・ハンセン病が正しく理解されるよう普及啓発を行い、社会に根強い差別や偏見を解消していく。
- ・入所者が減少し、また高齢化していることから里帰り事業など御意向を踏まえながら事業を実施する。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
熱中症対策事業	1,134	1,134	0	567			567	
トータルコスト	12,375千円（前年度12,176千円）[正職員：1.4人]							

1 事業の目的、概要

ヒートアイランド現象や地球温暖化等の環境の変化により、日常生活における熱中症発症リスクの高まりが懸念されることから、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県熱中症対策連絡会議 (国1/2)	シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。また、県内で死亡事例の発生や気象情報により熱中症の危険が想定される場合等に、必要に応じて緊急の連絡会議を開催する。	72
熱中症の予防啓発 (国1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発物の作成 予防啓発ツールとして、啓発物（うちわ等）を作成し、高齢者を対象に民生・児童委員等を通じて啓発ツールを手渡すと共に予防の声かけを実施する。 ○研修会の開催 市町村職員、民生・児童委員、中山間集落見守り活動実施者等、地域で啓発を行う者に対し研修会を実施する。 ○注意喚起 県独自の基準に基づく、熱中症警戒宣言、熱中症（特別）警戒期間等を発出し熱中症対策を注意喚起する。 ○その他の啓発 各媒体を活用した広報活動（広報課の枠を利用）として、県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオスポットCM等を実施する。 夏季イベント時、必要に応じて啓発のぼり旗などの啓発ツールやミストシャワーを貸与する。 	1,062

4目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 精神保健福祉センター運営費	5,448	5,193	255	548			4,900	
トータルコスト	69,680千円（前年度68,289千円）〔正職員：8.0人〕							
<p>1 事業の目的、概要 県民の心の健康づくりと精神障がい者の社会参加、地域生活支援に資する事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 人材育成 精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、資質の向上を図るため、専門的研修を実施する。 (精神保健福祉研修会、地域支援研修会、アディクション（嗜癖）研修会等)</p> <p>(2) 精神保健福祉相談 心の悩みや、精神疾患、職員のメンタルヘルス、精神障がいの社会制度、ひきこもり、自死、発達障がい、アディクション（嗜癖）等様々な相談に応じる。</p> <p>(3) こころの健康に関する普及啓発 講演、リーフレット等の作成・配布、ビデオ・書籍・教育パネルの貸出し等を行う。</p> <p>(4) 関係機関への技術支援 地域の精神保健福祉活動を推進するため、専門的立場から助言、指導、制度等に関する相談及び関係職員を対象とした依頼講演等を行う。</p> <p>(5) 地域精神保健向上のための当事者団体等への支援 家族会等、精神保健福祉に関する団体の活動を支援する。</p> <p>(6) 精神保健福祉に関する企画立案及び調査研究</p> <p>(7) 精神医療審査会事務（事業に係る予算：障がい福祉課「精神保健福祉体制確保事業」）</p> <p>(8) 精神障害者保健福祉手帳等に係る判定業務（事業に係る予算：障がい福祉課「自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療）」）</p> <p>(9) 自死対策推進センターの運営（事業に係る予算：健康政策課「みんなで支えあう自死対策総合推進事業」）</p> <p>3 その他（改善点等） 県民を対象に精神障がいや心の健康に関する様々な相談に対応した。近年、発達障がい、ひきこもり、アルコール等依存症関連の相談も増加傾向にある中、困難な事例に対する関係機関からの相談も増加しており、専門機関として個別の事例検討やケース検討会議の開催などの技術支援の充実を図る。 市町村や医療機関等関係機関の職員に対する専門的研修を開催し、技術支援を行いながら関係機関のスキルアップを図った。その都度、新たな課題や各種事業に取り組み、関係機関と連携をとりながら地域の精神保健福祉の向上及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図っている。</p>								

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	1,124,230	1,055,710	68,520	552,534			571,696	

トータルコスト 1,150,726千円（前年度1,081,737千円）〔正職員：3.3人〕

1 事業の目的、概要

発病の原因が不明であり、治療が困難で長期療養を要するために、医療費負担が高額となる難病について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

また、難病患者の療養生活を向上させるための環境整備や、難病患者が早期に正しい診断を受けて、適切な治療を受けることができる体制を整備する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
難病等医療費助成事業（国1/2、10/10、単県）	<ul style="list-style-type: none"> 指定難病（348疾患）の患者に要する医療費の一部を公費負担するほか、スモン（*）等の患者に対して特定疾患治療研究事業として医療費の公費負担を実施する。 （*）昭和30～40年代に社会問題となった視神経と脊髄炎を合併する病気。スモンの対策、研究をきっかけに難病対策要綱が制定され、医療費助成が始まった。後に薬害であることが判明したため、難病法の対象疾患ではないが患者救済対策により特定疾患治療研究事業の対象となっている。 国が進めている診断書オンライン登録を推進するため、医療機関に対して環境整備のための補助金を交付する。 マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにするため、難病医療費等公費負担システムの改修を実施する。 患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病・小児慢性特定疾病に罹患していることを証明する「登録者証」を発行する。 難病に係る県民の理解を図るため、難病フォーラムを開催する。 	1,086,175
難病患者地域支援対策推進事業（国1/2）	難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会・患者交流会の開催、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。	217
在宅難病患者一時入院事業（国1/2）	常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる医療機関を確保し、難病患者の一時入院を委託する。	9,869
在宅人工呼吸器使用患者支援事業（国1/2）	人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	5,141
難病相談・支援センター等設置委託（国1/2）	難病患者及びその家族の各種相談に応じる鳥取県難病相談・支援センター及び鳥取県難病医療連絡協議会の設置・運営を、国立病院機構鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院に委託する。	22,828

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
ココカラげんき鳥 取県推進事業	11,909	12,375	△466	286			11,623																									
トータルコスト	41,616千円（前年度41,557千円）〔正職員：3.7人〕																															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県健康づくり文化創造プランが掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組めるウォーキングをはじめ、地域や職域で健康づくりに取り組む事業を展開する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あるくと健康！うごく元気！キャンペーン（とっとり健康ポイント事業）</td> <td>健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。</td> <td>8,010</td> </tr> <tr> <td>ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業</td> <td>実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。（委託先：「ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業」実行委員会）</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>ウォーキング立県推進事業補助金</td> <td>ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。【補助率 1/2】</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>職域から始める健康づくり推進事業</td> <td>協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>みんなで取り組む「まちの保健室」事業</td> <td>まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。 【補助率 1/2、上限額 400 千円】</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>健康づくり文化創造推進県民会議の運営等（国 1/2）</td> <td>鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>健康寿命延伸に関する調査・分析事業</td> <td>「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）」における基本目標である健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	あるくと健康！うごく元気！キャンペーン（とっとり健康ポイント事業）	健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。	8,010	ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業	実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。（委託先：「ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業」実行委員会）	1,500	ウォーキング立県推進事業補助金	ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。【補助率 1/2】	400	職域から始める健康づくり推進事業	協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。	261	みんなで取り組む「まちの保健室」事業	まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。 【補助率 1/2、上限額 400 千円】	800	健康づくり文化創造推進県民会議の運営等（国 1/2）	鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。	573	健康寿命延伸に関する調査・分析事業	「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）」における基本目標である健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。	365
細事業名	内容	予算額																														
あるくと健康！うごく元気！キャンペーン（とっとり健康ポイント事業）	健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。	8,010																														
ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業	実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。（委託先：「ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業」実行委員会）	1,500																														
ウォーキング立県推進事業補助金	ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。【補助率 1/2】	400																														
職域から始める健康づくり推進事業	協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。	261																														
みんなで取り組む「まちの保健室」事業	まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。 【補助率 1/2、上限額 400 千円】	800																														
健康づくり文化創造推進県民会議の運営等（国 1/2）	鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。	573																														
健康寿命延伸に関する調査・分析事業	「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第4次）」における基本目標である健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。	365																														

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
キラリと光る食育推進活動事業	5,042	5,086	△44	344			4,698	
トータルコスト	25,917千円（前年度25,592千円）〔正職員：2.6人〕							

1 事業の目的、概要

鳥取県健康増進計画に定める栄養・食生活分野及び鳥取県食育推進計画に掲げる目標を達成するため、関係者の育成・連携強化・情報発信、取組への助成、食環境の整備等を行う。

2 主な事業内容

(1) 食育地域ネットワーク強化事業

細事業名	内容	予算額
食育推進活動知事表彰	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。	63
圏域食育推進ネットワーク交流会・会議	ネットワーク交流会を開催し、先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有・意見交換、専門家による講演、食育活動の視察・体験等を行う。	158
「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）	・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・「鳥取県食育推進計画（第4次）」に基づく情報発信	290

(2) 「食の応援団」支援事業（単県）

細事業名	内容	予算額
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金	・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 等 【補助率：定額】	2,026
(公社)鳥取県栄養士会補助金	・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催 【補助率：定額】	2,305

(3) 鳥取県地域での食育の推進事業

細事業名	内容	予算額
鳥取県地域での食育の推進事業交付金（国10/10）	市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、食育を推進するリーダーの育成等の取組に対して補助する。 【補助率：1/2以内】	200

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
アレルギー対策推進事業	1,522	1,522	0	761			761													
トータルコスト	3,128千円（前年度 3,099千円）〔正職員：0.2人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 アレルギー疾患を有する患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、アレルギー疾患拠点病院や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（国1/2）</td> <td>アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。 （委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成（国1/2）</td> <td>かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（国1/2）</td> <td>患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（国1/2）	アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。 （委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）	252	アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成（国1/2）	かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	770	アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（国1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	500
細事業名	内容	予算額																		
鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（国1/2）	アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。 （委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）	252																		
アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成（国1/2）	かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	770																		
アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（国1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	500																		

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう 自死対策総合推進 事業	28,069	27,522	547	15,557			12,512	
トータルコスト	39,310千円（前年度 44,603千円）[正職員：1.4人]							

1 事業の目的、概要

誰もが自死に追い込まれることのない鳥取県を実現するため、令和6年4月に策定した第2次鳥取県自死対策計画に基づき、関係機関と連携の上、自死に関する様々な取組を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
自死対策事業に係る会議の開催（国1/2）	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」（附属機関）の運営 ・相談窓口担当者連絡会の開催	369
自死対策研修会の開催（国1/2）	相談支援等を行う者を対象に研修会を実施する。	160
精神医療体制の充実（国1/2）	・かかりつけ医と精神科医との連携会議（県医師会へ委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会へ委託） ・精神医療関係者等研修（県医師会へ委託）	1,800
普及啓発に関する事業（国1/2、国2/3）	心の健康やうつ病及び自死に対する理解の促進を図るための啓発を行う。 ・「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・メンタルヘルス出前講座・ゲートキーパー養成研修 ・職域における自死予防啓発	1,896
とっとり SNS 相談事業（国1/2）	若年層を中心とした自死に関する悩みを抱える者に対して、LINEを活用した相談事業を実施する。	8,742
鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付（国10/10）	国の事業メニューに沿った事業実施に対して市町村に交付金を交付し、自死対策の充実を図る。	3,000
鳥取いのちの電話支援事業（国1/2）	社会福祉法人鳥取いのちの電話に対し、運営支援、相談員の養成講座に要する経費の他、電話相談体制強化のための経費を助成する。 【補助率：定額（国1/2）】	10,833
自死遺族支援事業（国1/2）	・自死遺族の集いの開催 ・鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金【補助率4/5、一部10/10（国1/2）】 自死遺族支援を行っている団体へ活動費用を助成する。	1,269

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	1,982	1,940	42	991			991	
トータルコスト	11,617千円（前年度11,404千円）〔正職員：1.2人〕							

1 事業の目的、概要

糖尿病の予防対策として、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医の養成や糖尿病専門医との診療連携等を図り、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療等が受けられる体制を整備する。

また、慢性腎臓病（CKD）については、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、鳥取県腎友会と連携して正しい知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持・増進や医療費の適正化を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
糖尿病予防対策連携強化事業（国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県医師会に委託して、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医師（糖尿病医療連携登録医）や、良質な生活療養指導を提供する保健師等のコメディカルスタッフ（糖尿病療養指導士）を養成し、円滑な医療連携等を推進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。 	1,982
慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	一般県民向けにCKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等を伝える健康講座を開催する。（鳥取県腎友会との共催） 講師：医師、管理栄養士等	その他事務費で対応

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取方式フレイル予防対策推進事業～働く世代をターゲットにした取組の推進～	8,635	8,635	0				8,635	
トータルコスト	22,036千円（前年度18,099千円）〔正職員：1.2人 会計年度任用職員：1.0人〕							

1 事業の目的、概要

2040年問題（*）を見据え、社会保障制度を始めとする持続可能な社会を確保し、誰もがより長く元気に活躍できるよう、働く世代（特に40～50歳代の無関心層）をターゲットとして、高齢期に入る前の早い段階から実効的なフレイル予防の取組を推進することを目的とする。

（*）団塊ジュニア世代が65歳以上となり、労働力人口の大幅な減少に起因する社会課題の総称。

<基本目標>

健康寿命を令和11年までに1年半以上、令和22年までに3年以上延伸させる。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ミドルエイジのための取組の推進	（1）健康わくわく事業（委託） ・「働く世代」をターゲットに企業・保険者等と連携したフレイル予防の啓発を実施（「大人の体力測定」「トークセッション」等のイベントを開催） ・温泉の日常利用を促進するため、温泉旅館組合等と連携し温泉（足湯含む）めぐりで温浴リラックス効果を得ながらスタンプラリー等を実施	1,000
	（2）職域におけるフレイル予防推進事業（補助） ・職能団体が実施する県内事業所での出前教室等の活動支援 （補助率10/10、補助上限額：500千円又は1,000千円、8団体程度）	4,000
推進体制と普及啓発	（1）推進体制 ・鳥取県フレイル予防対策専門委員会の開催 メンバー：学識団体、職能団体、市町村、保険者、県 *健康寿命延伸に関する調査・分析事業で得られた結果等により、具体的な推進方針等の検討及び評価を行う。 （2）普及啓発（委託） ・働く世代のフレイル予防につながる健康づくりの課題や取組方針をマンガ化し普及する。	1,135
市町村によるフレイル予防の取組支援	市町村が実施するフレイル予防の取組支援 ・世代間交流等を取り入れたフレイル予防事業に対する支援 （補助率1/2、補助上限額：500千円、5市町村程度）	2,500

3 その他（改善点等）

本県の健康寿命は、前回調査（令和元年）と比べ、男性が1.3年以上延伸し全国順位も上昇する等、効果が認められる一方で、女性は横ばいであり、フレイルの前段階からの予防が重要である。

さらなる健康寿命延伸のため、働く世代へのフレイル予防として大人の体力測定等のイベント及びマンガを活用した啓発を行う。

<健康寿命>

	男性	女性
A. 直近値（R4）	72.89年（17位）	74.97年（39位）
B. 基準値（R1）	71.58年（45位）	74.74年（41位）
A-B（差）	1.31年 延伸↑	0.23年 延伸↑

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
肝臓がん（肝炎）対策事業	13,713	15,011	△1,298	7,002			6,711																			
トータルコスト	16,925千円（前年度18,166千円）〔正職員：0.4人〕																									
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促進するため、受検者が減少傾向にある肝炎ウイルス検査の検査体制や精密検査の受診支援を充実させ、県民が検査を受けやすい体制を整備するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患の地域連携体制を強化することで、肝硬変又は肝がんの死亡者を低減させる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所・医療機関肝炎ウイルス検査（国1/2ほか）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 </td> <td>1,213</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成（国1/2）</td> <td> <p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、以下の検査費用助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を全額助成（上限額あり） 肝炎ウイルスの感染を原因とする低所得の慢性肝炎患者等の定期検査費用を所得区分に応じて一部助成（年2回） </td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>肝疾患診療地域連携体制強化事業（国1/2）</td> <td>肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置し、肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化するとともに、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。</td> <td>11,335</td> </tr> <tr> <td>肝炎医療コーディネーター養成研修会（国1/2）</td> <td>医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する医療保健従事者等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>肝臓がん検診等精度管理（国1/2）</td> <td> <p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 </td> <td>546</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	保健所・医療機関肝炎ウイルス検査（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 	1,213	肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成（国1/2）	<p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、以下の検査費用助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を全額助成（上限額あり） 肝炎ウイルスの感染を原因とする低所得の慢性肝炎患者等の定期検査費用を所得区分に応じて一部助成（年2回） 	290	肝疾患診療地域連携体制強化事業（国1/2）	肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置し、肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化するとともに、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。	11,335	肝炎医療コーディネーター養成研修会（国1/2）	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する医療保健従事者等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。	329	肝臓がん検診等精度管理（国1/2）	<p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 	546
細事業名	内容	予算額																								
保健所・医療機関肝炎ウイルス検査（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 	1,213																								
肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成（国1/2）	<p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、以下の検査費用助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を全額助成（上限額あり） 肝炎ウイルスの感染を原因とする低所得の慢性肝炎患者等の定期検査費用を所得区分に応じて一部助成（年2回） 	290																								
肝疾患診療地域連携体制強化事業（国1/2）	肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置し、肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化するとともに、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。	11,335																								
肝炎医療コーディネーター養成研修会（国1/2）	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する医療保健従事者等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。	329																								
肝臓がん検診等精度管理（国1/2）	<p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 	546																								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
肝炎治療特別促進事業	66,850	67,699	△849	33,364			33,486										
トータルコスト	73,828千円（前年度74,268千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕																
<p>1 事業の目的、概要 肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肝炎治療特別促進事業（国1/2）</td> <td>B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費の一部を公費負担する。</td> <td>60,646</td> </tr> <tr> <td>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）</td> <td>肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費の一部を公費負担する。</td> <td>6,204</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	肝炎治療特別促進事業（国1/2）	B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費の一部を公費負担する。	60,646	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）	肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費の一部を公費負担する。	6,204
細事業名	内容	予算額															
肝炎治療特別促進事業（国1/2）	B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費の一部を公費負担する。	60,646															
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）	肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費の一部を公費負担する。	6,204															

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
健康増進事業	32,760	31,110	1,650	16,898			15,862							
トータルコスト	35,169千円（前年度33,476千円）〔正職員：0.3人〕													
<p>1 事業の目的、概要 市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査等に要する費用の一部を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進事業費補助金（国1/2）</td> <td>健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・補助率 2/3（うち、国1/2） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国10/10</td> <td>32,760</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	健康増進事業費補助金（国1/2）	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・補助率 2/3（うち、国1/2） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国10/10	32,760
細事業名	内容	予算額												
健康増進事業費補助金（国1/2）	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・補助率 2/3（うち、国1/2） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国10/10	32,760												

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
生活習慣病検診等 精度管理委託事業	24,929	23,902	1,027	3,125			21,804																															
トータルコスト	31,352千円（前年度 30,212千円）〔正職員：0.8人〕																																					
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>健康増進法等により県の役割に位置付けられている市町村が行うがん検診等の精度管理について、鳥取県健康対策協議会に委託して実施するとともに、県民の健康増進の推進を図るため、県民の健康に関する調査研究や、県民を対象とした啓発講演会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①生活習慣病等管理 指導事業（国1/2）</td> <td>管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。</td> <td>1,877</td> </tr> <tr> <td>②がん検診精度確保 事業（国1/2）</td> <td>・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィの読影医師の確保及び質の確保のため、資格更新に係る費用を負担する。【補助率2/3（国1/2、県1/2）】</td> <td>3,770</td> </tr> <tr> <td>③肺がん医療機関検 診読影委員会開催事 業（国1/2）</td> <td>肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>④生活習慣病登録評 価分析事業 （がん登録）</td> <td>・県内医療機関において、がんに罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。</td> <td>8,320</td> </tr> <tr> <td>⑤県民健康対策調査 研究事業</td> <td>県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。</td> <td>2,973</td> </tr> <tr> <td>⑥生活習慣病対策セ ミナー開催事業</td> <td>一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催し、新聞記事掲載による一般啓発を実施する。</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>⑦健康対策協議会事 務局強化対策事業</td> <td>健康対策協議会の事務局経費を負担する。</td> <td>5,270</td> </tr> <tr> <td>⑧国立がんセンター 「全国がん登録」デー タベース運用委託料</td> <td>国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター）</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>⑨生活習慣病検診等 管理指導協議会経費</td> <td>鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部会長等を対象とした研修に参加する。</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	①生活習慣病等管理 指導事業（国1/2）	管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。	1,877	②がん検診精度確保 事業（国1/2）	・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィの読影医師の確保及び質の確保のため、資格更新に係る費用を負担する。【補助率2/3（国1/2、県1/2）】	3,770	③肺がん医療機関検 診読影委員会開催事 業（国1/2）	肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。	603	④生活習慣病登録評 価分析事業 （がん登録）	・県内医療機関において、がんに罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。	8,320	⑤県民健康対策調査 研究事業	県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。	2,973	⑥生活習慣病対策セ ミナー開催事業	一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催し、新聞記事掲載による一般啓発を実施する。	1,450	⑦健康対策協議会事 務局強化対策事業	健康対策協議会の事務局経費を負担する。	5,270	⑧国立がんセンター 「全国がん登録」デー タベース運用委託料	国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター）	330	⑨生活習慣病検診等 管理指導協議会経費	鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部会長等を対象とした研修に参加する。	336
細事業名	内容	予算額																																				
①生活習慣病等管理 指導事業（国1/2）	管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。	1,877																																				
②がん検診精度確保 事業（国1/2）	・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィの読影医師の確保及び質の確保のため、資格更新に係る費用を負担する。【補助率2/3（国1/2、県1/2）】	3,770																																				
③肺がん医療機関検 診読影委員会開催事 業（国1/2）	肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。	603																																				
④生活習慣病登録評 価分析事業 （がん登録）	・県内医療機関において、がんに罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。	8,320																																				
⑤県民健康対策調査 研究事業	県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。	2,973																																				
⑥生活習慣病対策セ ミナー開催事業	一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催し、新聞記事掲載による一般啓発を実施する。	1,450																																				
⑦健康対策協議会事 務局強化対策事業	健康対策協議会の事務局経費を負担する。	5,270																																				
⑧国立がんセンター 「全国がん登録」デー タベース運用委託料	国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター）	330																																				
⑨生活習慣病検診等 管理指導協議会経費	鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部会長等を対象とした研修に参加する。	336																																				

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歯科口腔保健推進事業	14,665	11,827	2,838	4,519			10,146	
トータルコスト	58,825千円（前年度 55,206千円）〔正職員：5.5人〕							
1 事業の目的、概要								
県民一人ひとりが生涯自分の歯でおいしく食べ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科保健対策を推進するため、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例及び鳥取県歯科保健推進計画に基づき、各種施策に取り組む。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
8020運動推進事業 （国10/10（定額）、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（すこやかシニアよい歯のコンクール等） 						1,350	
むし歯予防フッ化物洗口事業（国（定額））	子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備する。 令和7年度に作成したフッ化物洗口説明動画を活用し、園・学校において、職員・保護者・児童生徒が学びやすい体制を整備する。 （委託先：県歯科医師会） 【国（定額）：1,782千円】						11,013	
歯と口腔の健康づくり推進事業 （国（定額）、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・デンタルプロフェッショナル派遣事業等 小中学校や地域におけるむし歯や歯周病の予防教育を行うため、歯科医師、歯科衛生士を派遣。 ・成人歯科健診・保健指導研修 県と保険者協議会が共催する保健師等の専門職を対象とした研修会において、歯科疾患予防を推進するために必要な指導ができる人材を育成する。 ・大学生を対象とした歯科健診啓発事業【国（定額）：2,097千円】 高校卒業後に歯科健診がなくなることで口腔衛生への意識が低くなりがちな学生に対し、県歯科医師会及び大学と連携して大学生歯科健診を実施し、定期的な歯科健診受診を啓発する。 						2,302	
3 その他（改善点等）								
むし歯予防フッ化物洗口事業								
<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度にフッ化物洗口説明動画を作成。ホームページに掲載することにより、事業周知の手段の拡充・効率化をはかった。（従来は、歯科医師・歯科衛生士が都度保育所・学校等へ出向いて事業説明、職員勉強会等を実施していた。） ・新たに発売されたフッ化物洗口剤を使用することにより、現場の負担軽減につながった。（従来は、顆粒薬を使用し、希釈・配送・ボトル洗浄等が必要であったが、溶解不要の手間がかからない洗口薬が発売され、令和7年度から県内での使用を開始した。） 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	76,232	73,859	2,373	27,793			48,439	
トータルコスト	135,981千円（前年度 131,553千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
1 事業の目的、概要 鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向で推移しており、さらに効果的にがん死亡率を低減させるため、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
がん対策推進県民会議等（国1/2）	医療関係者、民間事業者、がん患者団体等の代表者と、幅広い視点から本県のがん対策について協議する。							1,123
出張がん予防教室等（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し、がん予防の授業を行う講師の派遣等を行う。							3,557
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が胃がん対策として行うピロリ菌検査、大腸がん検診キット等に係る費用等を助成する。【補助率1/2（単県）】 ・市町村が行う休日がん検診の割増費用を助成する。【補助率2/3（国1/2、県1/2）】 							8,262
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発等の取組や院内がん登録の実施に対する支援を行う。【補助率10/10（国1/2、県1/2）】 ・放射線治療提供体制の質の向上を図るため、鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣する。 							38,882
放射線治療提供体制強化事業・医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため、鳥大附属病院の放射線治療専門医1名分の経費を補助する。【補助率1/2（単県）】 ・県内のがん医療提供体制の質の向上を図るため、がん専門医療従事者、放射線治療専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。【補助率2/3（国1/2、県1/2）】 							9,448
ライフステージに応じたがん対策事業等（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの親を持つ子どもに対する相談支援体制の充実を図るため、医療従事者対象の研修会を開催する。 ・がん治療等に伴って生じる不妊に備え、患者の卵子や精子を凍結保存する妊よう性温存療法等に係る費用を助成する。【補助率10/10（国1/2、県1/2）】 							1,834
医療費等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借り入れ利子を助成する。【補助率10/10（単県）】 ・【拡充】がん患者や新たに脱毛症患者に対するウィッグや補正下着等の購入費用を助成する。【補助率1/2（単県）】 							8,661
患者等支援事業（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者等ががんに関する悩みや不安を語り合う場である「がんカフェ」の運営経費やがん検診受診促進のための啓発活動等に係る経費を支援する。【補助率1/2（単県）】 ・ピアサポート活動の活性化を図り、がん患者や家族等の生活の質の向上を支援するため、がんピアサポーターを養成する。 							1,259
がん罹患率等の高い要因分析等	本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、がん検診・がん登録、特定健診等のデータ等により分析する。							3,206

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
受動喫煙防止対策推進事業	1,300	1,300	0	250			1,050													
トータルコスト	7,723千円（前年度 7,610千円）〔正職員：0.8人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>健康増進法の改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店による施設の全面禁煙化や、従業員の卒煙に取り組む事業所を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及啓発（国1/2）</td> <td>受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>既存特定飲食提供施設の禁煙化支援</td> <td>既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。【補助率2/3、上限100千円】</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>卒煙取組支援</td> <td>従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。【補助率2/3、上限100千円】</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	500	既存特定飲食提供施設の禁煙化支援	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。【補助率2/3、上限100千円】	200	卒煙取組支援	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。【補助率2/3、上限100千円】	600
細事業名	内容	予算額																		
普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	500																		
既存特定飲食提供施設の禁煙化支援	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。【補助率2/3、上限100千円】	200																		
卒煙取組支援	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。【補助率2/3、上限100千円】	600																		

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
循環器病対策推進事業	9,862	8,842	1,020	4,931			4,931													
トータルコスト	17,088千円（前年度15,940千円）〔正職員：0.9人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき策定した「鳥取県循環器病対策推進計画」の個別施策の推進を図り、健康寿命の延伸と循環器病に係る年齢調整死亡率の低減を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳卒中及び心疾患に係る小委員会 （国1/2）</td> <td>脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。 （委託先：県医師会）</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>若年者心臓健診対策専門委員会 （国1/2）</td> <td>各学校で実施される心臓健診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。 （委託先：県医師会）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>脳卒中・心臓病等総合支援センター （国1/2）</td> <td>循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 （委託先：鳥取大学） ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施 ・【拡充】心疾患遠隔リハビリテーションに係る医療機器の整備</td> <td>9,062</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	脳卒中及び心疾患に係る小委員会 （国1/2）	脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。 （委託先：県医師会）	600	若年者心臓健診対策専門委員会 （国1/2）	各学校で実施される心臓健診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。 （委託先：県医師会）	200	脳卒中・心臓病等総合支援センター （国1/2）	循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 （委託先：鳥取大学） ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施 ・【拡充】心疾患遠隔リハビリテーションに係る医療機器の整備	9,062
細事業名	内容	予算額																		
脳卒中及び心疾患に係る小委員会 （国1/2）	脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。 （委託先：県医師会）	600																		
若年者心臓健診対策専門委員会 （国1/2）	各学校で実施される心臓健診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。 （委託先：県医師会）	200																		
脳卒中・心臓病等総合支援センター （国1/2）	循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 （委託先：鳥取大学） ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施 ・【拡充】心疾患遠隔リハビリテーションに係る医療機器の整備	9,062																		

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7182）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分）						(財産収入) 18,138 (基金繰入金) 706,047 (雑入) 15,000		
	739,185	721,991	17,194					

トータルコスト 763,272千円（前年度745,652千円）〔正職員：3.0人〕

1 事業の目的、概要

地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進に向けた連携拠点の取組支援 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援 など	162,308
医療従事者の確保に関する事業	○「地域医療学講座」への寄附、「地域医療支援センター」の運営 ○中山間地域の医療人材確保対策 ○看護師の定着・資質向上に向けた研修への支援 ○「医療勤務環境改善支援センター」の運営 など	331,006
医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外労働縮減に向けた取組への支援 など	226,233
預金利息、返還金の基金への積立て		19,638

【主な事業】

①地域の医療維持支援事業：10,000千円

中山間地域の市町（病院）が連携して行う病院勤務医確保の取組を支援する。

②中山間地域の病院看護師確保事業：5,132千円

中山間地域の病院の看護体制を維持するため、中核病院が行う同地域の病院への看護師派遣の取組を支援する（代替看護師の確保支援）。

③歯科医療従事者確保対策事業：1,200千円

県歯科医師会と連携し、歯科医療人材（歯科衛生士、歯科技工士）の安定的な確保に向けた啓発・魅力発信及び検討を進める。また、歯科技工士の確保に向けて、県内就職を目指す学生に対する支援金の給付等を行う。

3 その他

平成26年度の基金創設以来、「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
令和8年度鳥取県 地域医療介護総合 確保基金造成事業 (医療分)	640,224	764,675	△124,451	426,816			213,408	
トータルコスト	641,027千円（前年度765,464千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 地域における医療及び介護を総合的に確保することを推進するため厚生労働省から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県負担分を財源として、鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）を積み増す。</p> <p>2 主な事業内容 年度当初から実施予定の当該基金を充当して実施する事業に係る予算見合いの額の基金造成を行うものである。</p>								
医療政策課管理運営費	12,521	11,485	1,036				12,521	
トータルコスト	20,550千円（前年度19,372千円）〔正職員：1.0人〕							
<p>1 事業の目的、概要 医療政策課内外の連絡調整等を行う経費である。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療行政費	6,977	7,066	△89	49		(手数料) 35	6,893	

トータルコスト 41,502千円（前年度40,980千円）〔正職員：4.3人〕

1 事業の目的、概要

鳥取県保健医療計画を踏まえた地域医療の充実に関する協議・検討、災害時の医療体制の確保等を通して、地域医療の充実、災害時の医療体制の確保を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
医療機関管理等費	医療提供体制の確保に関する審議を行う医療審議会、医療法人部会及び死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費等である。	1,359
地域保健医療推進・対策費	保健医療圏毎（中部地区、西部地区）における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会の開催及び医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。	1,344
臨床検査精度管理推進費等	（公社）鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費（補助率：県1/2）及び衛生検査所精度管理専門委員会の開催等に要する経費である。	710
災害医療対策推進費	災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。	3,564

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
地域医療対策費（医療施設等施設設備整備費）	320,621	498,161	△177,540	180,813			139,808																									
トータルコスト	321,424千円（前年度498,950千円）〔正職員：0.1人〕																															
<p>1 事業の目的、概要 安全・安心な医療提供体制の維持及び拡充のため、国補助を活用し、医療機関等が行う施設・設備整備事業を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 （1）鳥取県医療施設等設備整備費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業</td> <td>休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療の円滑な事業運営が図られるよう、医療機関が行う医療機器等設備整備に係る費用について市町村と協調支援する。 〔実施主体〕病院群輪番制病院及び共同利用型病院 〔補助対象経費〕医療機器又は重病救急患者の治療に係る専用医療機器の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）</td> <td>15,100</td> </tr> <tr> <td>へき地医療拠点病院設備整備事業</td> <td>へき地診療所等への代診医等の派遣やへき地での巡回診療の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、活動に必要な機器の整備に要する経費を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（中央病院、西伯病院、日南病院など） 〔補助対象経費〕へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）</td> <td>286,346</td> </tr> <tr> <td>小児医療施設設備整備事業</td> <td>小児医療施設として必要な医療機器等の備品購入を補助する。 〔実施主体〕鳥取大学医学部附属病院 〔補助対象経費〕小児医療施設として必要な医療機器等の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）</td> <td>4,196</td> </tr> <tr> <td>へき地患者輸送車整備事業</td> <td>へき地における住民の医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車両等の整備を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（日南病院） 〔補助対象経費〕患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）</td> <td>1,474</td> </tr> <tr> <td>遠隔医療設備整備事業</td> <td>遠隔医療推進のために、遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費を補助する。 〔実施主体〕都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者 〔補助対象経費〕遠隔医療の実施に必要なコンピューター等の購入費 〔補助率〕1/2（国）</td> <td>1,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）鳥取県医療提供体制施設整備補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化対策施設整備事業</td> <td>地球温暖化対策に資する整備（施設のLED化、高効率熱源機器等）に要する経費に対して支援する。 〔実施主体〕済生会境港総合病院 〔補助対象経費〕地域温暖化対策に資する整備に係る経費等 〔補助率〕33%（国）</td> <td>12,355</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療の円滑な事業運営が図られるよう、医療機関が行う医療機器等設備整備に係る費用について市町村と協調支援する。 〔実施主体〕病院群輪番制病院及び共同利用型病院 〔補助対象経費〕医療機器又は重病救急患者の治療に係る専用医療機器の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）	15,100	へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地診療所等への代診医等の派遣やへき地での巡回診療の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、活動に必要な機器の整備に要する経費を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（中央病院、西伯病院、日南病院など） 〔補助対象経費〕へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	286,346	小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等の備品購入を補助する。 〔実施主体〕鳥取大学医学部附属病院 〔補助対象経費〕小児医療施設として必要な医療機器等の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）	4,196	へき地患者輸送車整備事業	へき地における住民の医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車両等の整備を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（日南病院） 〔補助対象経費〕患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	1,474	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療推進のために、遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費を補助する。 〔実施主体〕都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者 〔補助対象経費〕遠隔医療の実施に必要なコンピューター等の購入費 〔補助率〕1/2（国）	1,150	細事業名	内容	予算額	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備（施設のLED化、高効率熱源機器等）に要する経費に対して支援する。 〔実施主体〕済生会境港総合病院 〔補助対象経費〕地域温暖化対策に資する整備に係る経費等 〔補助率〕33%（国）	12,355
細事業名	内容	予算額																														
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療の円滑な事業運営が図られるよう、医療機関が行う医療機器等設備整備に係る費用について市町村と協調支援する。 〔実施主体〕病院群輪番制病院及び共同利用型病院 〔補助対象経費〕医療機器又は重病救急患者の治療に係る専用医療機器の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）	15,100																														
へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地診療所等への代診医等の派遣やへき地での巡回診療の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、活動に必要な機器の整備に要する経費を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（中央病院、西伯病院、日南病院など） 〔補助対象経費〕へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	286,346																														
小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等の備品購入を補助する。 〔実施主体〕鳥取大学医学部附属病院 〔補助対象経費〕小児医療施設として必要な医療機器等の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）	4,196																														
へき地患者輸送車整備事業	へき地における住民の医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車両等の整備を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（日南病院） 〔補助対象経費〕患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	1,474																														
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療推進のために、遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費を補助する。 〔実施主体〕都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者 〔補助対象経費〕遠隔医療の実施に必要なコンピューター等の購入費 〔補助率〕1/2（国）	1,150																														
細事業名	内容	予算額																														
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備（施設のLED化、高効率熱源機器等）に要する経費に対して支援する。 〔実施主体〕済生会境港総合病院 〔補助対象経費〕地域温暖化対策に資する整備に係る経費等 〔補助率〕33%（国）	12,355																														

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費（医療施設等運営事業費）	45,627	44,557	1,070	41,606			4,021	
トータルコスト	49,642千円（前年度48,501千円）〔正職員：0.5人〕							
1 事業の目的、概要 国補助の活用により県内の医療施設等の円滑な運営を支援し、適切な医療提供体制を確保する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
救急救命士病院実習受入促進事業	救急救命士に対する気管挿管の実地実習を受け入れる病院に対し、指導医の人件費等を支援する。 〔実施主体〕鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、厚生病院、野島病院、山陰労災病院 〔補助対象経費〕救急救命士の実地修練に係る経費（人件費等） 〔補助率〕10/10（県立病院は1/2）							4,417
周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターの充実強化に必要な経費を支援する。 〔実施主体〕中央病院（地域周産期母子医療センター） 〔補助対象経費〕地域周産期母子医療センター運営に必要な経費（給与費、需用費、備品購入費等） 〔補助率〕1/3							34,671
救急患者退院コーディネーター事業	医療機関が配置している「救急患者退院コーディネーター」の人件費等の経費を支援する。 〔実施主体〕中央病院 〔補助対象経費〕救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費等 〔補助率〕1/3							3,241
病院間患者搬送のための病院救急車活用促進事業	第二次救急医療機関の整備・運営する病院救急車で転院搬送を行う事業に必要な経費を補助する。 〔実施主体〕第二次救急医療機関 〔補助対象経費〕病院間患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費等 〔補助率〕1/2							1,085
鍼灸マッサージ師講習会補助事業	施術者の技術向上を図るための講習会の開催経費を支援する。 〔実施主体〕鳥取県鍼灸マッサージ師会 〔補助額〕定額120千円 〔補助対象経費〕講習会を開催するための経費							120
休日等歯科診療所運営事業	各医療圏で市等が行う休日・祝祭日、年末年始等における救急歯科診療に係る経費を支援する。 〔実施主体〕市町村等（東中西部の各地区歯科医師会へ委託） 〔補助対象経費〕救急歯科診療に係る経費（人件費等） 〔補助率〕1/3							1,150
中部小児救急医療支援事業	中部圏域における小児救急医療を充実するため、中部ふるさと広域連合が行う小児休日急患診療事業（委託先：厚生病院、医師：中部医療圏小児科開業医）の運営費を支援する。 〔実施主体〕中部ふるさと広域連合 〔補助対象経費〕休日診療にかかる経費 〔補助率〕1/2							883
へき地診療所運営事業	へき地診療所の運営に必要な経費を補助する。 〔実施主体〕へき地診療所 〔補助対象経費〕へき地診療所の運営に必要な経費 〔補助率〕2/3							60

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移植医療推進事業	16,848	16,293	555				16,848	

トータルコスト 20,863千円（前年度20,237千円）〔正職員：0.5人〕

1 事業の目的、概要

臓器移植推進のために（公財）鳥取県臓器・アイバンクの運営費を支援する。
また、骨髄移植の推進のため、骨髄ドナー登録会の開催やドナー等への支援金の支給を行う。

2 主な事業内容

(1) 臓器移植推進関係

細事業名	内容	予算額
公益財団法人 鳥取県臓器・ アイバンク運 営費補助金	臓器移植コーディネーターを配置（1名）するとともに、移植医療の普及啓発を行うため、以下の事業を実施する。 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・移植医療のシンボルカラーであるグリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 等 実施主体：（公財）鳥取県臓器・アイバンク 県補助率：10/10	16,078

(2) 骨髄移植推進関係

細事業名	内容	予算額						
骨髄ドナー提 供支援事業等	骨髄移植の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催を行うとともに、以下の事業を実施する。 ・骨髄提供のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対し、支援金を支給 <table border="1" data-bbox="470 1249 1268 1480"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨髄提供したドナー本人</td> <td>骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）</td> </tr> <tr> <td>ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業</td> <td>付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）</td> </tr> </tbody> </table>	対象	支給額	骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）	ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）	770
対象	支給額							
骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）							
ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）							
	・骨髄ドナー登録説明員の養成							

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
持続可能な地域医療提供体制構築推進事業	1,431	1,572	△141			(基金繰入金) 193	1,238										
トータルコスト	3,037千円（前年度3,149千円）〔正職員：0.2人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>将来にわたって、県民一人ひとりが適切な医療サービスを受けられるよう、限られた医療資源の効率的な活用による持続的で効果的な医療のあり方等について議論を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療構想アドバイザー派遣事業</td> <td>地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>地域医療構想調整会議開催経費</td> <td>保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。</td> <td>1,238</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>国において、2040年を見据えた新たな地域医療構想の議論が行われており、令和8年度から県内における議論がスタート。国の動きを踏まえ、適宜圏域の地域医療構想調整会議に情報提供を行う。</p> <p><新たな地域医療構想策定に向けたスケジュール></p> <p>R7 国においてガイドライン策定</p> <p>R8 県において体制全体の方向性等について議論</p> <p>R9～R10 地域の医療機関の機能分化・連携の協議等</p>									細事業名	内容	予算額	地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	193	地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,238
細事業名	内容	予算額															
地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	193															
地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,238															

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立歯科衛生専門学校費						(使用料) 14,629 (手数料) 221 (基金繰入金) 2,791 (雑入) 19,084	66,713	
トータルコスト	105,847千円（前年度 69,790千円）〔正職員：0.3人〕							

1 事業の目的、概要

歯科衛生専門学校の運営に要する経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
学校運営経費	歯科衛生専門学校の運営に要する経費を（一社）鳥取県歯科医師会に委託する。 〔拡充概要〕入学生の確保、県内就業の促進等に向けた学校の体制強化に向け、教員体制を強化する。	65,269
県立歯科衛生専門学校外壁改修工事	経年劣化や地震等でできたクラックにより一部会館の外壁にひび割れ、タイルの破損等があり、雨漏りや壁紙の剥がれが顕著なため外壁の工事を行う。	38,169

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
周産期医療対策事業	19,779	4,329	15,450	6,901			12,878	
トータルコスト	21,385千円（前年度5,906千円）〔正職員：0.2人〕							

1 事業の目的、概要

安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、鳥取大学医学部附属病院の総合周産期母子医療センターを中心とする県内の周産期医療施設の患者情報等の管理を行う周産期医療情報システムのネットワーク運用等を行うとともに、周産期医療搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会を開催するとともに、近畿ブロック周産期医療広域連携検討会へ参加する。	593
周産期医療情報ネットワークシステムの運営等	鳥取大学医学部附属病院に委託し、周産期医療情報ネットワークシステムの運営等を行う。 ※保守期間終了に伴い、サーバ等の入れ替え、システムのアップデート等を実施。	17,160
搬送コーディネーターの配置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確に対応できるよう、重症患者及びハイリスク患者の把握を行うコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。	2,026

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害派遣医療チーム体制整備事業	17,834	26,455	△8,621	8,306			9,528	
トータルコスト	21,046千円（前年度29,610千円）〔正職員：0.4人〕							
1 事業の目的、概要								
大規模災害や局地災害における急性期の医療活動を行うDMAT隊員の養成及び技能の維持を図るため、DMAT隊員による訓練、研修への参加を推進する。また、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療提供体制を確保するため、DMAT隊員を対象とした感染症対応研修の実施や、所要の資機材整備等への支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
DMAT隊員養成研修等補助金	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：2/3 ・補助対象経費：厚労省主催の研修等の受講に係る経費							1,600
防災訓練等参加支援事業補助金	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMAT隊員が参加する旅費等の経費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：政府総合訓練への参加経費							6,385
感染症クラスター対応研修	DMAT隊員を対象に、感染症発生・まん延時の対応に向けた知識や技術習得を図るための研修会を開催する。							845
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業補助金	災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者の派遣に必要な設備整備費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：2/3（国1/3、県1/3） ・補助対象経費：派遣に必要な資機材の整備費（派遣用資機材、災害時通信用装備等の整備費）							2,594
鳥取県航空搬送拠点臨時医療施設医療機器整備費補助金	大規模災害時に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に搬送された傷病者の広域搬送体制を確保するため、SCU設置・運営時に使用する医療機器の整備に要する経費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：SCU設置時に使用する医療機器の整備に要する経費（搬送用モニター等）							936
【臨】災害派遣医療チーム（DMAT）訓練実施事業	中国ブロック内で大規模地震が発生した場合に、迅速・効果的な広域災害医療体制が確保できるよう、中国ブロック5県の災害派遣医療チーム及び関係機関が合同訓練を実施する。							5,474

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
原子力災害医療体制整備事業	16,898	70,514	△53,616	16,798			100										
トータルコスト	20,110千円（前年度73,669千円）〔正職員：0.4人〕																
1 事業の目的、概要 原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。																	
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">細事業名</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線測定機器の校正等</td> <td>県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等（ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等）の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院</td> <td>10,898</td> </tr> <tr> <td>鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金</td> <td>放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助を行う。 ・実施主体：済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	放射線測定機器の校正等	県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等（ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等）の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院	10,898	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助を行う。 ・実施主体：済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等	6,000
細事業名	内容	予算額															
放射線測定機器の校正等	県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等（ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等）の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院	10,898															
鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助を行う。 ・実施主体：済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等	6,000															

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救急医療対策事業	10,981	10,981	0	2,350			8,631										
トータルコスト	11,784千円（前年度11,770千円）〔正職員：0.1人〕																
1 事業の目的、概要 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行を支援し、重層的な救急医療体制の確保を図るとともに、鳥取県医師会が行う研修への支援により、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。																	
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">細事業名</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドクターカー運営事業費補助金</td> <td>ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時</td> <td>10,281</td> </tr> <tr> <td>高度救命処置研修開催事業費補助金</td> <td>救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ドクターカー運営事業費補助金	ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時	10,281	高度救命処置研修開催事業費補助金	救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10	700
細事業名	内容	予算額															
ドクターカー運営事業費補助金	ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時	10,281															
高度救命処置研修開催事業費補助金	救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10	700															

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ドクターヘリ運航事業	425,389	169,995	255,394	199,417		(雑入) 79,220	146,752	

トータルコスト 431,812千円（前年度176,305千円）〔正職員：0.8人〕

1 事業の目的、概要

早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上等を図るため、鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、島根県ドクターヘリの運航経費等を負担する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県ドクターヘリ運航事業	鳥取県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて支出する。 ・基地病院：鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30. 3. 26から運航を開始	403,417
3府県ドクターヘリ運航事業	3府県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて支出する。 ・基地病院：公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22. 4. 17から3府県共同運航事業を開始し、H23. 4. 1に関西広域連合へ事業移管	16,240
島根県ドクターヘリ運航事業	島根県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて支出する。 ・基地病院：島根県立中央病院 ・運航範囲：鳥取県中・西部及び島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25. 5. 27から鳥取県への乗り入れを開始	2,770
ヘリコプター運行支援・維持管理費	鳥取県ドクターヘリ格納庫の維持管理費及び消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。	2,962

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県救急電話相談事業	3,346	3,346	0			(雑入) 1,553	1,793	
トータルコスト	4,149千円（前年度4,135千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 県民の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用（逼迫回避）を図るため、電話相談事業（#7119）を継続実施する。※#7119の対象：概ね15歳以上の大人に係る電話相談 救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。（参考：令和6年：35.2%）</p> <p>2 主な事業内容 県民が急な病気やケガをした時、24時間365日、看護師に傷病の緊急性の有無や救急車要請の可否等を相談できる窓口（#7119）を委託して設置する。</p> <p>3 その他 <相談件数（直近3年間）及び効果> ・相談件数（直近3年間） 令和4年度：1,302件 令和5年度：2,573件 令和6年度：4,658件 ・効果 軽症患者の搬送割合の減少（H29年：38.0% → R6年：35.2%（▲2.8%））</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
へき地医療対策費	154,283	132,683	21,600	1,328			152,955													
トータルコスト	216,106千円（前年度193,413千円）〔正職員：7.7人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 へき地の公立病院等で勤務する総合医を育成する学校法人自治医科大学の運営費用を負担するとともに、へき地拠点病院・へき地保健指導所の運営経費を補助することで、へき地医療の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治医科大学負担金</td> <td>へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。</td> <td>152,800</td> </tr> <tr> <td>へき地医療拠点病院運営事業</td> <td>へき地医療支援機構の指導・調整により、へき地診療所等への医師派遣等を行うへき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：日野病院 ・補助率：10/10（国1/2、県1/2）</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>へき地保健指導所運営事業</td> <td>へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2（国10/10）</td> <td>1,173</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 令和7年度の指定勤務期間内の自治医科大学卒の医師は23人であり、鳥取大学医学部特別養成卒の医師（県版自治医）とともに、県職員としてへき地医療等に貢献している。</p>									細事業名	内容	予算額	自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。	152,800	へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、へき地診療所等への医師派遣等を行うへき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：日野病院 ・補助率：10/10（国1/2、県1/2）	310	へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2（国10/10）	1,173
細事業名	内容	予算額																		
自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。	152,800																		
へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、へき地診療所等への医師派遣等を行うへき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：日野病院 ・補助率：10/10（国1/2、県1/2）	310																		
へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2（国10/10）	1,173																		

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保奨学金等貸付事業	(債務負担行為) 380,880 327,930		(債務負担行為) 380,880 7,830			(債務負担行為) 21,600 (基金繰入金) 13,200	(債務負担行為) 359,280 314,730	
トータルコスト	339,974千円（前年度 331,931千円）〔正職員：1.5人〕							
1 事業の目的、概要								
地域医療を担う医師を確保するため、鳥取大学医学部をはじめ県内外の医学生に対して奨学金の貸付を行う（県内医療機関で一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除）。								
2 主な事業内容								
以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。また、制度利用希望者の募集に際し、債務負担行為を設定する。（令和9年度～令和14年度）								
医師養成確保奨学金（地域枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者						
	貸付枠	新規：5人以内、継続：25人						
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）						
	免除条件	臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
医師養成確保奨学金（編入枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（学士編入）入学者						
	貸付枠	新規：5人以内、継続：20人						
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）						
	免除条件	臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
医師養成確保奨学金（一般貸付枠）	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者						
	貸付枠	新規：8人以内（うち3人は自治医科大学医学部在学者）、継続：15人						
	奨学金の額	月額100千円（年額1,200千円）						
	免除条件	(自治医大以外)臨床研修（県内）修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間（最大9年）以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間（最大6年）勤務 (自治医大)卒業後、県職員（医師）として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間（最大6年）勤務						
地域医療強化医師確保奨学金（とっとり医療人養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（一般入試）入学者						
	貸付枠	7人以内						
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）						
	免除条件	鳥取大学医学部附属病院が管理する臨床研修（2年）を受け、修了後直ちに県内で専門研修（鳥取大学医学部附属病院管理）を受け又は知事が別に定める業務に従事し、かつ、これらの期間が合計して4年に満たない場合は、これらの期間との合計が4年に達するまでの期間、県内医療機関に勤務						
緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者						
	貸付枠	新規：6人以内、継続：28人						
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）						
	免除条件	卒業後、県職員（医師）として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務						
臨時特例医師確保対策奨学金（臨時養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（一般入試）入学者						
	貸付枠	新規：11人以内、継続：74人						
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）						
	免除条件	(令和4年度以降貸付開始分) 臨床研修（県内）開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年（臨床研修期間除く）勤務 (令和3年度以前貸付開始分) 臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
3 その他（改善点等）								
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月現在、指定勤務期間中の医師は163人であり、自治医科大学卒の医師とともに、本県の医療に貢献している。 令和8年度から、地域医療強化医師確保奨学金（とっとり医療人養成枠）を新設し、県内医師確保・定着、及び、鳥大の医師派遣機能の強化を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
医師確保対策推進事業	11,558	9,071	2,487	3,456			8,102																						
トータルコスト	25,207千円（前年度22,479千円）〔正職員：1.7人〕																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内で勤務する臨床研修医・専門研修医の確保等を通じ、将来の安定的な医療提供体制の確保を図る。 また、県内の医師が少ない区域等における医師の継続的な勤務の支援により、医師の地域偏在の解消を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療体験研修推進事業</td> <td>県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。</td> <td>3,468</td> </tr> <tr> <td>専門研修医師支援事業</td> <td>県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>研修医確保対策支援事業</td> <td>各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>医師臨床研修事業</td> <td>臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>医師少数区域経験認定医師支援事業</td> <td>へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕 10/10（国1/2、県1/2）</td> <td>5,002</td> </tr> <tr> <td>その他の医師確保推進事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・ 本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく </td> <td>427</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	地域医療体験研修推進事業	県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。	3,468	専門研修医師支援事業	県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。	98	研修医確保対策支援事業	各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	2,400	医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	163	医師少数区域経験認定医師支援事業	へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕 10/10（国1/2、県1/2）	5,002	その他の医師確保推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・ 本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく 	427
細事業名	内容	予算額																											
地域医療体験研修推進事業	県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。	3,468																											
専門研修医師支援事業	県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。	98																											
研修医確保対策支援事業	各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	2,400																											
医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	163																											
医師少数区域経験認定医師支援事業	へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕 10/10（国1/2、県1/2）	5,002																											
その他の医師確保推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・ 本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく 	427																											

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
東部医療連携協定を踏まえた医師派遣推進事業	22,509	33,251	△10,742	11,254			11,255							
トータルコスト	25,721千円（前年度 36,406千円）〔正職員：0.4人〕													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県東部の中山間地域の医療体制を確保するため、東部医療連携協定を基に、派遣元となるべき地医療拠点病院を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>東部医療圏は鳥大病院から遠く医師派遣を得られにくいことから、中山間地域の医療機関（岩美病院、智頭病院）における医師不足が特に大きな課題となっているところである。</p> <p>「東部保健医療圏の医療連携（医師派遣等）に係る基本協定」の締結（令和6年10月25日）を踏まえ、中山間地域の医療機関（岩美病院、智頭病院）への医師派遣推進体制を強化する。</p> <p>＜鳥取市立病院、鳥取赤十字病院からの派遣＞</p> <table border="1"> <tr> <td>対象事業</td> <td>医師確保が必要なべき地病院等へ医師派遣（代診医を含む）を行う事業</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10（国1/2、県1/2）</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>61千円/日×延べ日数 （国庫補助金交付要綱に定められている補助基準額）</td> </tr> </table> <p>※国庫補助事業を活用</p> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>同事業により令和7年度中も市立病院及び鳥取赤十字病院から岩美病院、智頭病院に対して不定期に宿日直を含む医師派遣をしている。これにより既存医師の休暇取得や出張等に対応できるようになるとともに、急病等により休診となるリスクを軽減することで地域医療の維持に貢献している。</p>									対象事業	医師確保が必要なべき地病院等へ医師派遣（代診医を含む）を行う事業	補助率	10/10（国1/2、県1/2）	補助基準額	61千円/日×延べ日数 （国庫補助金交付要綱に定められている補助基準額）
対象事業	医師確保が必要なべき地病院等へ医師派遣（代診医を含む）を行う事業													
補助率	10/10（国1/2、県1/2）													
補助基準額	61千円/日×延べ日数 （国庫補助金交付要綱に定められている補助基準額）													

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害支援ナース派遣調整事業	699	777	△78				699	
トータルコスト	1,502千円（前年度 1,566千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>災害支援ナース（医療法の改正により令和6年4月から「災害・感染症医療業務従事者」として位置づけ）の応援派遣に係る調整業務等を県看護協会に委託する。</p> <p>災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、令和7年度から派遣者への傷害保険に加入した。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時歯科保健医療提供体制整備事業	616	0	616	616				
トータルコスト	1,419千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するため、県歯科医師会が実施する各地域のチーム養成や災害時等に対応可能な歯科衛生士を養成する研修に支援することにより、災害時歯科保健医療提供体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>災害時等歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するための研修の実施に係る経費を支援する。</p> <p>(1) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県歯科技工士会</p> <p>(2) 補助対象経費：講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、使用料等</p> <p>(3) 補助率：2/3（国10/10）</p> <p>(4) 補助額：616千円</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「新たな地域医療構想」策定に向けた未来医療検討事業	51,908	0	51,908			(基金繰入金) 51,908		
トータルコスト	61,543千円（前年度0千円）〔正職員：1.2人〕							

1 事業の目的、概要

令和8年度から策定を開始する「新たな地域医療構想」において、将来に向けた地域医療のあり方の検討を行い、限られた医療資源を有効に活用し、持続可能な地域医療提供体制の構築を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域医療構想策定に向けた「未来医療あり方検討会」開催事業	2040年頃の地域医療提供体制の構築を見据えて、救急医療、在宅医療等の分野ごとに、あるべき方向性やあり方のたたき台を作成するための検討会を新設する。 <メンバー（想定）> ・県内病院、診療所の代表 ・医療関係団体（医師会・歯科医師会・看護協会等） ・介護関係団体 ・消防機関 ・医療・介護を受ける者 ・アドバイザー（オブザーバ）等	1,308
新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等事業	「新たな地域医療構想」の策定、「保健医療計画」の中間見直し（R8年度が見直し年度）、「重点医師偏在対策支援区域」の設定等に必要な医療データの作成・分析等を委託する。 ○医療データの作成・分析事業 <データのイメージ> 将来の医療・介護の需要推計、需要推計を踏まえた医師・看護師等の必要量、必要な医療機能、医師数（年齢構成、診療科別）の推計値、圏域別の医療データ等 <データの活用例> ・新たな地域医療構想、保健医療計画の見直し、重点医師偏在対策支援区域の設定 ・各圏域調整会議での議論 ○個別課題検討促進事業 現行の地域医療構想（2025年に向けた）において既に検討が始まっている地域について、経営コンサルから対応案を提案いただくなど、具体的な検討を進めていく。	50,600

<新たな地域医療構想の策定スケジュール>

R7年度 国においてガイドライン策定

R8年度 未来医療あり方検討会を設立し、救急、在宅、入院医療等の方向性を協議

R9年度 新たな地域医療構想案作成（県版・圏域版）、パブリックコメント、関係機関等への意見照会を経て新たな地域医療構想の策定

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間地域医療確保推進事業	53,970	36,755	17,215	1,704		(基金繰入金) 49,898	2,368	
トータルコスト	61,999千円（前年度37,544千円）〔正職員：1.0人〕							
1 事業の目的、概要								
人口減少、高齢化が益々進む中、中山間地域等の地域医療確保に向け、地域に必要な医師の確保・定着促進を進めるとともに、地域のニーズ・課題にあわせて強く求められている「総合診療医の育成」、「医療DX・オンライン診療」、「訪問看護」等の取組を促進することにより、将来にわたり必要となる医療提供体制の確保を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 医師確保推進に向けた取組								
細事業名	内容						予算額	
【新規】地域の医師育成、確保強化事業	卒業後県職員として中山間地域の病院に派遣する鳥大特別養成枠（県版自治医）及び自治医科大学の医学生について、卒業後地域医療に携わる意識強化等のため、入学前・在学中の県内地域医療体験研修を実施する。						2,300	
【拡充】総合診療医育成・確保事業	中山間地域におけるニーズが高い総合診療医について、自治医や地域枠医師が多く勤務している県東部に専門員を配置し、育成体制を強化する。 また、県内の若手医師有志が実施している総合診療専門医育成・確保の取組を支援する。						1,000	
【制度新設】中山間地域における民間診療所の新規開設・事業承継支援事業	全国に先駆け基金事業として行ってきた民間診療所の開設・承継支援について、国が補助事業として全国的に取り組むこととしたことを受け、当該補助事業を創設する。						-	
(2) オンライン診療・医療DXの促進								
細事業名	内容						予算額	
【拡充】中山間地域におけるオンライン診療推進事業	中山間地域の医療機関等が実施するオンライン診療の取組を支援する。 ・患者のそばで診療補助等を行う看護師、リハビリテーション専門職員、事務職員等の派遣費用 ・オンライン診療に必要な情報通信機器の整備費 ・オンライン診療の際に使用する車両（看護師、事務職員等乗車）の整備費 ・へき地医療拠点病院、へき地診療所による集会所、郵便局を活用したオンライン診療を継続実施するための経費 等						7,294	
【拡充】医療DX促進事業	・診療所の医療DXに係る取組を支援する。 ・医療機関を対象とした医療DXに関するセミナーを実施する。						11,006	
(3) 訪問看護・在宅医療の促進								
細事業名	内容						予算額	
【拡充】訪問看護機能強化にかかる体制整備	中山間地域での診療報酬の対象とならない訪問看護の提供、ペイシェントハラスメントによるやむを得ない複数名の訪問看護の提供、訪問看護支援センターの体制強化に対する支援を行う。						27,370	
【新規】訪問看護における熱中症対策支援事業	訪問看護における熱中症対策に必要な暑さ対策のための備品等（冷却ベスト・ネッククーラー・保冷剤用冷凍庫）の経費を支援する。						4,500	
【新規】在宅医療普及啓発事業	在宅医療の普及に向けた「人生会議（ACP）」等の周知促進を行う。						500	

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
保健師等教育研修事業	1,730	1,548	182	571			1,159													
トータルコスト	8,153千円（前年度 7,858千円）〔正職員：0.8人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>地域保健対策の推進に向けた県及び市町村の保健師等に対する研修を行い、保健師の資質向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等教育研修事業</td> <td>新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別や教育推進者向けの研修を行う。</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>保健師現任教育検討会等</td> <td>県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。</td> <td>854</td> </tr> <tr> <td>保健師等連携体制構築支援事業</td> <td>県退職保健師が育成トレーナーとなり、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。</td> <td>292</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	保健師等教育研修事業	新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別や教育推進者向けの研修を行う。	584	保健師現任教育検討会等	県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。	854	保健師等連携体制構築支援事業	県退職保健師が育成トレーナーとなり、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。	292
細事業名	内容	予算額																		
保健師等教育研修事業	新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別や教育推進者向けの研修を行う。	584																		
保健師現任教育検討会等	県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。	854																		
保健師等連携体制構築支援事業	県退職保健師が育成トレーナーとなり、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。	292																		
看護職員研修補助事業	2,600	2,600	0				2,600													
トータルコスト	3,403千円（前年度 3,389千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>看護職員の資質向上を図るため、（公社）鳥取県看護協会が行う各種研修に対し補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>補助対象経費：看護職員の資質向上を図るための研修事業に要する経費 事業主体：公益社団法人鳥取県看護協会 補助率等：定額</p>																				
准看護師試験等実施費	547	546	1			(手数料) 547														
トータルコスト	5,364千円（前年度 5,278千円）〔正職員：0.6人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県准看護師試験委員会を開催し、准看護師試験の実施及び准看護師免許証の交付を行うための経費である。</p>																				

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
助産師出向支援事業	1,335	1,328	7	1,335				
トータルコスト	2,138千円（前年度 2,117千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 助産師の就業偏在解消や、助産師としての技能向上等を図るため、助産師出向システムによる出向を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先：公益社団法人鳥取県看護協会 ・事業（委託）内容 <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県助産師出向支援事業協議会の開催（年3回）及び運営 ②助産師出向コーディネーターの配置及び活動 								
認定看護師養成研修事業（単県）	3,750	3,750	0				3,750	
トータルコスト	4,553千円（前年度 4,539千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 認定看護師養成研修に派遣を行う医療機関に対して、研修経費の一部（学費相当）を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：民間病院・診療所等 （国立・独立行政法人・公立病院は、地域医療介護総合確保基金事業で実施） ・補助率：10/10（上限額：750千円） 								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
看護職員等充足対策費	697,884	698,503	△619	1,136		(基金繰入金) 8,841	687,907																												
トータルコスト	729,006千円（前年度727,933千円）〔正職員：2.0人、会計年度任用職員：4.0人〕																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内に就業する看護職員等の確保のため、修学資金の貸付や再就業支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院内保育施設運営費補助事業</td> <td>病院内保育施設を運営する医療機関(地域医療介護総合確保基金で対象とならない医療機関)に対し、運営費を助成する。</td> <td>4,905</td> </tr> <tr> <td>医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業</td> <td>県内の医師・看護職員等の仕事と育児の両立に向け、職員による保育サービスの利用補助を行う病院等の取組を支援する。</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>看護職員等修学資金等貸付事業</td> <td>県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。</td> <td>644,650</td> </tr> <tr> <td>ナースセンター事業</td> <td>「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、県ナースセンターとして指定されている鳥取県ナースセンターへ、看護師等の確保に係る事業を委託する。</td> <td>36,560</td> </tr> <tr> <td>新卒訪問看護師育成支援事業</td> <td>訪問看護師の育成・確保を行うため、新卒看護師を雇用し、訪問看護師として育成する訪問看護事業所を支援する。</td> <td>4,938</td> </tr> <tr> <td>看護職員従事者届集計作業</td> <td>保健師助産師看護師法に基づき、2年に一度提出される業務従事者届を集計し国に報告する。</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>看護職員実態調査</td> <td>○第9次看護職員需給見通し作成事業 看護職員需給見通しにかかる一斉調査を実施する。 ○【拡充】助産師勤務実態調査 産科を有する病院、診療所及び助産所とそれらに勤務する助産師への勤務実態調査を実施する。</td> <td>1,636</td> </tr> <tr> <td>看護職員修学資金管理事務デジタル化</td> <td>看護職員修学資金・奨学金のオンライン申請、及び支払・猶予・返還業務管理を一元化するためのシステムの保守・運営経費。</td> <td>3,089</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	病院内保育施設運営費補助事業	病院内保育施設を運営する医療機関(地域医療介護総合確保基金で対象とならない医療機関)に対し、運営費を助成する。	4,905	医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業	県内の医師・看護職員等の仕事と育児の両立に向け、職員による保育サービスの利用補助を行う病院等の取組を支援する。	1,156	看護職員等修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	644,650	ナースセンター事業	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、県ナースセンターとして指定されている鳥取県ナースセンターへ、看護師等の確保に係る事業を委託する。	36,560	新卒訪問看護師育成支援事業	訪問看護師の育成・確保を行うため、新卒看護師を雇用し、訪問看護師として育成する訪問看護事業所を支援する。	4,938	看護職員従事者届集計作業	保健師助産師看護師法に基づき、2年に一度提出される業務従事者届を集計し国に報告する。	950	看護職員実態調査	○第9次看護職員需給見通し作成事業 看護職員需給見通しにかかる一斉調査を実施する。 ○【拡充】助産師勤務実態調査 産科を有する病院、診療所及び助産所とそれらに勤務する助産師への勤務実態調査を実施する。	1,636	看護職員修学資金管理事務デジタル化	看護職員修学資金・奨学金のオンライン申請、及び支払・猶予・返還業務管理を一元化するためのシステムの保守・運営経費。	3,089
細事業名	内容	予算額																																	
病院内保育施設運営費補助事業	病院内保育施設を運営する医療機関(地域医療介護総合確保基金で対象とならない医療機関)に対し、運営費を助成する。	4,905																																	
医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業	県内の医師・看護職員等の仕事と育児の両立に向け、職員による保育サービスの利用補助を行う病院等の取組を支援する。	1,156																																	
看護職員等修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	644,650																																	
ナースセンター事業	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、県ナースセンターとして指定されている鳥取県ナースセンターへ、看護師等の確保に係る事業を委託する。	36,560																																	
新卒訪問看護師育成支援事業	訪問看護師の育成・確保を行うため、新卒看護師を雇用し、訪問看護師として育成する訪問看護事業所を支援する。	4,938																																	
看護職員従事者届集計作業	保健師助産師看護師法に基づき、2年に一度提出される業務従事者届を集計し国に報告する。	950																																	
看護職員実態調査	○第9次看護職員需給見通し作成事業 看護職員需給見通しにかかる一斉調査を実施する。 ○【拡充】助産師勤務実態調査 産科を有する病院、診療所及び助産所とそれらに勤務する助産師への勤務実態調査を実施する。	1,636																																	
看護職員修学資金管理事務デジタル化	看護職員修学資金・奨学金のオンライン申請、及び支払・猶予・返還業務管理を一元化するためのシステムの保守・運営経費。	3,089																																	

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
自治体病院補助事業	52,147	59,149	△7,002				52,147																
トータルコスト	52,950千円（前年度59,938千円）〔正職員：0.1人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>へき地等に所在する公的病院が行う施設等整備を支援することにより、へき地等の医療提供体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>公的病院が行った施設等の整備に係る借入金の償還支払利息に対する支援を行う。 （平成18年度までの借入が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：病院を建設するために借り入れた地方債の支払利息について、一般会計から病院会計へ繰出を行う町 ・対象病院：岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院 ・補助率：1/2 																							
県立病院運営事業費	3,284,157	2,982,447	301,710	406,480			2,877,677																
トータルコスト	3,284,960千円（前年度2,983,236千円）〔正職員：0.1人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>各圏域の中核的な病院として、県民へ医療提供を行っている県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>救急医療等の不採算部門に対する交付金</td> <td>1,800,821</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金</td> <td>157,959</td> </tr> <tr> <td>施設・機器整備費負担金</td> <td>機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金</td> <td>1,149,904</td> </tr> <tr> <td>一般会計精算金の再交付</td> <td>過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金</td> <td>175,473</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	運営費交付金	救急医療等の不採算部門に対する交付金	1,800,821	児童手当	病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金	157,959	施設・機器整備費負担金	機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	1,149,904	一般会計精算金の再交付	過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金	175,473
細事業名	内容	予算額																					
運営費交付金	救急医療等の不採算部門に対する交付金	1,800,821																					
児童手当	病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金	157,959																					
施設・機器整備費負担金	機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	1,149,904																					
一般会計精算金の再交付	過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金	175,473																					

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理 運営費	19,442	19,659	△217			(使用料) 11,751 (手数料) 414 (雑入) 17	7,260	
トータルコスト	101,218千円（前年度 99,388千円）〔正職員：9.2人、会計年度任用職員：2.1人〕							

1 事業の目的、概要

看護師として必要な知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の医療、保健、福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行う。

2 主な事業内容

鳥取看護専門学校（3年課程の看護学科）の運営に要する経費である。

○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。

- ・看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。
- ・魅力ある教育内容を継続して学生に提供するため、特別講義を授業計画に組み込んで実施する。

○専任教員を専門領域ごと（基礎、地域・在宅、成人、老年、小児、母性、精神）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い、教育体制・内容の充実を図る。

・新カリキュラム（令和4年度～）による教育を執行するため、教員のICT機器活用力の向上を図る。

・専任教員の県外研修派遣及びオンラインセミナー参加や教育方法の検討、研究を充実し、教員の資質の向上を図る。

○学校運営状況（令和7年4月在籍者数）

区分	1学年	2学年	3学年	合計
定員	40人	40人	40人	120人
現員	29人	35人	34人	98人

3 その他（改善点等）

- ・学内教員や病院医師による補強講義及び模擬試験を活用した学力診断・弱点把握、個別面談を実施した結果、看護師国家試験（令和7年2月実施）の合格率は100%であった。引き続き、国家試験合格率100%を目指し、国家試験対策の充実と個別のサポートに取り組むとともに、教育の質の向上を図る。
- ・ハローワークの職員から面接方法やエントリーシートの書き方の指導を受けた効果もあり、就職希望者の内定率は100%、また県内就職率は97.0%（令和7年3月末）であった。今後も就職サポート、ハローワークとの連携を継続し、県内就職の推進を図る。

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
< 地方機関計上予算 > 倉吉総合看護専門学校 管理運営費	33,230	31,954	1,276			(使用料) 11,881 (手数料) 623 (雑入) 2,387	18,339	
トータルコスト	206,465千円（前年度200,984千円）〔正職員：19.7人、会計年度任用職員：4.0人〕							

1 事業の目的、概要

教育の質を高め、学生の学力向上を図り、本県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成を行う。

2 主な事業内容

倉吉総合看護専門学校（3年課程の第1看護学科、2年課程の第2看護学科及び1年課程の助産学科の3学科を有する総合看護教育施設）の運営に要する経費である。

- 助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。
- 専任教員を助産及び看護専門領域（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）ごとに配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施、教育用備品の整備等を行い、教育体制・内容の充実を図る。
- 学校運営状況（令和7年4月在籍者数）

（人）

区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	合計
	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計		
定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161
現員	36	22	28	86	2	4	6	16	108

3 その他（改善点等）

学校PRの一環として、Instagramの開設や入学選抜試験の見直し、広報誌や新聞、SNS等を通じた学校紹介などを積極的に行い、定員の確保に努めた。

看護DX化推進のため、デジタルツールを活用して教育活動の展開を図っている。

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
<地方機関計上予算> (新) 倉吉総合看護専門学校外壁等改修事業	369,078	0	369,078		<166,000> 332,000		37,078	県費負担 203,078															
トータルコスト	369,881千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕																						
<p>1 事業の目的、概要 県有施設中長期保全計画に基づき、倉吉総合看護専門学校の本館及びサービス棟の外壁改修、外部建具改修、屋根改修等の工事を行う。</p> <p>2 主な事業内容 【外壁等改修工事に係る全体所要額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計委託</td> <td>5,720</td> <td>令和6年度実施済</td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>365,305</td> <td>令和8年度施工</td> </tr> <tr> <td>工事監理委託</td> <td>3,773</td> <td>令和8年度施工</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>374,798</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									内容	金額	時期	設計委託	5,720	令和6年度実施済	改修工事	365,305	令和8年度施工	工事監理委託	3,773	令和8年度施工	計	374,798	
内容	金額	時期																					
設計委託	5,720	令和6年度実施済																					
改修工事	365,305	令和8年度施工																					
工事監理委託	3,773	令和8年度施工																					
計	374,798																						
<地方機関計上予算> (新) 倉吉総合看護専門学校若葉寮改修事業	9,876	0	9,876		<4,000> 8,000		1,876	県費負担 5,876															
トータルコスト	10,679千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕																						
<p>1 事業の目的、概要 県有施設中長期保全計画に基づき、倉吉総合看護専門学校若葉寮（女子寮）の部屋改修、風呂場改修等の工事を行う。</p> <p>2 主な事業内容 寮の部屋改修、風呂場改修等工事を行うための実施設計を委託する。 【スケジュール】 ○実施設計：令和8年度 ○工事施工：令和9年度予定</p>																							

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
 備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

医療・保険課（内線：7975）

4 目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度財政支援事業	9,931,928	9,082,841	849,087			(財産収入) 4,498	9,927,430	
トータルコスト	9,935,943千円（前年度9,086,785千円）〔正職員：0.5人〕							

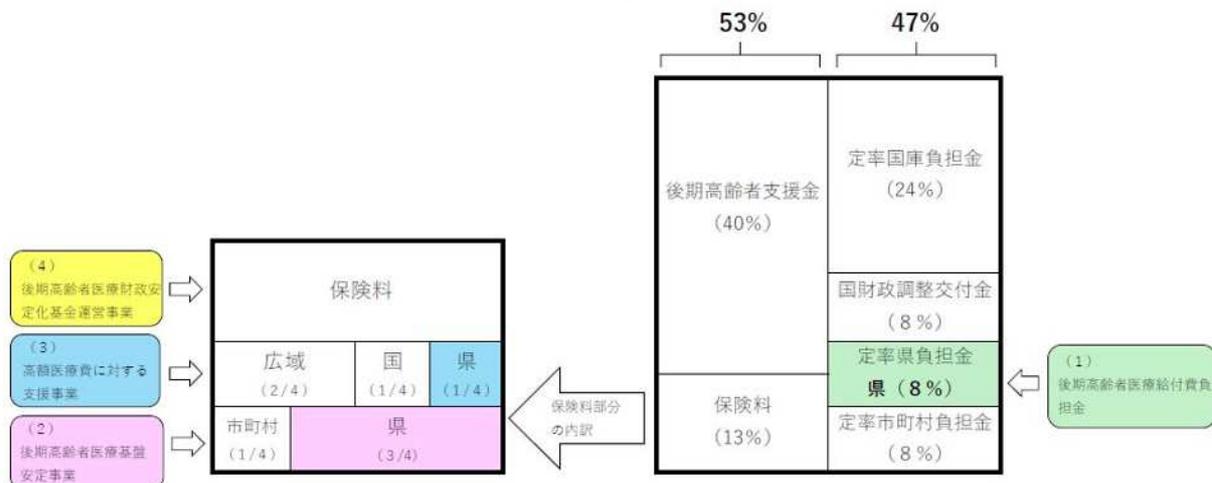
1 事業の目的、概要

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に対して、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対して高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
後期高齢者医療給付費負担金 ※下図（1）	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12 分の 1 を県が負担する。	7,354,953
後期高齢者医療基盤安定事業 ※下図（2）	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。	1,857,405
高額医療費に対する支援事業 ※下図（3）	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費の 4 分の 1 を県が負担する。	661,187
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業 ※下図（4）	後期高齢者医療の財政安定化等を図ることを目的として設置した鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の管理運営を行う。	4,498
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業及び歯科健診事業に対し、国と同額の 3 分の 1 の額を助成する。	53,885

後期高齢者医療財政の概念図



4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
医療費適正化計画策定評価委員会等運営費	1,183	823	360				1,183																
トータルコスト	36,511千円（前年度35,526千円）〔正職員：4.4人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療費適正化計画における健康づくりの取組目標等の取組状況等を審議・評価する医療費適正化計画策定評価委員会等を開催する。</p> <p>また、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に、保険医療機関、保険薬局等に対して、厚生労働省（中国四国厚生局）とともに指導等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費適正化対策事業</td> <td>高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき策定した「鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を開催し、取組状況等の進捗管理を行う。 計画の期間：6年間（令和6年度～令和11年度）</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療審査会費</td> <td>後期高齢者医療給付に関する処分、又は保険料その他の徴収金に関して市町村及び後期高齢者医療広域連合の行った処分に対する不服申立を審査するため後期高齢者医療審査会を開催する。</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険審査会費</td> <td>保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対するの不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関等の指導</td> <td>ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。</td> <td>709</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	医療費適正化対策事業	高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき策定した「鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を開催し、取組状況等の進捗管理を行う。 計画の期間：6年間（令和6年度～令和11年度）	198	後期高齢者医療審査会費	後期高齢者医療給付に関する処分、又は保険料その他の徴収金に関して市町村及び後期高齢者医療広域連合の行った処分に対する不服申立を審査するため後期高齢者医療審査会を開催する。	127	国民健康保険審査会費	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対するの不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。	149	保険医療機関等の指導	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。	709
細事業名	内容	予算額																					
医療費適正化対策事業	高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき策定した「鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を開催し、取組状況等の進捗管理を行う。 計画の期間：6年間（令和6年度～令和11年度）	198																					
後期高齢者医療審査会費	後期高齢者医療給付に関する処分、又は保険料その他の徴収金に関して市町村及び後期高齢者医療広域連合の行った処分に対する不服申立を審査するため後期高齢者医療審査会を開催する。	127																					
国民健康保険審査会費	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対するの不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。	149																					
保険医療機関等の指導	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。	709																					

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
国民健康保険運営 事業特別会計繰出 事業	3,029,311	3,004,882	24,429				3,029,311													
トータルコスト	3,030,917千円（前年度3,006,459千円）〔正職員：0.2人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県及び市町村が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法第72条の2に基づき、県一般会計から、鳥取県国民健康保険運営事業特別会計へ繰出しを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県繰出金等</td> <td>国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額等を繰り出す。</td> <td>2,647,506</td> </tr> <tr> <td>高額医療費負担金繰出金</td> <td>1件90万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2</td> <td>321,162</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金繰出金</td> <td>市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3</td> <td>60,643</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	県繰出金等	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額等を繰り出す。	2,647,506	高額医療費負担金繰出金	1件90万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2	321,162	特定健康診査等負担金繰出金	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3	60,643
細事業名	内容	予算額																		
県繰出金等	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額等を繰り出す。	2,647,506																		
高額医療費負担金繰出金	1件90万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2	321,162																		
特定健康診査等負担金繰出金	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3	60,643																		

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
国民健康保険基盤安定等推進費	1,631,167	1,692,711	△61,544				1,631,167																
トータルコスト	1,632,773千円（前年度1,694,288千円）〔正職員：0.2人〕																						
<p>1 事業の目的、概要 市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための保険料（税）軽減に係る費用の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）</td> <td>低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>1,392,015</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）</td> <td>低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>233,610</td> </tr> <tr> <td>子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置</td> <td>未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>4,226</td> </tr> <tr> <td>妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置</td> <td>産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>1,316</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,392,015	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	233,610	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	4,226	妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,316
細事業名	内容	予算額																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,392,015																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	233,610																					
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	4,226																					
妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,316																					

4款 衛生費

2項 環境衛生費

医療・保険課（内線：7203）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	199	199	0				199	
トータルコスト	1,002千円（前年度988千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 衣類等の繊維製品、洗剤、エアゾール（内容成分を微粒子にして空気中に噴霧するもの）製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「法」という。）第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 （1）法により基準が定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。 （2）家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。</p>								

4項 医薬費
2目 医務費

医療・保険課（内線：7189）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療安全確保事業	2,976	2,973	3	690		(雑入) 350	1,936	
トータルコスト	42,318千円（前年度41,619千円）〔正職員：4.9人〕							

1 事業の目的、概要

県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関による感染制御地域支援ネットワークを運営するとともに、医療に対する苦情・相談への対応のための相談窓口を設置する等、安心・安全な医療の確保を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域支援ネットワーク運営事業	県全体のネットワークを整備、運営するとともに、各医療圏域に整備したネットワーク（医療機関、保健所、地区医師会等が参加）により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会等を行う。 また、感染管理の専門資格を持った医師等により組織した感染制御専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や医療機関に対する実地支援を行う。	366
院内感染対策講習会等事業	県内の医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。 また、県内の各医療機関が質の高い感染対策を実施することを支援するため、県内医療機関における薬剤耐性菌の分離状況、院内感染の発生状況等に関する情報を提供することを目的としたサーベイランス（動向調査）を実施する。	2,348
医療安全推進・医療機関等の指導	医療安全支援センターを設置し、医療相談窓口の運営、医療安全推進協議会の開催、医療機関の相談窓口担当者を対象とした研修会を開催する。 また、医療法第25条の規定に基づき医療機関の立入検査等を行う。	262

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
医薬品医療機器等総合対策事業	1,477	4,396	△2,919	132		(手数料) 184	1,161																
トータルコスト	29,579千円（前年度32,001千円）〔正職員：3.5人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民の保健衛生の向上を図るため、医薬品医療機器等法に規定する医薬品等に関して、総合的な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品等の製造及び販売時の指導・監督</td> <td> 医薬品医療機器等法に基づく、医薬品等の製造及び販売等の事業者への指導・監督を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・許可事務及び監視指導、取締（GMP 調査含む） ・GMP 調査に係る人材育成（全国合同模擬査察研修等への参加） ・薬事台帳システム（医薬品医療機器等法に基づく許可情報、指導状況等を管理するシステム）に係る保守委託 ・研修会・講習会の開催 ・登録販売者試験の実施 </td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>緊急用医薬品等の流通調整等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国有ワクチン・抗毒素（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン、ガスエソウマ抗毒素、ジフテリア抗毒素）の医療機関へのあつせん ・ワクチン等の流通調整 ・災害時に必要な医薬品等の購入・備蓄委託（2保健所・2病院） </td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>モバイルファーマシー運営費補助</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に派遣するモバイルファーマシーに係る運営費の補助を行う。 </td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び特定保健医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。（4事業者を対象に調査を実施する。） ・長年、薬事衛生の普及等のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰する。等 </td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>鳥取県薬剤師会が運営していた薬事情報センターが、令和8年度以降休止する予定であり、当該センターへの補助は廃止する。</p>									細事業名	内容	予算額	医薬品等の製造及び販売時の指導・監督	医薬品医療機器等法に基づく、医薬品等の製造及び販売等の事業者への指導・監督を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・許可事務及び監視指導、取締（GMP 調査含む） ・GMP 調査に係る人材育成（全国合同模擬査察研修等への参加） ・薬事台帳システム（医薬品医療機器等法に基づく許可情報、指導状況等を管理するシステム）に係る保守委託 ・研修会・講習会の開催 ・登録販売者試験の実施 	733	緊急用医薬品等の流通調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・国有ワクチン・抗毒素（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン、ガスエソウマ抗毒素、ジフテリア抗毒素）の医療機関へのあつせん ・ワクチン等の流通調整 ・災害時に必要な医薬品等の購入・備蓄委託（2保健所・2病院） 	540	モバイルファーマシー運営費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に派遣するモバイルファーマシーに係る運営費の補助を行う。 	166	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び特定保健医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。（4事業者を対象に調査を実施する。） ・長年、薬事衛生の普及等のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰する。等 	38
細事業名	内容	予算額																					
医薬品等の製造及び販売時の指導・監督	医薬品医療機器等法に基づく、医薬品等の製造及び販売等の事業者への指導・監督を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・許可事務及び監視指導、取締（GMP 調査含む） ・GMP 調査に係る人材育成（全国合同模擬査察研修等への参加） ・薬事台帳システム（医薬品医療機器等法に基づく許可情報、指導状況等を管理するシステム）に係る保守委託 ・研修会・講習会の開催 ・登録販売者試験の実施 	733																					
緊急用医薬品等の流通調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・国有ワクチン・抗毒素（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン、ガスエソウマ抗毒素、ジフテリア抗毒素）の医療機関へのあつせん ・ワクチン等の流通調整 ・災害時に必要な医薬品等の購入・備蓄委託（2保健所・2病院） 	540																					
モバイルファーマシー運営費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に派遣するモバイルファーマシーに係る運営費の補助を行う。 	166																					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び特定保健医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。（4事業者を対象に調査を実施する。） ・長年、薬事衛生の普及等のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰する。等 	38																					

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
献血推進・使用適正化事業	3,514	4,152	△638				3,514										
トータルコスト	13,952千円（前年度14,405千円）〔正職員：1.3人〕																
<p>1 事業の目的、概要 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血者の安定的な確保のための普及啓発及び血液製剤の適正使用を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>献血推進事業</td> <td> (1) 若年層向け献血普及啓発事業の実施 ・献血啓発動画のデジタルサイネージでの放映、SNS 広告の実施 ・啓発資材の作成 ・献血推進機運醸成に向けた拡大キャンペーンの実施 ・若年層向け献血啓発広報誌の発行 (2) 献血推進協力団体等感謝状の贈呈 </td> <td>3,356</td> </tr> <tr> <td>血液製剤使用適正化普及事業</td> <td>医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、県赤十字血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	献血推進事業	(1) 若年層向け献血普及啓発事業の実施 ・献血啓発動画のデジタルサイネージでの放映、SNS 広告の実施 ・啓発資材の作成 ・献血推進機運醸成に向けた拡大キャンペーンの実施 ・若年層向け献血啓発広報誌の発行 (2) 献血推進協力団体等感謝状の贈呈	3,356	血液製剤使用適正化普及事業	医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、県赤十字血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。	158
細事業名	内容	予算額															
献血推進事業	(1) 若年層向け献血普及啓発事業の実施 ・献血啓発動画のデジタルサイネージでの放映、SNS 広告の実施 ・啓発資材の作成 ・献血推進機運醸成に向けた拡大キャンペーンの実施 ・若年層向け献血啓発広報誌の発行 (2) 献血推進協力団体等感謝状の贈呈	3,356															
血液製剤使用適正化普及事業	医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、県赤十字血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。	158															

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療・保険課管理運営費	5,187	5,097	90				5,187	
トータルコスト	13,216千円（前年度12,984千円）〔正職員：1.0人〕							
<p>1 事業の目的、概要 医療・保険課内外の連絡調整等を行う。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
薬物・毒劇物総合対策事業	1,156	1,151	5	205		(手数料) 224	727										
トータルコスト	12,198千円（前年度11,769千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.8人〕																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>規制薬物、毒物劇物等に係る法令遵守を確保するとともに、薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻薬・覚醒剤等対策費</td> <td> (1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業 ・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導 ・不正大麻・けし撲滅運動 (2) 麻薬中毒者措置事業 </td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>危険ドラッグ等薬物乱用対策事業</td> <td> (1) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り ・危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 ・雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動 (2) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物専門アドバイザー（2名）の助言を受け、知事指定薬物の指定等を行う。 (3) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議の開催 薬物濫用対策推進計画における違法薬物や市販薬のオーバードーズなどの対策や取組について、進捗確認等を行う (4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰 (5) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。 (6) 啓発活動 ・学校・公民館等での違法薬物や市販薬のオーバードーズに関する薬物乱用防止教室の実施 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施 ・薬物乱用防止啓発パンフレット、市販薬オーバードーズに係る相談窓口の案内資材の配布 </td> <td>679</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	麻薬・覚醒剤等対策費	(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業 ・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導 ・不正大麻・けし撲滅運動 (2) 麻薬中毒者措置事業	477	危険ドラッグ等薬物乱用対策事業	(1) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り ・危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 ・雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動 (2) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物専門アドバイザー（2名）の助言を受け、知事指定薬物の指定等を行う。 (3) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議の開催 薬物濫用対策推進計画における違法薬物や市販薬のオーバードーズなどの対策や取組について、進捗確認等を行う (4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰 (5) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。 (6) 啓発活動 ・学校・公民館等での違法薬物や市販薬のオーバードーズに関する薬物乱用防止教室の実施 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施 ・薬物乱用防止啓発パンフレット、市販薬オーバードーズに係る相談窓口の案内資材の配布	679
細事業名	内容	予算額															
麻薬・覚醒剤等対策費	(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業 ・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導 ・不正大麻・けし撲滅運動 (2) 麻薬中毒者措置事業	477															
危険ドラッグ等薬物乱用対策事業	(1) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り ・危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 ・雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動 (2) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物専門アドバイザー（2名）の助言を受け、知事指定薬物の指定等を行う。 (3) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議の開催 薬物濫用対策推進計画における違法薬物や市販薬のオーバードーズなどの対策や取組について、進捗確認等を行う (4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰 (5) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。 (6) 啓発活動 ・学校・公民館等での違法薬物や市販薬のオーバードーズに関する薬物乱用防止教室の実施 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施 ・薬物乱用防止啓発パンフレット、市販薬オーバードーズに係る相談窓口の案内資材の配布	679															

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	5,982	6,131	△149	5,982																
トータルコスト	8,391千円（前年度8,497千円）〔正職員：0.3人〕																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害の発生時に備え、被ばく防護措置の一環として、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急配布体制の整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤の備蓄</td> <td>安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤等）の購入（更新等）、期限切れ薬剤の処分を行う。</td> <td>2,389</td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤の事前配布 ※対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配布に係る事前説明会（米子市・境港市）の実施 郵送配布の実施 配布スタッフ・医師等の研修 事前配布に係る広報チラシ、新聞折込広告等の作成 </td> <td>3,543</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練</td> <td>原子力防災訓練において安定ヨウ素剤に係る医療活動訓練を実施する。</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	安定ヨウ素剤の備蓄	安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤等）の購入（更新等）、期限切れ薬剤の処分を行う。	2,389	安定ヨウ素剤の事前配布 ※対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者	<ul style="list-style-type: none"> 配布に係る事前説明会（米子市・境港市）の実施 郵送配布の実施 配布スタッフ・医師等の研修 事前配布に係る広報チラシ、新聞折込広告等の作成 	3,543	原子力防災訓練	原子力防災訓練において安定ヨウ素剤に係る医療活動訓練を実施する。	50
細事業名	内容	予算額																		
安定ヨウ素剤の備蓄	安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤等）の購入（更新等）、期限切れ薬剤の処分を行う。	2,389																		
安定ヨウ素剤の事前配布 ※対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者	<ul style="list-style-type: none"> 配布に係る事前説明会（米子市・境港市）の実施 郵送配布の実施 配布スタッフ・医師等の研修 事前配布に係る広報チラシ、新聞折込広告等の作成 	3,543																		
原子力防災訓練	原子力防災訓練において安定ヨウ素剤に係る医療活動訓練を実施する。	50																		

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
薬剤師確保対策促進事業	2,265	2,338	△73			(基金繰入金) 420	1,845																
トータルコスト	5,477千円（前年度 5,493千円）〔正職員：0.4人〕																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県薬剤師会と連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬剤師確保対策促進事業補助金</td> <td>（一社）鳥取県薬剤師会が実施する以下の薬剤師確保対策事業に対して補助金を交付する。（補助率1/2） （1）薬学部設置大学における就職ガイダンスへの参加 （2）薬剤師及び薬学部に関する広報、チラシ等作成・配布 （3）高校生のための薬学部進学セミナー開催 等</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>薬学生サマーセミナー（職業体験事業）</td> <td>全国の薬学生を対象に、県内（病院、薬局、行政等）での就業体験や、県内薬剤師との意見交換を通して、卒業後の進路検討の参考としてもらい、県内就業促進につなげる。 【拡充】参加学生数の増加及び参加学生の負担軽減を図るため、交通費に加え、宿泊費も支援を行う。</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>薬学生合同企業説明会の実施（春期）</td> <td>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、鳥取県内の病院・薬局による合同企業説明会（オンライン）を実施し、薬剤師の県内就業促進を図る。</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>中山間地域の病院薬剤師確保事業</td> <td>薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップを両立することのできる奨学金返還助成制度を実施する。</td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	薬剤師確保対策促進事業補助金	（一社）鳥取県薬剤師会が実施する以下の薬剤師確保対策事業に対して補助金を交付する。（補助率1/2） （1）薬学部設置大学における就職ガイダンスへの参加 （2）薬剤師及び薬学部に関する広報、チラシ等作成・配布 （3）高校生のための薬学部進学セミナー開催 等	600	薬学生サマーセミナー（職業体験事業）	全国の薬学生を対象に、県内（病院、薬局、行政等）での就業体験や、県内薬剤師との意見交換を通して、卒業後の進路検討の参考としてもらい、県内就業促進につなげる。 【拡充】参加学生数の増加及び参加学生の負担軽減を図るため、交通費に加え、宿泊費も支援を行う。	585	薬学生合同企業説明会の実施（春期）	薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、鳥取県内の病院・薬局による合同企業説明会（オンライン）を実施し、薬剤師の県内就業促進を図る。	660	中山間地域の病院薬剤師確保事業	薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップを両立することのできる奨学金返還助成制度を実施する。	420
細事業名	内容	予算額																					
薬剤師確保対策促進事業補助金	（一社）鳥取県薬剤師会が実施する以下の薬剤師確保対策事業に対して補助金を交付する。（補助率1/2） （1）薬学部設置大学における就職ガイダンスへの参加 （2）薬剤師及び薬学部に関する広報、チラシ等作成・配布 （3）高校生のための薬学部進学セミナー開催 等	600																					
薬学生サマーセミナー（職業体験事業）	全国の薬学生を対象に、県内（病院、薬局、行政等）での就業体験や、県内薬剤師との意見交換を通して、卒業後の進路検討の参考としてもらい、県内就業促進につなげる。 【拡充】参加学生数の増加及び参加学生の負担軽減を図るため、交通費に加え、宿泊費も支援を行う。	585																					
薬学生合同企業説明会の実施（春期）	薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、鳥取県内の病院・薬局による合同企業説明会（オンライン）を実施し、薬剤師の県内就業促進を図る。	660																					
中山間地域の病院薬剤師確保事業	薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップを両立することのできる奨学金返還助成制度を実施する。	420																					

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「第62回献血運動推進全国大会」開催費	65,000	0	65,000				65,000	
トータルコスト	117,189千円（前年度0千円）〔正職員：6.5人〕							

1 事業の目的、概要

「献血運動推進全国大会」は、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的として、毎年「愛の血液助け合い運動」の期間中（7月1日～31日）に開催されており、令和8年度に、本県において第62回献血運動推進全国大会を開催する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
実行委員会運営事業	大会の企画・運営を行う実行委員会等の開催費用を負担する。 (実行委員会負担金)	733
大会運営業務委託費（※）	式典運営及び会場設営の業務の委託費を負担する。 (実行委員会負担金)	30,000
大会準備及び開催関係費	プレリハーサル及び本大会に係る会場等の使用料等 を負担する。 (実行委員会負担金)	10,720
その他	各種連絡・調整等事務に係る経費 (県直接執行分)	23,547

※令和7年度12月補正予算において債務負担行為を設定している。

(参考) 第62回献血運動推進全国大会（鳥取県大会）について

○開催日：令和8年7月10日

○会 場：米子コンベンションセンター

○主 催：厚生労働省、日本赤十字社、鳥取県

○参加者見込：約1,500名（都道府県、日本赤十字社及び県内市町村関係者、献血功労者等）

○内 容：

・式典（献血功労者及び団体の表彰、体験発表等）及びアトラクション

・会場内での企画展示

➤ 大会関係の献血運動推進標語・ポスター入賞作品等ほか、献血推進活動、鳥取県のPR（食・観光）、本県の医療・福祉に関する紹介等の展示を予定。

➤ あいサポート・アートとっとり特別展を同時開催。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策センター（内線：7857）

2目 結核対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
結核予防対策事業	17,151	16,280	871	5,614			11,537	
トータルコスト	71,748千円（前年度69,912千円）[正職員：6.8人]							

1 事業の目的、概要

結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核の医療費の公費による負担、服薬支援（治療薬を確実に服用できるよう支援する）等を行う。

[感染症予防計画] 全結核の人口10万人対罹患率 目標値7以下（令和11年）（令和6年：5.5）

2 主な事業内容

結核の罹患率は減少傾向であるものの、近年、結核患者に占める高齢者の割合及び若年層に占める外国人患者の割合が高い状況であること等から、高齢者施設、医療機関や監理団体（※）への啓発活動や医療従事者の研修派遣等を実施し、結核予防を推進する。

※技能実習生を受け入れ、その活動及び受け入れ企業へのサポート等を行う非営利団体

細事業名	内容	予算額
啓発事業	結核予防功労者表彰のほか、結核予防週間（9/24～9/30）における普及啓発、結核関係医療従事者等に対する研修を実施する。	837
健診事業	感染のおそれのある者等に対する健康診断を実施するとともに、感染症法に基づき結核健康診断を実施する高齢者施設等に対して補助する。（補助率2/3）	6,533
医療事業等	感染症診査協議会結核部会の運営のほか、結核医療費の公費負担を行う。また、在宅患者に対する訪問指導等継続的な服薬支援を実施する。	9,781

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
感染症対策推進事業	153,748	110,456	43,292	39,973		(手数料) 5	113,770	
トータルコスト	301,986千円（前年度 255,730千円）〔正職員：17.9人 会計年度任用職員：1.2人〕							

1 事業の目的、概要

関係機関との連携により、平時から感染症発生に備えるとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供、感染症対策に関する専門人材の育成、感染症の発生動向調査を踏まえた適切な予防活動、エイズ・性感染症や麻しん・風しん対策、予防接種などの感染症対策を総合的に推進する。

令和7年1月の鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画の変更後、令和8年7月までを目途に市町村新型コロナウイルス等対策行動計画の変更作業が行われている。本県としては、これまで市町村に対し説明会開催、手引き等の周知を行ってきたところであり、引き続き、各市町村の進捗状況のとりまとめ・共有等の支援を行うことで、全県的な対応体制の整備・確保を進めていく。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県感染症対策センター（県版CDC）運営費（単県）	県版CDCにより、平時の人材育成と県内の関係団体や専門家との連携を更に密にするとともに、有事においては即時に感染症危機対応を行う体制を整備する。	786
感染症対応連携体制整備事業(国1/2、単県)	感染症対策連携協議会の開催等を通じて、関係団体や医療機関等と連携して、平時から感染症発生時の対応体制を整備する。	1,390
感染症発生動向調査事業(国10/10、国1/2)	感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス等）、感染症流行予測調査を行うとともに、感染症発生時は感染源の調査や病原体の検査を行い、感染拡大防止等を図る。	23,373
感染症予防事業(国1/2、国3/4、単県)	感染症指定医療機関に対する運営費補助のほか、感染症患者への医療費公費負担や市町村が実施する防疫対策経費に対する補助を行う。	33,426
寄附講座「臨床感染症学講座」設置事業（単県）	県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、鳥取大学医学部「臨床感染症学講座」設置に対して、寄附を行う。	32,000
エイズ予防対策事業(国1/2)	保健所でのHIV・性感染症検査(無料匿名)の実施、世界エイズデーキャンペーンなどの啓発等を実施し、エイズ等の予防対策を推進する。	4,171
麻しん・風しん対策事業(国1/2、単県)	無料抗体検査の実施やワクチン接種費用の補助、啓発を実施する。また、麻しん患者発生時の緊急ワクチン接種を実施する。	10,028
予防接種事故対策事業(国10/10、国1/2、国2/3、単県)	予防接種法に基づく予防接種により発生した健康被害者を救済するための給付等を行う。	7,050
動物由来感染症対策事業（単県）	動物由来感染症に関する研修・普及啓発や情報収集・分析・情報提供体制等の整備を行う。	158
新型コロナウイルス等対策事業(国1/2、単県)	新型コロナウイルス等発生時の医療体制整備のため、医療従事者研修、図上訓練・患者搬送訓練等を行うとともに、新興感染症発生時の医療提供に伴う減収補填（流行初期医療確保措置）のための国保連等システム保守委託を行う。 (変更点) 新型コロナウイルス等の発生に備えて備蓄している抗インフルエンザ薬の更新を行う。	41,366

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新興感染症初動対応事業	500,000	500,000	0	375,000	<87,500> 112,000		13,000	県費負担 100,500
トータルコスト	500,803千円（前年度 500,789千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

新興感染症の発生初期から医療提供体制の確保と感染拡大防止を図り、県民の命と健康を守るため、発生初期に対応する医療機関に対する減収補填等を行う。

2 主な事業内容

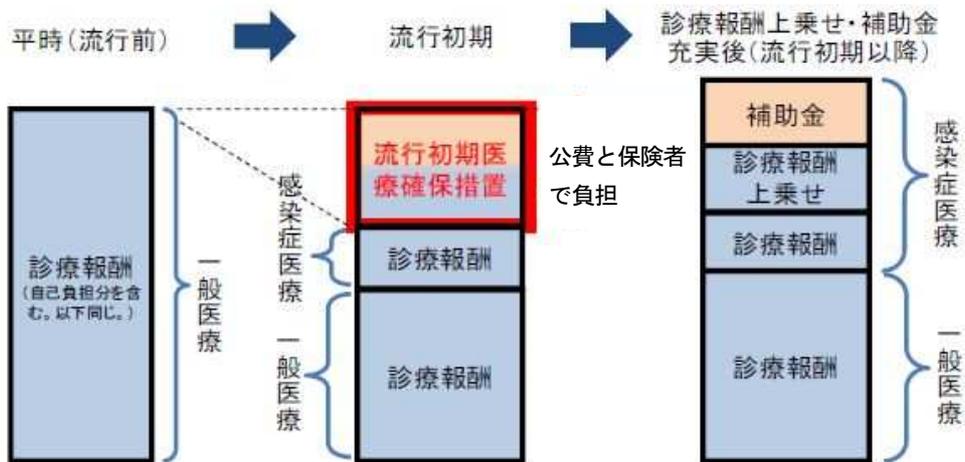
- (1) 新興感染症の流行初期から医療提供体制を確保するため、発生初期から医療提供（病床確保、発熱外来等）を行うとして協定を締結した医療機関に対して、流行初期期間（新興感染症発生から3ヶ月程度）における減収補填を行う。

【流行初期医療確保措置】（341,000千円）

（流行初期期間経過後は診療報酬の上乗せ、補助金により支援継続する想定）

※公費（国・都道府県）と保険者（被用者保険・国保・後期高齢）が1：1で負担

（公費の負担割合）国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可



- (2) 宿泊施設確保（宿泊療養対応）（159,000千円） ※ 国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可
 宿泊療養施設を整備する場合の宿泊施設借上費用（東・中・西部に各1棟 2ヶ月分）

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
 備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（感染症対策センター）管理運営費	1,988	4,222	△2,234				1,988	
トータルコスト	2,791千円（前年度 5,011千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

感染症対策センターの予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	2款 総務費			3款 民生費				
		1項 総務管理費			1項 社会福祉費			
			12目 諸費			1目 社会福祉総務費	2目 身体障がい者福祉費	
1 報酬				158,779	148,849	143,133	991	489
2 給料				376,557	332,018	332,018		
3 職員手当等				237,997	211,266	211,266		
4 共済費				146,887	130,050	130,041	3	3
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費				823,922	729,510	8,075	820	
8 旅費				26,436	24,944	6,577	139	
費用弁償				4,488	4,168	2,892		
普通旅費				6,762	5,752	1,723		
特別旅費				15,186	15,024	1,962	139	
9 交際費				100	100	100		
10 需用費				22,623	22,241	10,505		
11 役務費				33,353	16,474	4,306		
12 委託料				1,179,337	1,155,459	323,917	568	
13 使用料及び賃借料				26,277	26,117	2,643		
14 工事請負費				22,781	22,781	22,781		
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費				400	400			
18 負担金、補助及び交付金				31,002,085	30,677,287	931,914	21	24
19 扶助費				1,319,906	1,124,677	2,313		
20 貸付金				11,560	11,560	11,560		
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料	1,041,661	1,041,661	1,041,661					
23 投資及び出資金								
24 積立金				475,248	470,112			
25 寄附金				950	50			
26 公課費								
27 繰出金				3,029,311	3,029,311			
予備費								
計	1,041,661	1,041,661	1,041,661	38,894,509	38,133,206	2,141,149	2,542	516
財源								
内								
訳								
国庫支出金				2,852,791	2,517,625	418,413		
地方債				250,000	250,000	27,000		
その他				1,617,620	1,504,963	145,055		
一般財源	1,041,661	1,041,661	1,041,661	34,174,098	33,860,618	1,550,681	2,542	516

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節		3款 民生費							
		1項 社会福祉費					2項 児童福祉費		
		4目 高齢者福祉 費	6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	12目 障がい者自 立支援事業 費		1目 児童福祉総 務費	3目 母子福祉費
1	報 酬	885				3,351	1,522		1,522
2	給 料								
3	職 員 手 当 等								
4	共 済 費					3			
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	報 償 費	594,542	390			125,683	94,172	73,670	272
8	旅 費	6,823	267			11,138	90		50
	費用弁償	105	65			1,106	34		14
	普通旅費	615	122			3,292	34		14
	特別旅費	6,103	80			6,740	22		22
9	交 際 費								
10	需 用 費	1,828	556			9,352	372		322
11	役 務 費	4,103	507			7,558	14,736		128
12	委 託 料	216,347	2,587			612,040	1,992		1,668
13	使用料及び賃借料	3,503	1,212			18,759	50		50
14	工 事 請 負 費								
15	原 材 料 費								
16	公 有 財 産 購 入 費								
17	備 品 購 入 費					400			
18	負担金、補助及び交付金	22,135,491	5,864	679,422	1,631,167	5,293,384	159,488		
19	扶 助 費		143			1,122,221			
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び賠償金								
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積 立 金	470,112							
25	寄 附 金		50						
26	公 課 費								
27	繰 出 金				3,029,311				
	予 備 費								
	計	23,433,634	11,576	679,422	4,660,478	7,203,889	272,422	73,670	4,012
財 源 内 訳	国庫支出金	1,064,689	7,200			1,027,323	127,397	73,670	2,529
	地方債	223,000							
	その他	1,288,452				71,456	109,548		
	一般財源	20,857,493	4,376	679,422	4,660,478	6,105,110	35,477		1,483

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費							
	2項 児童福祉費		3項 生活保護費			4項 災害救助費		
	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費		1目 生活保護総 務費	2目 扶 助 費		1目 救 助 費	2目 備 蓄 費
1 報 酬			8,408	8,408				
2 給 料			44,539	44,539				
3 職 員 手 当 等			26,731	26,731				
4 共 済 費			16,837	16,837				
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費		20,230	240	240				
8 旅 費	40		1,402	1,402				
費用弁償	20		286	286				
普通旅費	20		976	976				
特別旅費			140	140				
9 交 際 費								
10 需 用 費	50		10	10				
11 役 務 費	14,608		2,143	2,143				
12 委 託 料	324		21,886	21,886				
13 使用料及び賃借料			110	110				
14 工 事 請 負 費								
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費								
18 負担金、補助及び交付金	159,488		165,310	41,859	123,451			
19 扶 助 費			193,729		193,729	1,500	1,500	
20 貸 付 金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金						5,136		5,136
25 寄 附 金						900	900	
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	174,510	20,230	481,345	164,165	317,180	7,536	2,400	5,136
財 源								
内 庫 支 出 金	30,968	20,230	207,769	62,472	145,297			
地 方 債								
内 そ の 他	109,548		54	54		3,055		3,055
一 般 財 源	33,994		273,522	101,639	171,883	4,481	2,400	2,081

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費								
	1項 公衆衛生費								
	1目 公衆衛生総 務費	2目 結核対策費	3目 予 防 費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 難病対策費			
1 報 酬	88,908	36,794	25,466	2,965	720	2,919		1,386	
2 給 料	736,918	145,764	145,764						
3 職 員 手 当 等	576,961	92,754	92,754						
4 共 済 費	265,645	55,111	55,102			9			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	205,897	11,986	1,025	141	5,224	2,441		184	
8 旅 費	32,036	11,827	1,284	769	2,223	5,058		66	
費用弁償	3,472	1,661	954		174				
普通旅費	12,849	1,800	130	50	695	490			
特別旅費	15,715	8,366	200	719	1,354	4,568		66	
9 交 際 費									
10 需 用 費	98,896	62,053	882	655	52,083	3,699			
11 役 務 費	32,583	12,235	929	110	3,646	965	1,133		
12 委 託 料	1,021,054	283,965	1,314	3,895	15,050	91,712		66,564	
13 使用料及び賃借料	197,849	163,931	596	10	159,668	772			
14 工 事 請 負 費	403,474								
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	4,730	4,730			4,730				
18 負担金、補助及び交付金	5,374,361	527,246	1,745	3,762	383,306	6,677	690	4,241	
19 扶 助 費	1,214,712	1,214,592	82,042	4,844	750	12,333		1,051,789	
20 貸 付 金	972,580								
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	659,862								
25 寄 附 金	68,900	32,000			32,000				
26 公 課 費	38								
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	11,955,404	2,654,988	408,903	17,151	659,400	126,585	1,823	1,124,230	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,727,170	1,236,933	92,186	5,614	415,540	55,238		552,534
	地方債	452,000	112,000			112,000			
	その他	1,042,094	548	542		5	1		
	一般財源	7,734,140	1,305,507	316,175	11,537	131,855	71,346	1,823	571,696

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費								
	1項 公衆衛生費		2項 環境衛生費		3項 保健所費		4項 医薬費		
	8目 健康県づく り推進費	9目 生活習慣病 予防対策費		3目 環境衛生連 絡調整費		1目 保健所費		1目 医薬総務費	
1 報酬	978	2,360			7,913	7,913	44,201	34,154	
2 給料					210,548	210,548	380,606	380,606	
3 職員手当等					128,930	128,930	355,277	355,277	
4 共済費					73,009	73,009	137,525	136,820	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	810	2,161			218	218	193,693		
8 旅費	1,102	1,325			2,647	2,647	17,562	936	
費用弁償	165	368			271	271	1,540	936	
普通旅費	435				2,352	2,352	8,697		
特別旅費	502	957			24	24	7,325		
9 交際費									
10 需用費	3,747	987			9,559	9,559	27,284		
11 役務費	2,633	2,819			8,917	8,917	11,431		
12 委託料	37,540	67,890	199	199	13,146	13,146	723,744		
13 使用料及び賃借料	2,665	220			7,864	7,864	26,054		
14 工事請負費							403,474		
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金	27,110	99,715			194,730	194,730	4,652,385		
19 扶助費		62,834					120		
20 貸付金							972,580		
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金							659,862		
25 寄附金							36,900		
26 公課費					38	38			
27 繰出金									
予備費									
計	76,585	240,311	199	199	657,519	657,519	8,642,698	907,793	
財源内訳	国庫支出金	17,939	97,882			5,292	5,292	1,484,945	
	地方債							340,000	
	その他					12,392	12,392	1,029,154	19,598
	一般財源	58,646	142,429	199	199	639,835	639,835	5,788,599	888,195

令和8年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費						福祉保健部 合計	
	4項 医薬費							
	2目 医務費	3目 保健師等指 導管理費	4目 薬務費	5目 病院費	6目 鳥取看護専 門学校費	7目 倉吉総合看 護専門学校 費		
1 報酬	9,349	295	323		40	40	247,687	
2 給料							1,113,475	
3 職員手当等							814,958	
4 共済費	705						412,532	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費	171,926	641	607		7,048	13,471	1,029,819	
8 旅費	6,652	778	6,133		959	2,104	58,472	
費用弁償	486	18	10		75	15	7,960	
普通旅費	2,317	440	4,940		500	500	19,611	
特別旅費	3,849	320	1,183		384	1,589	30,901	
9 交際費							100	
10 需用費	4,987	77	9,849		3,830	8,541	121,519	
11 役務費	4,573	650	2,317		1,891	2,000	65,936	
12 委託料	650,057	43,328	9,907		2,879	17,573	2,200,391	
13 使用料及び賃借料	7,145	78	13,096		2,735	3,000	224,126	
14 工事請負費	38,169					365,305	426,255	
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費							5,130	
18 負担金、補助及び交付金	1,256,293	17,349	42,229	3,336,304	60	150	36,376,446	
19 扶助費			120				2,534,618	
20 貸付金	327,930	644,650					984,140	
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料							1,041,661	
23 投資及び出資金								
24 積立金	659,862						1,135,110	
25 寄附金	36,900						69,850	
26 公課費							38	
27 繰出金							3,029,311	
予備費								
計	3,174,548	707,846	84,581	3,336,304	19,442	412,184	51,891,574	
財源 内 訳	国庫支出金	1,069,104	3,042	6,319	406,480			5,579,961
	地方債					340,000		702,000
	その他	972,267	9,388	828		12,182	14,891	2,659,714
	一般財源	1,133,177	695,416	77,434	2,929,824	7,260	57,293	42,949,899

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
1 2 目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金	1,041,661
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	18人
	社会福祉統計調査員	6人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	23人
	指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員	6人
	会計年度任用職員	61人
	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会委員	20人
	とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構成団体フォーラムプロポーザル審査会委員	3人
	民生委員	1,064人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
	特定技能外国人の受入マッチング支援事業プロポーザル審査会委員	3人
給 料	外国人材に対する介護研修事業プロポーザル審査会委員	3人
	一般職員	80人
負担金、補助及び交付金	定数外職員	2人
	社会福祉統計調査費交付金	166
	自治法派遣職員負担金	5,492
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	福祉研究学会支援事業補助金	800
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	13,003
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	1,900
	社会福祉事業包括支援事業補助金	28,917
	災害ボランティアセンター強化支援事業補助金	8,950

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	大規模災害ボランティア活動応援事業補助金	5,000
	福祉人材確保・定着促進事業補助金	8,000
	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金	600
	鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金	4,000
	鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金	2,750
	鳥取県世帯訪問調査等支援事業補助金	3,000
	鳥取県重層的支援体制整備事業交付金	49,000
	鳥取県生活困窮者相談支援体制等拡充事業補助金	4,500
	生活福祉資金貸付事業補助金	25,580
	鳥根県東部地震に係る生活福祉資金貸付利子補助金	900
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	119,983
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	2,966
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	16,000
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	鳥取県民生委員担い手確保対策事業補助金	268
	鳥取県日常生活自立支援事業補助金	50,315
	鳥取県成年後見支援センター運営支援事業補助金	14,790
	鳥取県ヤングケアラーのためのオンラインツールを活用した集いの場設置・運営事業補助金	3,993
	鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金	560
	ヤングケアラー支援会議負担金	2
	ひきこもり地域支援センター等設置支援事業補助金	11,475
	鳥取県地域で身寄りのない方を支える市町村支援事業補助金	4,000
	鳥取県家計負担激変緩和対策事業補助金	152,000
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300
	福祉施設経営指導事業補助金	8,215
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	209,613
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	10,199
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	50,740
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	560
	介護人材（介護・障がい）確保促進事業補助金	12,403
	介護福祉士養成施設通学支援事業補助金	420
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	22,406
	高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	3,473
	鳥取県外国人介護人材受入促進事業補助金	8,500
	鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金	10,936
	鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業補助金	5,000
	介護福祉士養成施設の日本語学習充実支援事業補助金	3,000
	特定技能外国人材受入初期経費支援事業補助金	7,500
	貸付金	介護福祉士修学資金貸付金
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	5人
負担金、補助及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	4人
負担金、補助及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 高齢者福祉費		
報酬	介護保険審査会委員	9人
	介護保険審査会専門調査員	1人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア美術展優秀作品選考委員	12人
	笑みの花咲くねんりんフェスタ企画運營業務委託プロポーザル審査会委員	4人
	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	国民健康保険審査会委員	6人
	鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護給付費負担金	9,204,470

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域支援事業交付金	543,513
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	1,333
	介護支援専門員研修事業補助金	27,851
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	1,421
	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業補助金	2,972
	研修参加のための代替要員確保対策事業補助金	1,575
	介護人材キャリアアップ研修支援事業補助金	2,500
	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	141,659
	鳥取県介護保険事業補助金	21,574
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	715,832
	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）補助金	1,182,374
	在宅医療・介護連携の推進支援事業補助金	633
	フレイル予防対策に関わる住民ボランティアの育成・活用事業補助金	2,000
	市町村老人クラブ活動支援補助金	13,872
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	7,984
	単位老人クラブ補助金	14,241
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000
	鳥取県認知症の方が暮らしやすい社会をつくる連携推進事業補助金	2,000
	鳥取県ICT等活用による見守り支援事業補助金	200
	スローショッピング実施事業補助金	3,000
	鳥取県アルツハイマー病治療薬補助金	6,757
	鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金	7,000
	鳥取県中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業補助金	720
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	81,715
	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金	13,800
介護現場におけるカスタマーハラスメント対策事業補助金	1,900	
老人福祉施設等長寿命化対策支援事業補助金	200,000	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県後期高齢者医療給付費負担金	7,354,953
		鳥取県後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,857,405
		鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金	661,187
		鳥取県後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	53,885
	積立金	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金	6,925
		鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	458,689
		鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金積立金	4,498
6目 遺家族等援護費			
負担金、補助及び交付金	鳥取県遺族会補助金	2,991	
	特別給付金等支給事務市町村交付金	2,873	
寄附金	引揚者慰問金	50	
8目 特別医療費助成事業費			
負担金、補助及び交付金	特別医療費補助金	624,633	
	特別医療費事務費補助金	51,839	
	鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950	
9目 国民健康保険連絡調整費			
負担金、補助及び交付金	鳥取県国民健康保険基盤安定事業負担金	1,631,167	
繰出金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金	3,029,311	
12目 障がい者自立支援事業費			
報酬	鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人	
	鳥取県地域自立支援協議会委員	10人	
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人	
	鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査会委員	4人	
	鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会委員	4人	
	鳥取県体験作文等審査委員会委員	5人	
	鳥取県手話施策推進協議会委員	9人	
	推進会議委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	22人	
	作品展表彰審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
報 酬	補助金審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人	
	業務委託プロポーザル審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人	
	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人	
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県障害者医療費負担金	208,603
		鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	64,841
		鳥取県障害者自立支援給付費負担金	4,358,965
		鳥取県重度障がい児者支援事業補助金	68,275
		鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金	12,177
		視覚障がい者向け情報支援機器購入助成事業補助金	800
		鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金	150
		鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金	2,400
		グループホーム施設整備事業補助金	49,583
		グループホーム施設整備強化事業補助金	10,000
		地域生活拠点機能強化支援事業補助金	5,000
		鳥取県地域生活支援事業費等補助金	186,313
		障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金	3,000
		障害福祉サービス等利活用促進事業補助金	500
		施設入所者の地域生活への移行促進事業補助金	3,000
		鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金	224
障がい福祉分野就職支援金貸付事業費補助金		5,221	
高次脳機能障害者家族会補助金		1,305	
一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金		4,222	
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金		1,300	
鳥取県多目的トイレ購入費等補助金	957		
鳥取県UDタクシー利活用モデル事業（福祉分野）支援補助金	100		
鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,000		
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	800		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催事業費補助金	500
	第36回全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック大会開催助成事業補助金	200
	鳥取県盲人ホーム運営費補助金	7,545
	鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金	4,625
	鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度補助金	599
	鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金	3,000
	鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金	1,000
	鳥取県新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金	6,500
	鳥取県福祉の店販売機能強化事業補助金	8,652
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	3,000
	合理的配慮の提供の実践に向けた普及啓発活動等支援補助金	1,000
	鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金	1,000
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金	600
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	500
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	425
	手話通訳士試験受験料補助金	110
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	35,733
	鳥取県点字図書館運営費補助金	55,212
	鳥取県障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	19,000
	鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金	17,350
	フクシ×アートWEEK実行委員会負担金	1,000
	強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	9,000
	強度行動障がい児者体験利用等促進事業補助金	250
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金	8,130	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金	4,500
		強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金	900
		鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	103,269
		鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	8,408
		鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金	1,075
2項 児童福祉費			
3目 母子福祉費			
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人	
	特別児童扶養手当診断書作成嘱託医師	2人	
4目 心身障がい者扶養共済事業費			
負担金、補助及び交付金	年金給付金	96,552	
	弔慰金給付金	750	
	脱退一時金給付金	450	
	特別調整費	61,736	
3項 生活保護費			
1目 生活保護総務費			
報酬	会計年度任用職員	3人	
	嘱託医師	5人	
給料	一般職員	11人	
負担金、補助及び交付金	医療扶助のオンライン資格確認等に係る運営負担金	11	
	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	41,848	
2目 扶助費			
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金	123,451	
4項 災害救助費			
1目 救助費			
寄附金	小災害被害者に対する見舞金	900	
2目 備蓄費			
積立金	災害救助基金積立金	5,136	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
1 目 公衆衛生総務費		
報 酬	衛生統計調査員	11人
	会計年度任用職員	12人
	調査員（管理栄養士）	3人
	調査員（看護師）	2人
給 与	一般職員	36人
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	859
	鳥取県原爆被害者の会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	260
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45
2 目 結核対策費		
報 酬	鳥取県中部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県結核定期健康診断費補助金	3,089
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	673
3 目 予防費		
報 酬	鳥取県感染症対策協議会委員	22人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
	県版CDC 感染症対策監	3人
負担金、補助及び交付金	鳥取県ハンセン病療養所地域交流事業費補助金	150
	感染症予防事業費負担金	258
	鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金	32,408
	感染症予防費市町村等負担金	8
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	84

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県風しん対策特別促進事業補助金	3,036
	予防接種事故対策費負担金	5,934
	予防接種事業費対策補助金	428
	流行初期医療確保措置補助金	341,000
寄 附 金	寄附講座（臨床感染症学講座）設置寄附金	32,000
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県精神医療審査会委員	14人
	指定医師（病状診察）	19人
	指定医師（措置入院診察）	70人
	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員	24人
	アルコール健康障害・依存症対策事業プロポーザル審査会委員	4人
負担金、補助及び交付金	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,718
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金	400
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	2,969
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	鳥取県精神科病院協議会会費	10
5目 母子衛生費		
負担金、補助及び交付金	優生手術等被害者支援事業補助金	690
7目 難病対策費		
報 酬	鳥取県指定難病審査会委員	10人
負担金、補助及び交付金	難病等医療費助成事業負担金（鳥取市分）	2,100
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金（鳥取市分）	1,141
	オンライン登録医療機関環境整備事業補助金	1,000
8目 健康県づくり推進費		
報 酬	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	17人
	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
報酬	健康を支える食文化専門会議委員	9人	
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	15人	
	鳥取県フレイル予防対策専門委員	7人	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金	400
		鳥取県まちの保健室事業補助金	800
		鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,331
		鳥取県地域での食育の推進事業交付金	200
		鳥取県市町村自死対策強化交付金	3,000
		鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金	1,046
		鳥取いのちの電話支援事業費補助金	10,833
		職域におけるフレイル予防推進事業補助金	4,000
		市町村におけるフレイル予防事業補助金	2,500
		9目 生活習慣病予防対策費	
報酬	鳥取県肝炎対策協議会委員	9人	
	鳥取県肝炎対策協議会委員（肝炎治療認定審査会分）	3人	
	鳥取県8020運動推進協議会委員	24人	
	鳥取県歯科保健推進協議会委員	24人	
	鳥取県よい歯のコンクール審査会委員	3人	
	鳥取県がん対策推進県民会議委員	20人	
	圏域がん対策推進会議委員	29人	
	鳥取県地域医療対策協議会（鳥取県がん診療連携拠点病院推薦検討部会）委員	10人	
	負担金、補助及び交付金	初回精密検査受検支援補助金（鳥取市分）	84
肝炎治療医療費補助金（鳥取市分）		700	
健康増進事業費補助金		32,760	
地域がん登録全国協議会負担金		40	
鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金		5,270	
鳥取県休日がん検診実施支援負担金		6,520	
鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金		713	
市町村と連携して行う胃がん対策事業補助金		1,029	

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等
	負担金、補助及び交付金	鳥取県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	28,197
		鳥取県院内がん登録支援事業補助金	3,547
		鳥取県がん専門医資格取得支援負担金	1,280
		鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金	2,606
		鳥取県がん薬物療法専門医・放射線治療医育成支援補助金	300
		鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金	737
		放射線治療提供体制強化事業負担金	4,525
		鳥取県がん患者等の社会参加応援事業補助金	8,480
		抗がん剤治療副作用対策支援事業補助金	81
		県民によるがん対策促進事業補助金	1,000
		妊孕性温存療法補助金	958
		生殖後温存療法補助金	188
		卒煙支援推進事業補助金	500
		受動喫煙防止対策推進事業補助金	200
3項 保健所費			
1目 保健所費			
報酬	嘱託医師		1人
		会計年度任用職員	3人
給料	一般職員		52人
負担金、補助及び交付金	全国保健所長会負担金		30
	社会医学系専門医・指導医登録料		100
	中四国ブロック保健所長会会費		4
	全国保健所長会総会負担金		12
	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金		194,584
4項 医薬費			
1目 医薬総務費			
報酬	会計年度任用職員		13人
給料	一般職員		59人
	定数外職員		35人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2目 医務費		
報 酬	鳥取県医療審議会委員	16人
	鳥取県精度管理専門委員	2人
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	10人
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	16人
	鳥取県地域医療対策協議会委員	19人
	鳥取県死因究明等推進協議会委員	9人
	鳥取県地域保健医療協議会委員	50人
	鳥取県周産期医療協議会委員	17人
	嘱託医師	5人
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	567,796
	臨床検査精度管理推進費補助金	600
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	11
	鳥取県医療施設等設備整備費補助金	308,266
	鳥取県医療提供体制施設整備補助金	12,355
	鳥取県休日等歯科診療所運営費補助金	1,150
	鳥取県周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鳥取県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,417
	救急患者退院コーディネーター事業補助金	3,241
	鳥取県中部小児救急医療支援事業補助金	883
	鳥取県病院間患者搬送のための病院救急車活用促進事業費補助金	1,085
	鳥取県へき地診療所運営事業費補助金	1,088
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	16,078
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	6,000
	自治医科大学運営費負担金	152,800
	鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金	2,348
	鳥取県へき地保健指導所運営事業費補助金	1,173
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
負担金、補助及び交付金	DMA T 隊員養成研修等補助金	1,600	
	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業補助金	2,594	
	鳥取県航空搬送拠点臨時医療施設医療機器整備費補助金	936	
	鳥取県高度救命処置研修開催事業費補助金	700	
	鳥取県ドクターカー運営事業費補助金	10,281	
	鳥取県ドクターヘリ運航経費負担金	26,128	
	3 府県ドクターヘリ運航経費負担金	16,240	
	鳥根県ドクターヘリ運航経費負担金	2,770	
	美保基地内監視カメラ付帯設備電気代負担金	144	
	臨床研修指定病院協議会負担金	2,400	
	医師少数区域経験認定医師支援事業費補助金	5,002	
	中山間地域医療機関への医師派遣事業補助金	22,509	
	災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	616	
	郵便局等を活用した中山間地域のオンライン診療推進事業補助金	4,228	
	医療DX促進事業補助金	10,000	
	訪問看護サービスの維持・確保事業補助金	25,178	
	訪問看護熱中症対策事業補助金	4,500	
	貸付金	鳥取県医師養成確保奨学金	106,800
		鳥取県地域医療強化医師確保奨学金	10,080
		鳥取県緊急医師確保対策奨学金	60,300
鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金		150,750	
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	19,638	
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	640,224	
寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900	
3 目 保健師等指導管理費			
報酬	鳥取県准看護師試験委員	3人	
	看護職員確保対策検討部会委員	12人	
負担金、補助及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600	
	鳥取県病院内保育施設運営費補助金	4,905	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金	1,156
		新卒訪問看護師育成支援事業補助金	4,938
		鳥取県認定看護師養成研修受講補助金	3,750
	貸付金	看護職員等修学資金貸付金	644,650
4目 薬務費			
報酬	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人	
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	8人	
負担金、補助及び交付金	全国薬務主管課長協議会運営会費（負担金）	10	
	鳥取県モバイルファーマシー維持費補助金	166	
	鳥取県薬剤師確保対策促進事業補助金	600	
	第62回献血運動推進全国大会実行委員会負担金	41,453	
5目 病院費			
負担金、補助及び交付金	鳥取県自治体病院補助金	52,147	
	県営病院事業会計交付金	1,976,294	
	県営病院事業会計負担金	1,307,863	
6目 鳥取看護専門学校費			
報酬	鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人	
負担金、補助及び交付金	鳥取安全運転運行管理者協議会会費	10	
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50	
7目 倉吉総合看護専門学校費			
報酬	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人	
負担金、補助及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100	
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和8年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	3,934			令和9年度から 令和10年度まで	3,934					3,934	鳥取県立福祉人 材研修センター業 務委託
令和8年度 ひきこもり支援推進事 業	孤独・孤立 対策課	6,624			令和9年度	6,624	4,016				2,608	とっとりひきこもり 生活支援センター 業務委託
令和8年度 介護福祉士養成事業	長寿社会課	38,310			令和9年度から 令和13年度まで	38,310					38,310	福祉人材修学資 金貸付事業に係る 修学資金貸付原 資の補助
令和8年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	380,880			令和9年度から 令和14年度まで	380,880				21,600	359,280	医師養成確保奨 学金、緊急医師確 保対策奨学金、臨 時特別医師確保 対策奨学金、地域 医療強化医師確 保奨学金の貸付

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和5年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	千円 158,065	令和6年度から 令和7年度まで	千円 63,226	令和8年度から 令和10年度まで	千円 94,839	千円	千円	千円	千円	千円	鳥取県立福祉人 材研修センター 業務委託
令和6年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	8,860	令和7年度	2,215	令和8年度から 令和10年度まで	6,645					6,645	鳥取県立福祉人 材研修センター 業務委託
令和7年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	4,530			令和8年度から 令和10年度まで	4,530					4,530	鳥取県立福祉人 材研修センター 業務委託
令和7年度 生活福祉資金利子補給 対策課	孤独・孤立 対策課	4,876			令和8年度から 令和15年度まで	4,876					4,876	
令和7年度 ひきこもり支援推進事 業	孤独・孤立 対策課	92,466			令和8年度から 令和9年度まで	92,466	46,232				46,232	とっとりひきこもり 生活支援セン ター業務委託
令和7年度 保護行政費	孤独・孤立 対策課	2,746			令和8年度から 令和9年度まで	2,746					2,746	レセプト管理シ ステムの利用料
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚 生事業団経営安定化支 援事業施設解体費補助 金	福祉監査指 導課		平成18年度から 令和7年度まで	288,088	令和8年度から 令和10年度まで	限度額に 同じ					限度額に同 じ	
令和4年度 とっとりデジタル田園都 市推進事業(「鳥取県立 バリアフリー美術館」創 立事業)	障がい福祉 課	6,600	令和5年度から 令和7年度まで	3,960	令和8年度から 令和9年度まで	2,640					2,640	障がい者アート アーカイブ及びバ リアフリー美術館 の保守管理業務
令和6年度 福祉保健部(障がい福 祉課)管理運営費	障がい福祉 課	1,870	令和7年度	660	令和8年度から 令和9年度まで	1,210					1,210	障害福祉サービ ス指定事業者等 管理システム利 用料
令和7年度 心身障がい者扶養共済 事業費	障がい福祉 課	972			令和8年度から 令和10年度まで	972					972	心身障害者扶養 共済システム保 守業務
令和5年度 介護福祉士等修学資金 貸付事業	長寿社会課	54,200	令和6年度から 令和7年度まで	27,185	令和8年度から 令和10年度まで	13,500	13,500					介護福祉士等修 学資金貸付事業 に係る修学資金 貸付原資の補助
令和6年度 介護福祉士等修学資金 貸付金	長寿社会課	25,050	令和7年度	20,550	令和8年度から 令和11年度まで	4,500	4,500					介護福祉士等修 学資金貸付事業 に係る修学資金 貸付原資の補助
令和7年度 介護福祉士等修学資金 貸付金	長寿社会課	43,950			令和8年度から 令和12年度まで	43,950	43,950					介護福祉士等修 学資金貸付事業 に係る修学資金 貸付原資の補助
令和7年度 介護分野で働く外国人 材受入支援事業	長寿社会課	4,000			令和8年度から 令和9年度まで	4,000				4,000		留学生の就労予 定先介護施設等 が支援する奨学 金費用の一部に 対する補助
令和7年度 介護人材確保緊急対策 事業	長寿社会課	10,400			令和8年度から 令和9年度まで	10,400					10,400	県内の介護福祉 士等養成に係る 業務委託
令和7年度 精神保健福祉センター 運営費	健康政策課	1,634			令和8年度から 令和12年度まで	1,634					1,634	電話交換機等の 賃貸借契約

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和3年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	355,200	令和4年度から 令和7年度まで	195,900	令和8年度から 令和9年度まで	90,900				90,900	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学 金、臨時特別医 師確保対策奨学 金の貸付
令和4年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	360,000	令和5年度から 令和7年度まで	173,850	令和8年度から 令和10年度まで	165,750			10,800	154,950	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学 金、臨時特別医 師確保対策奨学 金の貸付
令和5年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	360,000	令和6年度から 令和7年度まで	113,250	令和8年度から 令和11年度まで	216,750			9,600	207,150	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学 金、臨時特別医 師確保対策奨学 金の貸付
令和6年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	363,600	令和7年度	55,800	令和8年度から 令和12年度まで	262,200			18,000	244,200	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学 金、臨時特別医 師確保対策奨学 金の貸付
令和7年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	342,000			令和8年度から 令和13年度まで	342,000			21,600	320,400	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学 金、臨時特別医 師確保対策奨学 金の貸付
令和4年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	737,856	令和5年度から 令和7年度まで	545,262	令和8年度から 令和9年度まで	107,736				107,736	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和5年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	732,480	令和6年度から 令和7年度まで	359,466	令和8年度から 令和10年度まで	264,360				264,360	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和6年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	713,722	令和7年度	184,182	令和8年度から 令和11年度まで	451,800				451,800	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和7年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	699,861			令和8年度から 令和12年度まで	699,861				699,861	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和6年度 看護職員修学資金管理 事務デジタル化事業	医療政策課	13,200	令和7年度	2,640	令和8年度から 令和11年度まで	10,560				10,560	看護職員修学資 金管理事務のシ ステム導入
令和6年度 鳥取県地域医療介護総 合確保基金事業	医療政策課	195,480	令和7年度	65,160	令和8年度から 令和9年度まで	130,320			130,320		寄附講座「地域 医療学講座」開 設事業、鳥取県 地域医療支援セ ンター運営事業
令和7年度 医師・看護職員確保・定 着促進事業	医療政策課	14,400			令和8年度から 令和11年度まで	14,400				14,400	看護職員奨学金 (地域枠追加5名) の貸付
令和7年度 県立看護学校学務シス テム更新事業	医療政策課	7,725			令和8年度から 令和12年度まで	7,725				7,725	県立看護学校学 務システムの管 理運営委託

議 案 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備 考
				国庫支出金	繰 入 金	そ の 他	
(特別会計) 医療・保険課	51,587,862	51,183,469	404,393	15,009,539	(一般会計繰入金) 3,029,311 (基金繰入金) 635,865	(分担金及び負担金) 12,986,466 (前期高齢者交付金) 19,761,004 (共同事業交付金) 133,148 (出産育児交付金) 6,209 (財産収入) 25,301 (繰越金) 1,000 (諸収入) 19	
特別会計 合 計	51,587,862	51,183,469	404,393	15,009,539	3,665,176	32,913,147	

令和8年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1	国民健康保険 運営事業収入		51,587,862	51,183,469	404,393			
	1	分担金及び負担金	12,986,466	12,369,716	616,750			
		1 負担金	12,986,466	12,369,716	616,750			
			12,986,466	12,369,716	616,750	1	国民健康保健事業費納付金	12,986,466
	2	国庫支出金	15,009,539	15,043,038	△ 33,499			
		1 国庫負担金	10,550,633	10,586,302	△ 35,669			
			10,145,441	10,165,766	△ 20,325	1	療養給付費等負担金	10,145,441
			321,162	335,027	△ 13,865	2	高額医療費負担金	321,162
			23,386	22,849	537	3	特別高額医療共同事業負担金	23,386
			60,643	62,659	△ 2,016	4	特定健康診査等負担金	60,643
			1	1	0	5	財政安定化基金負担金	1
		2 国庫補助金	4,458,906	4,456,736	2,170			
			3,955,428	3,789,341	166,087	1	調整交付金	3,955,428
			503,477	666,470	△ 162,993	2	保険者努力支援制度交付金	503,477
			1	1	0	3	財政安定化補助金	1
			0	924	△ 924	4	出産育児交付金	0
	3	前期高齢者交付金	19,761,004	19,993,263	△ 232,259			
		1 前期高齢者交付金	19,761,004	19,993,263	△ 232,259			
			19,761,004	19,993,263	△ 232,259	1	前期高齢者交付金	19,761,004
	4	共同事業交付金	133,148	118,911	14,237			
		1 共同事業交付金	133,148	118,911	14,237			
			133,148	118,911	14,237	1	特別高額医療費共同事業交付金	133,148
	5	出産育児交付金	6,209	0	6,209			
		1 出産育児交付金	6,209	0	6,209			
			6,209	0	6,209	1	出産育児交付金	6,209
	6	財産収入	25,301	20,749	4,552			
		1 財産運用収入	25,301	20,749	4,552			
			25,301	20,749	4,552	1	利子及び配当金	25,301
	7	繰入金	3,665,176	3,636,771	28,405			
		1 一般会計繰入金	3,029,311	3,004,882	24,429			
			3,029,311	3,004,882	24,429	1	一般会計から繰入	3,029,311
		2 基金繰入金	635,865	631,889	3,976			
			635,865	631,889	3,976	1	財政安定化基金繰入金	635,865
	8	繰越金	1,000	1,000	0			
		1 繰越金	1,000	1,000	0			
			1,000	1,000	0	1	前年度繰越金	1,000
	9	諸収入	19	20	△ 1			
		1 県預金利子	1	1	0			
			1	1	0	1	県預金利子	1
		2 雑入	18	19	△ 1			
			18	19	△ 1	1	雑入	18
	99	療養給付費等交付 金	0	1	△ 1			
		1 療養給付費等交付金	0	1	△ 1			
			0	1	△ 1	1	療養給付費等交付金	0
	歳入合計		51,587,862	51,183,469	404,393			

令和8年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課（内線：7157）

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 （総括表）	51,587,862	51,183,469	404,393	15,009,539	(一般会計繰入金) 3,029,311 (基金繰入金) 635,865	(分担金・負担金) 12,986,466 (財産収入) 25,301 (その他) 19,901,380		
トータルコスト	51,648,389千円（前年度51,241,693千円）〔正職員：7.0人、会計年度任用職員：1.5人〕							

1 事業の目的、概要

国民健康保険の財政運営主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を市町村への支払を行う。また、県も市町村とともに国民健康保険の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。

2 主な事業内容

○国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。

○保健事業に取り組むとともに、市町村の保健事業の運営に必要な助言及び支援を行う。

事業名	事業内容	予算額 (前年度)
保険給付費等交付金 (普通交付金)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。	40,756,308 (40,988,369)
保険給付費等交付金 (特別交付金)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。	972,273 (938,025)
後期高齢者支援金	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に納付する。	6,784,455 (6,874,533)
介護納付金	介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。	2,095,026 (2,085,460)
(新) 子ども・子育て支援納付金	子育て世帯を対象とする子ども・子育て支援金制度に対する子ども・子育て支援納付金を支払基金に納付する。	658,754 (0)

※一部の事業のみ記載

1 款 国民健康保険運営事業費
 1 項 国民健康保険運営事業費
 1 目 保険給付費等交付金

医療・保険課 (内線：7157)
 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																
保険給付費等 交付金 (普通交付金)	40,756,308	40,988,369	△232,061	9,890,611	(一般会計繰入金) 1,906,747 (基金繰入金) 635,863	(分担金・負担金) 8,422,725 (その他) 19,900,362																	
トータルコスト	40,773,972千円 (前年度41,005,720千円) [正職員：2.2人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>																							
保険給付費等 交付金 (特別交付金)	972,273	938,025	34,248	609,032	(一般会計繰入金) 363,241																		
トータルコスト	980,382千円 (前年度945,912千円) [正職員：1.0人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国特別調整交付金（市町村分）</td> <td>保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。</td> <td>287,086</td> </tr> <tr> <td>保険者努力支援制度（市町村分）</td> <td>市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。</td> <td>261,303</td> </tr> <tr> <td>県繰入金（2号分）</td> <td>市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。</td> <td>302,598</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金分</td> <td>市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。</td> <td>121,286</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	国特別調整交付金（市町村分）	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	287,086	保険者努力支援制度（市町村分）	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	261,303	県繰入金（2号分）	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	302,598	特定健康診査等負担金分	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	121,286
細事業名	内 容	予算額																					
国特別調整交付金（市町村分）	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	287,086																					
保険者努力支援制度（市町村分）	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	261,303																					
県繰入金（2号分）	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	302,598																					
特定健康診査等負担金分	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	121,286																					

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	6,784,455	6,874,533	△90,078	3,120,982	(一般会計繰入金) 514,938	(分担金・負担金) 3,148,535		
トータルコスト	6,785,258千円（前年度6,875,322千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。</p>								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	13,639	7,425	6,214			(分担金・負担金) 13,639		
トータルコスト	14,442千円（前年度8,214千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在により保険者間に生じた不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数等に応じて、国が定める基準に基づき算定した前期高齢者納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金及び事務費拠出金を納付する。</p>								

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,095,026	2,085,460	9,566	938,574	(一般会計繰入金) 167,524	(分担金・負担金) 988,928		
トータルコスト	2,095,829千円（前年度2,086,249千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 介護保険制度に対して、介護保険の給付費等を賄うための介護納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。</p>								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金	3	4	△1			(分担金・負担金) 3		
トータルコスト	806千円（前年度793千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、病床転換支援金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。</p>								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同 事業拠出金	133,198	118,961	14,237	23,386		(分担金・負担金) 109,812		
トータルコスト	134,001千円（前年度119,750千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万円超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図る。</p> <p>2 主な事業内容 特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。 ・拠出金：必要とされる拠出金の全国総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額</p>								

7目 基金運営事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険財政安定化基金運営事業	26,304	21,752	4,552	1	(基金繰入金) 2	(財産収入) 25,301 (その他) 1,000		
トータルコスト	27,107千円（前年度22,541千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容 ○積み立てを行う場合の想定 ・基金の運用益が生じたとき ・前年度繰越金が生じたとき ・本基金の造成のための国庫補助金が県に交付されたとき （財政安定化基金：財源 国10/10）</p>								

8目 子ども・子育て支援納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) 子ども・子育て支援納付金	658,754	0	658,754	303,230	(一般会計繰入金) 52,700	(分担金・負担金) 302,824		
トータルコスト	659,557千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要 子ども・子育て支援金制度に要する費用に充てるため、子ども・子育て支援納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の子ども・子育て支援納付金を納付する。</p>								

2項 総務費
1目 総務費

医療・保険課（内線：7975）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	14,069	12,607	1,462		(一般会計繰入金) 14,051	(雑入) 18		
トータルコスト	40,793千円（前年度38,493千円）〔正職員：2.8人、会計年度任用職員：1.5人〕							

1 事業の目的、概要

国保事業の運営に関する事務等を行う。

2 主な事業内容

- (1) 国保事業の実施に必要な事務費等を執行する。
- (2) 国保連合会及び保険者協議会に負担金を納付する。
- (3) 国保運営に関する以下について審議を行う。
 - ・国保事業費納付金の徴収に関すること。
 - ・国保運営方針の策定に関すること。
 - ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。

2目 保健事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																	
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																																		
保健事業費	123,833	126,333	△2,500	123,723	(一般会計繰入金) 110																																				
トータルコスト	125,439千円（前年度127,910千円）〔正職員：0.2人〕																																								
<p>1 事業の目的、概要 市町村が行う取組の支援など保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診・特定保健指導従事者研修会</td> <td>県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病（CKD）対策研修会</td> <td>県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村の現状把握・分析</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村のデータ分析支援事業</td> <td>鳥取県国民健康保険団体連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等の分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。 また、県のデータヘルス計画の中間見直しにあたり、保健事業に係る鳥取県の現況調査や調査結果に伴う分析等を実施する。</td> <td>11,885</td> </tr> <tr> <td>とっとりデータ・ヘルスアップ事業</td> <td>国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。</td> <td>17,361</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 県が実施する保健事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診率向上支援事業</td> <td>市町村と連携し、「通知」による個別勧奨等による特定健診受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、特定健診受診率の更なる向上を目指す。</td> <td>66,283</td> </tr> <tr> <td>重複・多剤対策事業</td> <td>重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。</td> <td>24,479</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 人材の確保・育成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業</td> <td>糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。</td> <td>3,237</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	特定健診・特定保健指導従事者研修会	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。	392	慢性腎臓病（CKD）対策研修会	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。	196	細事業名	内 容	予算額	市町村のデータ分析支援事業	鳥取県国民健康保険団体連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等の分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。 また、県のデータヘルス計画の中間見直しにあたり、保健事業に係る鳥取県の現況調査や調査結果に伴う分析等を実施する。	11,885	とっとりデータ・ヘルスアップ事業	国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。	17,361	細事業名	内 容	予算額	特定健診受診率向上支援事業	市町村と連携し、「通知」による個別勧奨等による特定健診受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、特定健診受診率の更なる向上を目指す。	66,283	重複・多剤対策事業	重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。	24,479	細事業名	内 容	予算額	糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。	3,237
細事業名	内 容	予算額																																							
特定健診・特定保健指導従事者研修会	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。	392																																							
慢性腎臓病（CKD）対策研修会	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。	196																																							
細事業名	内 容	予算額																																							
市町村のデータ分析支援事業	鳥取県国民健康保険団体連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等の分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。 また、県のデータヘルス計画の中間見直しにあたり、保健事業に係る鳥取県の現況調査や調査結果に伴う分析等を実施する。	11,885																																							
とっとりデータ・ヘルスアップ事業	国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。	17,361																																							
細事業名	内 容	予算額																																							
特定健診受診率向上支援事業	市町村と連携し、「通知」による個別勧奨等による特定健診受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、特定健診受診率の更なる向上を目指す。	66,283																																							
重複・多剤対策事業	重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。	24,479																																							
細事業名	内 容	予算額																																							
糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。	3,237																																							

3項 予備費
1目 予備費

医療・保険課(内線:7157)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		(一般会計繰入金) 10,000			
トータルコスト	10,803千円(前年度10,789千円)[正職員:0.1人]							

1 事業の目的、概要

国保特別会計予算は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎として積算しており、医療費が増加し予算不足に陥らないよう予備費を措置する。

令和8年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	1款 国民健康保険運営事業費					
	1項 国民健康保険運営事業費					
		1目 保険給付費等交付金	2目 後期高齢者支援金等	3目 前期高齢者納付金等	4目 介護納付金	
1 報酬	3,070					
2 給料						
3 職員手当等	817					
4 共済費	589					
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	324					
8 旅費	1,218					
費用弁償	338					
普通旅費	516					
特別旅費	364					
9 交際費						
10 需用費	1,757					
11 役務費	3,789					
12 委託料	106,072					
13 使用料及び賃借料	1,388					
14 工事請負費						
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	1,230					
18 負担金、補助及び交付金	51,431,305	51,413,657	41,728,581	6,784,455	13,639	2,095,026
19 扶助費						
20 貸付金	1	1				
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金	26,302	26,302				
25 寄付金						
26 公課費						
27 繰出金						
予備費	10,000					
計	51,587,862	51,439,960	41,728,581	6,784,455	13,639	2,095,026
財源内訳	国庫支出金	15,009,539	14,885,816	10,499,643	3,120,982	938,574
	繰入金	3,665,176	3,641,015	2,905,851	514,938	167,524
	その他	32,913,147	32,913,129	28,323,087	3,148,535	13,639
	事業収入					

令和8年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節		1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費				2項 総務費	
		5目 病床転換支援金 等	6目 共同事業拠出金	7目 基金運営事業費	8目 子ども・子育て支 援納付金	1目 総務費	
1	報 酬					3,070	2,961
2	給 料						
3	職 員 手 当 等					817	817
4	共 済 費					589	589
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費					324	
8	旅 費					1,218	934
	費用弁償					338	318
	普通旅費					516	516
	特別旅費					364	100
9	交 際 費						
10	需 用 費					1,757	1,727
11	役 務 費					3,789	2,678
12	委 託 料					106,072	1,458
13	使用料及び賃借料					1,388	1,388
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費					1,230	1,230
18	負担金、補助及び交付金	3	133,198	1	658,754	17,648	287
19	扶 助 費						
20	貸 付 金			1			
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投 資 及 び 出 資 金						
24	積 立 金			26,302			
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
計		3	133,198	26,304	658,754	137,902	14,069
財 源 内 訳	国庫支出金		23,386	1	303,230	123,723	
	繰入金			2	52,700	14,161	14,051
	その他	3	109,812	26,301	302,824	18	18
	事業収入						

令和8年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 国民健康保険運営事業費		
		2項 総務費	3項 予備費	
		2目 保健事業費	1目 予備費	
1	報 酬	109		
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金			
7	報 償 費	324		
8	旅 費	284		
	費用弁償	20		
	普通旅費			
	特別旅費	264		
9	交 際 費			
10	需 用 費	30		
11	役 務 費	1,111		
12	委 託 料	104,614		
13	使用料及び賃借料			
14	工 事 請 負 費			
15	原 材 料 費			
16	公有財産購入費			
17	備 品 購 入 費			
18	負担金、補助及び交付金	17,361		
19	扶 助 費			
20	貸 付 金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投 資 及 び 出 資 金			
24	積 立 金			
25	寄 付 金			
26	公 課 費			
27	繰 出 金			
	予 備 費		10,000	10,000
	計	123,833	10,000	10,000
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	123,723		
	繰 入 金	110	10,000	10,000
	そ の 他			
	事 業 収 入			

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 国民健康保険運営事業費		
1 項 国民健康保険運営事業費		
1 目 保険給付費等交付金		
負担金、補助 及び交付金	保険給付費等交付金	40,756,308
	国特別調整交付金（市町村分）	287,086
	保険者努力支援制度（市町村分）交付金	261,303
	県繰入金（2号分）交付金	302,598
	特定健康診査等負担金	121,286
2 目 後期高齢者支援金等		
負担金、補助 及び交付金	後期高齢者支援金	6,784,077
	後期高齢者関係事務費拠出金	378
3 目 前期高齢者納付金等		
負担金、補助 及び交付金	前期高齢者納付金	13,338
	前期高齢者関係事務費拠出金	301
4 目 介護納付金		
負担金、補助 及び交付金	介護納付金	2,095,026
5 目 病床転換支援金等		
負担金、補助 及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	3
6 目 共同事業拠出金		
負担金、補助 及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	133,198
7 目 基金運営事業費		
負担金、補助 及び交付金	財政安定化基金交付金	1
	貸付金	1
	積立金	26,302
8 目 子ども・子育て支援納付金		
負担金、補助 及び交付金	子ども・子育て支援納付金	658,754
2 項 総務費		
1 目 総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	保険者協議会負担金	41
	KDB負担金	38
	国民健康保険団体連合会負担金	208
2 目 保健事業費		
報酬	公募型プロポーザル審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	とっとり健康ビッグデータ活用事業負担金	17,361

給 与 費 明 細 書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数		給 与 費								共済費		合計		備考			
			報酬		給料		職員手当		計									
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				
本年度	(1) 0	2,481			0			817			3,298			589	3,887			
前年度	(1) 0	2,375			0			762			3,137			557	3,694			
比較	(0) 0	106			0			55			161			32	193			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)				
	本年度	0	0	0	457	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	437	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	20	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)										
	本年度	0	0	0	0	0	0	0										
	前年度	0	0	0	0	0	0	0										
	比較	0	0	0	0	0	0	0										

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考		
			給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)							
本年度	0		0		0		0		0		0			
前年度	0		0		0		0		0		0			
比較	0		0		0		0		0		0			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
						期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)			
本年度	1		2,481	0	817	457	360	3,298	589	3,887
前年度	1		2,375	0	762	437	325	3,137	557	3,694
比較	0		106	0	55	20	35	161	32	193

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品に係る制度が廃止され、法に新たに指定濫用防止医薬品に係る制度の規定が設けられることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) この条例において「濫用等のおそれのある医薬品」とは、法に規定する指定濫用防止医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品（現行省令に規定する濫用等のおそれのある医薬品及びこれと同等に過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品）をいうこととする。 (2) 施行期日は、令和 8 年 5 月 1 日とする。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>医薬品医療機器等法第36条の11第1項に規定する指定濫用防止医薬品</u> (2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2に規定する濫用等のおそれのある医薬品</u> (2) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 子ども・子育て支援法の一部が改正され、子ども・子育て支援金制度が創設されるとともに、国民健康保険法の一部が改正され、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金について、新たに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が含まれるものとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関する事項を定める。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とするイに関する事項を除き、令和 8 年 4 月 1 日とする。 イ 改正後の鳥取県国民健康保険条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。</p>

鳥取県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額（第23条―第26条）</u></p> <p>第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（<u>第27条―第29条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（知事が定める数の告示）</p> <p>第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条、<u>第22条、第23条及び第26条</u>の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。</p> <p>（介護納付金納付金被保険者均等割指数）</p> <p>第22条 略</p> <p><u>第5節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額（第23条―第26条）</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）</u></p> <p><u>第23条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）</u></p> <p><u>第24条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（<u>第23条―第25条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（知事が定める数の告示）</p> <p>第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条<u>及び第22条</u>の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。</p> <p>（介護納付金納付金被保険者均等割指数）</p> <p>第22条 略</p>

第4項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第5項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

(交付金の交付の要件)

第27条 略

(拠出金の額等)

第28条 略

(拠出金の納付期限の延長)

第29条 略

(委任)

第30条 略

(交付金の交付の要件)

第23条 略

(拠出金の額等)

第24条 略

(拠出金の納付期限の延長)

第25条 略

(委任)

第26条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県国民健康保険条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 日本赤十字社鳥取県支部へ県立中央病院関連用地の一部を令和5年4月から令和8年3月末まで無償で貸し付けているが、貸付期間が満了するため貸付期間の延長を行おうとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">所 在 地</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>鳥取市江津字西皆竹318番1 鳥取市江津字土橋370番1</td> <td style="text-align: center;">4,110.71平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 広島市中区千田町二丁目5番5号 日本赤十字社中四国ブロック血液センター</p> <p>(3) 利用目的 血液事業の運営（献血受入及び採血、血液製剤供給等）及び災害救援物資の備蓄</p> <p>(4) 貸付金額 無償</p> <p>(5) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで （初回 昭和55年12月24日から平成22年3月31日まで） （前回 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）</p> <p>(6) 無償貸付を行う理由 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づく採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸し付けようとするものである。</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市江津字西皆竹318番1 鳥取市江津字土橋370番1	4,110.71平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市江津字西皆竹318番1 鳥取市江津字土橋370番1	4,110.71平方メートル					

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (令和8年2月3日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 学校教育法の一部が改正され、専修学校専門課程の在籍者の呼称が生徒から学生に改められることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次に掲げる条例により設置する各専修学校の専門課程の在籍者の呼称を学生(現行 生徒)に改める。 ア 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例 イ 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例 (2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。</p>

鳥取県立歯科衛生専門学校^{の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例}

(鳥取県立歯科衛生専門学校^{の設置及び管理に関する条例の一部改正})

第1条 鳥取県立歯科衛生専門学校^{の設置及び管理に関する条例}（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに<u>学生</u>の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附随する事務（知事のみ^の権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p>	<p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに<u>生徒</u>の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附随する事務（知事のみ^の権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p>

(鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休学等の許可)</p> <p>第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「<u>学生</u>」という。）は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学している<u>学生</u>は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(休学等の許可)</p> <p>第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「<u>生徒</u>」という。）は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学している<u>生徒</u>は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>(除籍)</p> <p>第7条 知事は、<u>学生</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(除籍)</p> <p>第7条 知事は、<u>生徒</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、<u>学生</u>に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する<u>学生</u>に限り、行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められ</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、<u>生徒</u>に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する<u>生徒</u>に限り、行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められ</p>

<p>る<u>学生</u></p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる<u>学生</u></p> <p>(3) 正当の理由がなくて出席が常でない<u>学生</u></p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他<u>学生</u>としての本分に反した<u>学生</u></p>	<p>る<u>生徒</u></p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる<u>生徒</u></p> <p>(3) 正当の理由がなくて出席が常でない<u>生徒</u></p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他<u>生徒</u>としての本分に反した<u>生徒</u></p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和8年2月3日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 手数料の徴収について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。 (2) 施行期日は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日とする(1)に関する事項の一部を除き、令和8年5月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（<u>同条第13項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第8項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第</p>		区分	金額	1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略	2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略	略	略		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（<u>同条第15項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第</p>		区分	金額	1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略	2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略	略	略	
区分	金額																		
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略																		
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略	略																		
略																			
区分	金額																		
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略																		
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査 (1)～(9) 略	略																		
略																			

<p>14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略 (59の2)～(329) 略 2 略</p>	<p>14条第15項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略 (59の2)～(329) 略 2 略</p>
---	---

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(58) 略 (58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（<u>同条第14項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は<u>第14項</u>の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略</td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法<u>第14条第9項</u>の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することと</p>	区分	金額	1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は <u>第14項</u> の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略 略	2 略		略	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(58) 略 (58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（<u>同条第13項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は<u>第13項</u>の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略</td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法<u>第14条第8項</u>の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することと</p>	区分	金額	1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略 略	2 略		略
区分	金額														
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は <u>第14項</u> の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略 略														
2 略															
略															
区分	金額														
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略 略														
2 略															
略															

<p> されている医薬品医療機器等法第 <u>14条第14項</u>の規定に基づく医薬品 等の製造販売の承認事項の変更の 承認 次に掲げる区分に応じ、そ れぞれに定める額 ア～オ 略 (59の2)～(329) 略 2 略 </p>	<p> されている医薬品医療機器等法第 <u>14条第13項</u>の規定に基づく医薬品 等の製造販売の承認事項の変更の 承認 次に掲げる区分に応じ、そ れぞれに定める額 ア～オ 略 (59の2)～(329) 略 2 略 </p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。